

都市計画に関する基本方針
(改定版)

平成29年3月

宮 崎 県

目次

第1章 基本方針の位置付け	1
第2章 宮崎県を取り巻く環境	6
2 - 1 本県の特徴	6
2 - 2 本県を取り巻く社会経済環境の変化	11
2 - 3 人口や産業の将来見通し	11
2 - 4 自然災害の状況	14
第3章 宮崎県の都市計画の現状と課題	16
3 - 1 人口減少・高齢社会に対応した都市構造転換の課題	16
3 - 2 土地利用における現状と課題	21
3 - 3 都市施設における現状と課題	26
3 - 4 都市景観、自然環境における現状と課題	29
3 - 5 防災における現状と課題	31
3 - 6 都市計画の推進における現状と課題	34
第4章 宮崎県の目指す都市づくり	35
4 - 1 本県の実指す都市づくり	35
4 - 2 都市計画の基本方向	37
4 - 3 将来都市構造	40
第5章 都市計画に関する基本方針	44
5 - 1 本県の実指す都市づくりに向けた重点的な対応	44
5 - 2 県全域の基本方針	47
1. 長期的な都市づくりの基本方針	47
2. 土地利用に関する基本方針	56
3. 都市施設に関する基本方針	63
4. 都市景観、自然環境に関する基本方針	68
5. 防災都市づくりに関する基本方針	70
6. 都市計画の推進に関する基本方針	76
附属資料	
都市計画に関する基本方針改定の検討組織	81
宮崎県都市計画審議会専門委員会 委員名簿	82
都市計画に関する基本方針改定の主な経緯	84
用語解説	85

第1章 基本方針の位置付け

1. 都市計画に関する基本方針の位置付け

- 都市計画*制度においては、都道府県が「都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン*」）と定めておくことが必要であり、この「都市計画に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）は、その前提となるものです。
- 基本方針は、県政運営の指針である「宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）*」などの上位計画を踏まえ、県内各都市における都市計画、都市づくり*を推進していくために、宮崎県としての都市づくりの基本的な考え方を定めるものです。
- 今後、県が決定する都市計画区域マスタープラン及びその他の個別の都市計画については、基本方針に基づいて検討、計画策定を行います。
- また、基本方針は、各都市における都市計画行政の主体である市町が決定、改定する「都市計画に関する基本的な方針」（以下、「市町マスタープラン」といいます。）や、市町の個別の都市計画において活用されることが望まれます。
- なお、基本方針は、今後、社会経済情勢や法制度などに大きな変化が生じた場合など、変更の必要が生じた事項等について適宜見直しを行います。

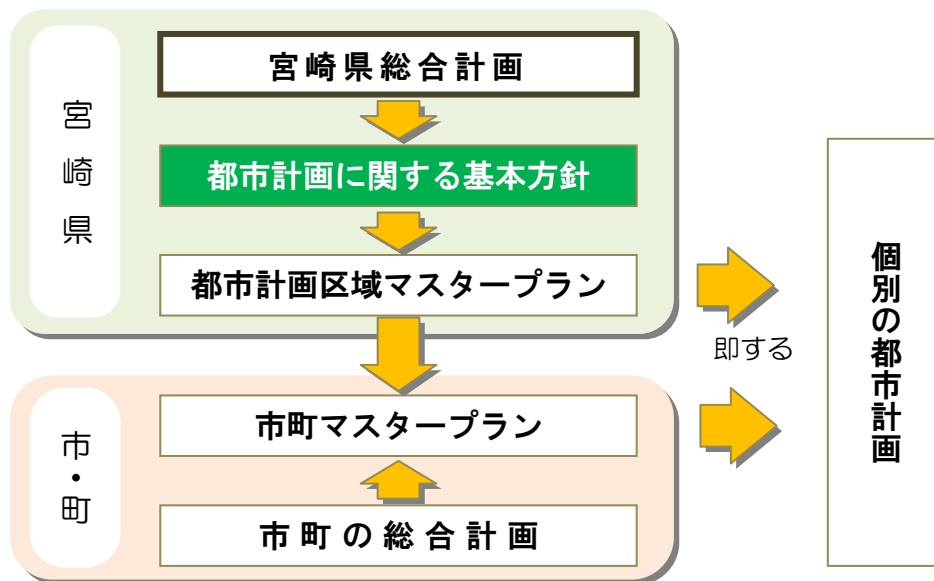


図 都市計画基本方針等の位置付け

*印の用語については、附属資料の用語解説（P. 85～）を参照。（以下同様）

2. 改定の背景

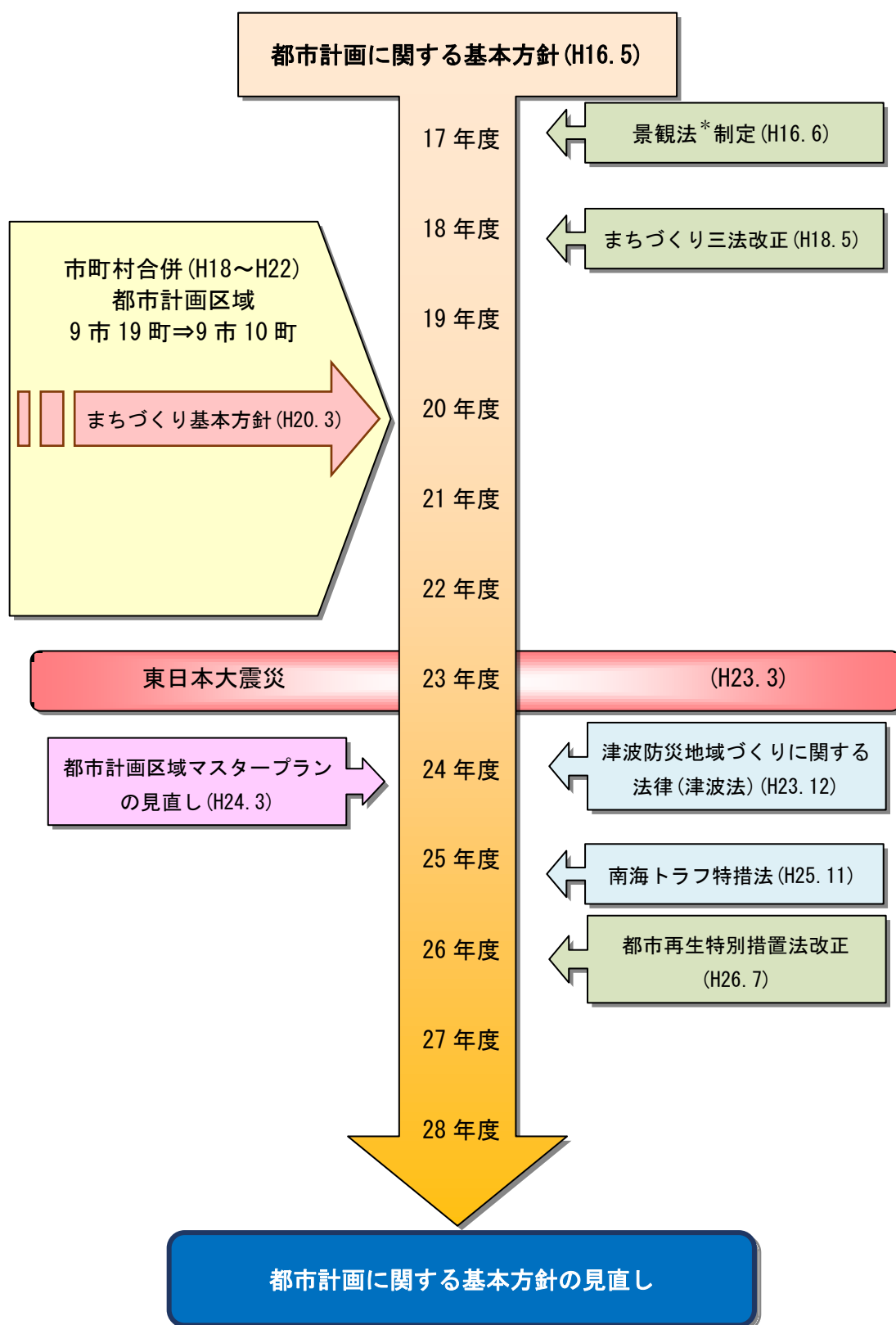
- 本県の「都市計画に関する基本方針」については、平成16年5月に策定していますが、平成18年のまちづくり三法の改正*に伴い、その内容を補完するものとして、人口減少・超高齢社会に対応した「宮崎県まちづくり基本方針」を、平成20年3月に策定しています。
- 今後、日本は、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、さらに、地方都市においては、急激な人口減少が見込まれているため、国においては、都市再生特別措置法の改正等*、都市構造*を見直す法整備が進められています。
また、東日本大震災や熊本地震などの大規模地震、新燃岳の噴火、台風等の集中豪雨に伴う水害、土砂災害など、大規模な自然災害が発生しており、津波防災地域づくり法*の制定、土砂災害防止法*の改正など、これらの被害を軽減するための取組が進められています。
- 本県においても、さらに高齢化が進み、人口減少が加速する見込みとなっており、さらには、自然災害について、南海トラフ地震*に伴う大きな被害が想定されています。
- これらの課題に対応するため、平成16年策定の「都市計画に関する基本方針」に平成20年策定の「宮崎県まちづくり基本方針」を包含し、改定を行うものです。

3. 基本方針の目的 ～全県的な都市づくりの基本方針～

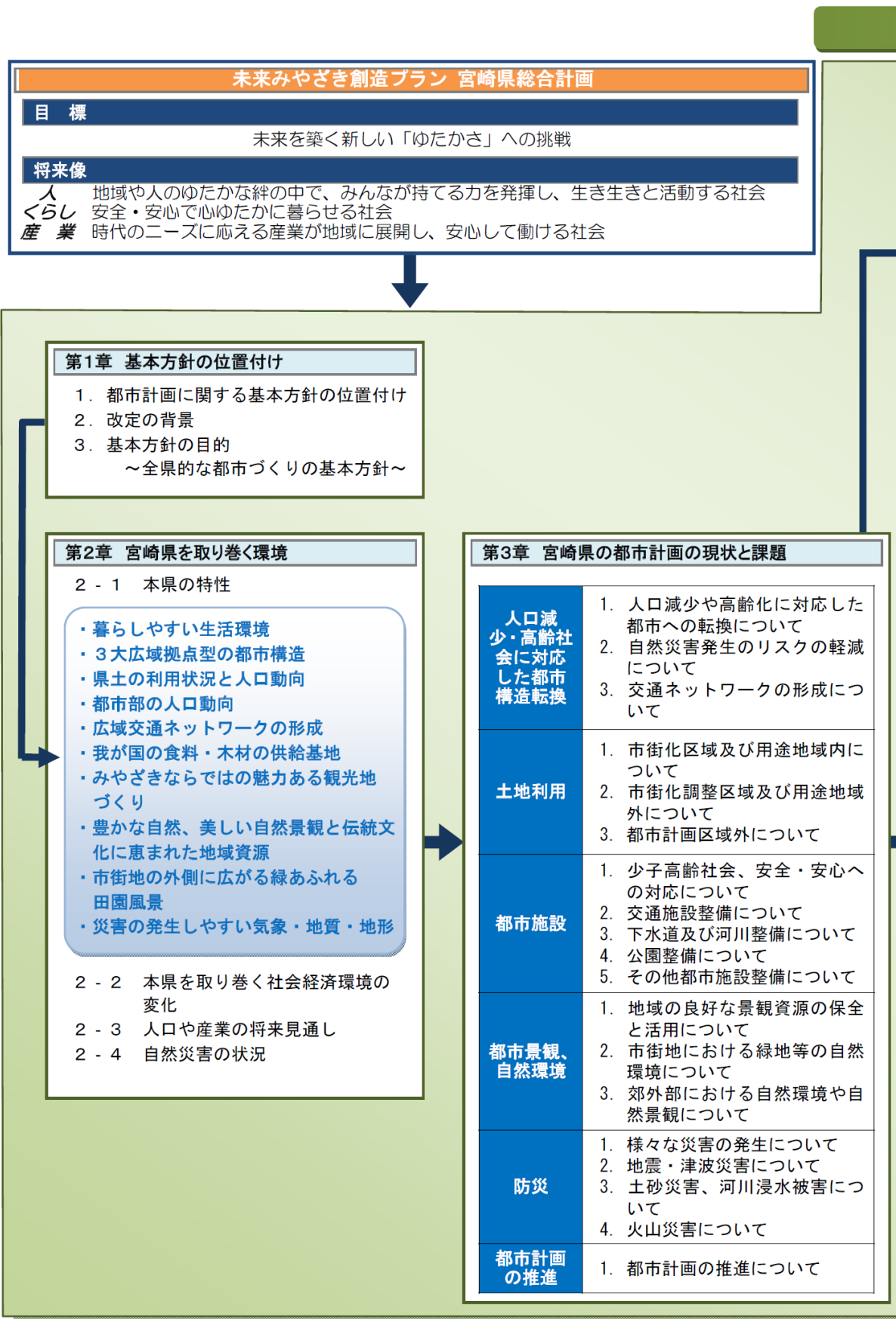
基本方針では、本県における概ね20年後、平成47年を目標年次とする都市づくりの方向性を定めます。

県勢の動向や、現行都市計画法を適用してきた過去48年間の都市計画の歴史を踏まえながら、都市計画から見たこれからの本県の将来都市構造のあり方や、土地利用・都市施設*・都市景観*・自然環境*・都市防災の各分野について都市計画に関する基本的な考え方を示すものです。

■都市計画に関する基本方針改定の背景



■都市計画に関する基本方針の構成



都市計画に関する基本方針の構成

第4章 宮崎県の目指す都市づくり

4-1 本県の目指す都市づくり

<3つの視点>

- 自然環境との共生
- 地域資源を生かした自立
- 都市づくりを担う多様な主体や地域間の連携

<目指す都市づくり>

豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指します。

4-2 都市計画の基本方向

- ①広域都市圏の形成
- ②広域ふるさと交流圏の形成
- ③安全で快適な都市の形成
- ④ふるさと地域の形成

4-3 将来都市構造

県内の6つの圏域を考慮して本県の将来都市構造のあり方を示す

拠点・・・広域拠点・圏域拠点・地域拠点

軸・・・広域連携軸・地域連携軸・水と緑の連携軸

ゾーン・・・市街地形成ゾーン・農住共生ゾーン・自然保全ゾーン

第5章 都市計画に関する基本方針

5-1 本県の目指す都市づくりに向けた重点的な対応

- | | |
|------|------------------------------|
| 重点対応 | 1. 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化 |
| | 2. 安全で快適な生活を送るための都市づくり |
| | 3. 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全 |

5-2 県全域の基本方針

長期的な都市づくり	(1) 「人のまとまり」をつくる (2) 安全な「人のまとまり」をつくる (3) 「人のまとまり」の核をつなぐ
土地利用	(1) 都市計画区域、区域区分に関する基本方針 (2) 市街化区域及び用途地域内の土地利用に関する基本方針 (3) 市街化調整区域及び用途地域外の土地利用に関する基本方針 (4) 都市計画区域外の土地利用に関する基本方針 (5) 大規模集客施設等の適正立地に関する基本方針
都市施設	(1) 共通事項 (2) 交通体系の整備促進 (3) 下水道及び河川の整備促進 (4) 都市公園の整備促進 (5) その他都市施設の整備促進
都市景観、自然環境	(1) 美しい都市景観の保全・形成の促進 (2) 市街地内のうるおいのある美しい自然環境の保全・創出 (3) 郊外部における美しい自然環境の保全・活用
防災都市づくり	(1) 災害全般に関連する共通事項 (2) 地震・津波災害について (3) 豪雨災害・土砂災害について (4) 火山災害について
都市計画の推進	(1) 住民・市町村・県の役割分担と相互連携によるまちづくりの推進 (2) 都市計画に関するマスタープランに基づく住民参加のまちづくりの推進 (3) マネジメント・サイクルによるまちづくりの推進 (4) 持続可能なまちづくりの推進

都市計画区域マスタープラン

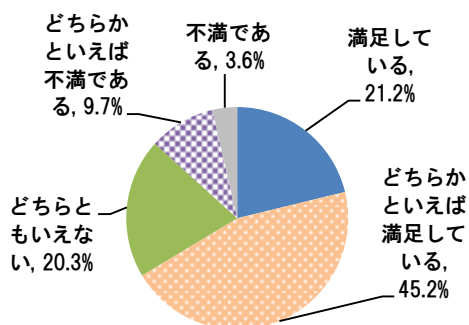
第2章 宮崎県を取り巻く環境

2-1 本県の特性

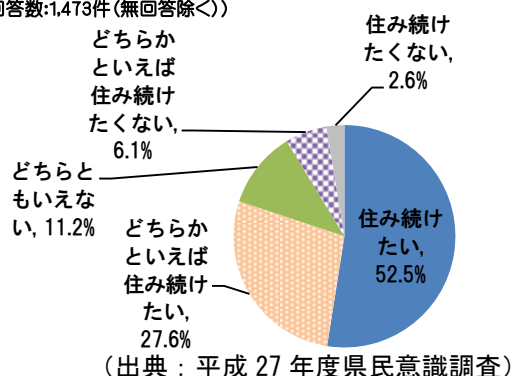
1. 暮らしやすい生活環境

- 温暖な気候条件にあり、豊かで美しい自然環境に恵まれ、全国に先駆けた宮崎県沿道修景美化条例*などに基づき郷土の美化を推進しています。
- 人情味あふれる県民性や物価、地価の安さなど、生活環境に対する満足度も高い水準にあります。

宮崎県での今の暮らしについての満足度
(回答数:1,465件(無回答除く))



今後も現在の地域に住み続けたいか
(回答数:1,473件(無回答除く))



2. 3大広域拠点型の都市構造

- 県内主要都市の人口は、平成27年国勢調査*（人口等基本集計結果）によると、宮崎市が約40万1千人と最も多く、次いで都城市が約16万5千人、延岡市が約12万5千人となっています。
このように、県内には県全域に求心力を持つ中心的な都市として宮崎市があり、次いで都城市、延岡市が南と北の中心的な都市となっており、県全体としては3大広域拠点型の都市構造を形成しています。
- また、県内の上記以外の中小都市についても、それぞれの特性を生かした都市圏を構成しています。

3. 県土の利用状況と人口動向

- 本県は、九州山地を抱え、県土の総面積は、7,735km²で全国14位、九州では鹿児島県に次ぐ面積です。そのうち森林面積が全体の約4分の3を占めています。
- 現在、県内26市町村のうち、9市10町の19市町において都市計画区域が指定されていますが、本県の都市計画区域面積は県土面積の約11%となっており、その都市計画区域内に、全県人口の約82%が集中しているという状況にあります。
- また、宮崎県中山間地域振興条例*に規定する中山間地域*の人口は、本県人口の約4割を占めており、面積は県土面積の約9割を占めるなど、本県にとって重要な地域となっていますが、若年層の流出が進んでいる状況です。

- 次表に示すとおり、都市計画区域外の人口減少と、都市計画区域内の人口の微増により、都市部の都市計画区域内に人口が集中する傾向にあります。

表 都市計画区域内人口と都市計画区域外人口の推移

(単位：人・%)

	平成 12 年人口		平成 22 年人口		人口増減
	人口	割合	人口	割合	
全県人口	1,170,007	100.0%	1,135,233	100.0%	－
都市計画区域内人口	931,269	79.6%	935,474	82.4%	+2.8
都市計画区域外人口	238,738	20.4%	199,759	17.6%	－2.8

(出典：都市計画基礎調査※)

4. 都市部の人口動向

- 我が国では、高度成長期*以降、人口や産業の都市への集中が続いてきました。本県においてもこのような都市化*の動きは例外ではありませんでしたが、本県の場合は、それが3大広域拠点型都市構造の形成という形で展開してきました。しかし、安定・成熟した「都市型社会*」への転換が進む今日、新たな市街地の整備を中心としたものではなく、市街地の再構築と拠点間を結ぶ公共交通サービスの充実により、高齢者をはじめとする住民が医療・福祉施設及び商業施設などに容易にアクセスできる、コンパクトな都市*づくりが求められています。
- 3大広域拠点型都市構造を形成する本県において、かつて一様に都市化の波が集中していた前述の人口10万人以上の3都市を例に見ると、人口動向に格差が生じています。

例えば、国勢調査に基づく人口増減(H22/H12)に着目すると、宮崎市を中心とする宮崎広域都市計画区域及び都城市を中心とする都城広域都市計画区域では、人口増加が見られますが、延岡市を中心とする日向延岡新産業都市計画区域では、人口が減少しています。

表 宮崎広域・都城広域・日向延岡新産業都市計画区域人口の推移

(単位：人・%)

都市計画区域名	平成 12 年人口	平成 22 年人口	人口増減
宮崎広域	379,815	390,304	+2.8
都城広域	165,735	170,761	+3.0
日向延岡新産業	194,037	188,768	－2.7

(出典：都市計画基礎調査)

※ 都市計画基礎調査(平成24～26年度に県が実施)は、平成22年国勢調査を基に集計している。

5. 広域交通ネットワークの形成

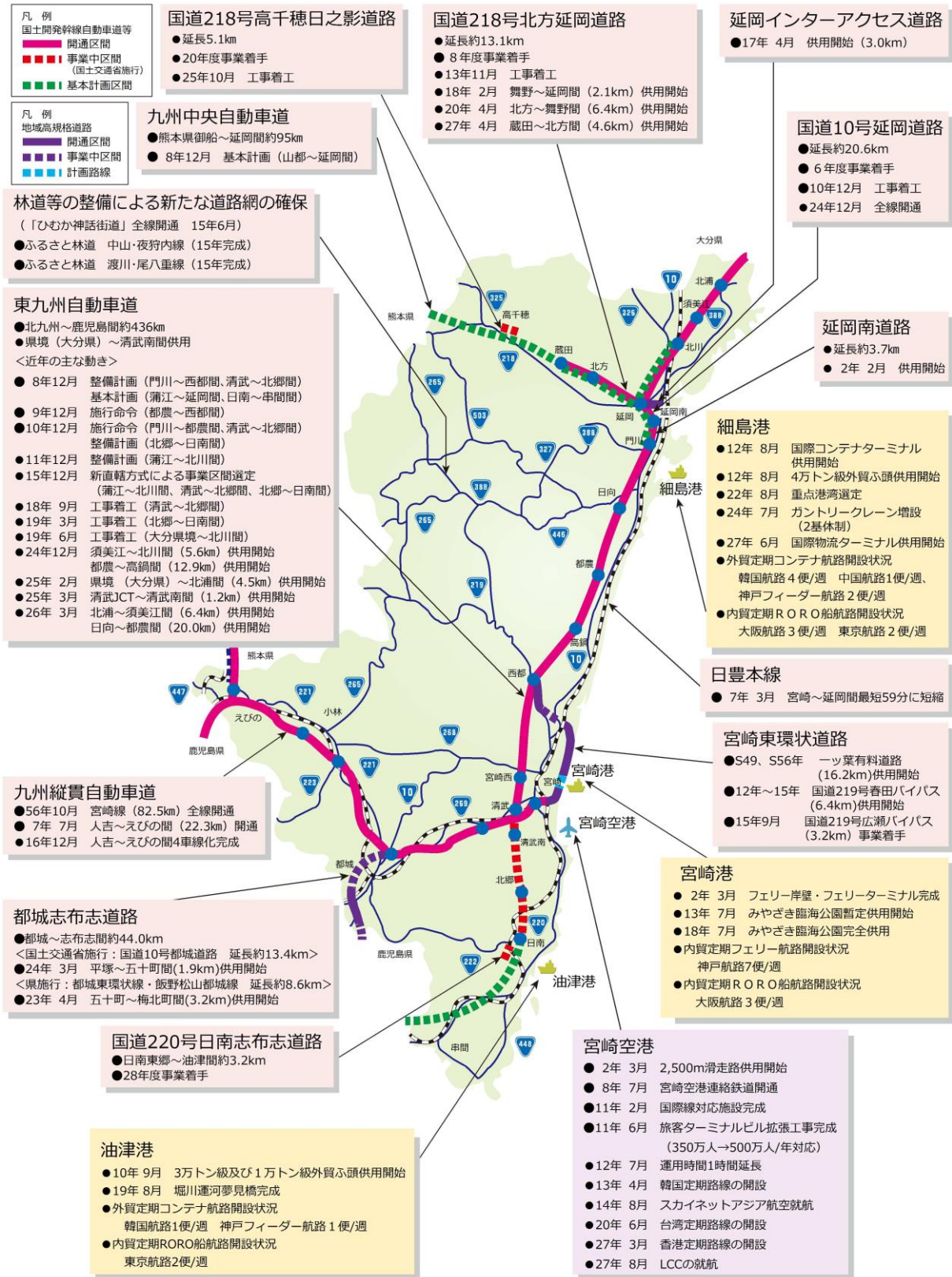


図 主な総合交通網の状況
(出典：みやざきのうごき 2016、県都市計画課において一部追加・修正)

- 東九州自動車道*や九州中央自動車道*をはじめとした高規格幹線道路*・地域高規格道路*が整備、計画中であり、これらと連携して、県内主要都市間及びその都市と周辺市町村間を概ね1時間で連絡する国県道の「道路ネットワーク」形成が展開されています。

また、都市間の交流・連携を支える「広域交通ネットワーク」については、高規格幹線道路である東九州自動車道の清武南IC以北の開通や清武南IC以南の事業着手、九州中央自動車道の一部となる国道218号北方延岡道路の開通や国道218号高千穂日之影道路の事業着手など、整備が進んでいます。

これらの、高規格幹線道路等の開通により、地域発展の中心となる都市圏の形成や隣県を含めた地域相互の交流促進を図ることが可能となります。

- 宮崎空港と国際定期航空路線を有する韓国や台湾、香港をはじめ、個人観光客へのビザ発給要件が大幅に緩和され、更なる巨大市場として大きな期待が寄せられている中国など、東アジアからの誘客に向け、効果的な誘致戦略を積極的に展開しています。

6. 我が国の食料・木材の供給基地

- 本県の農業産出額は全国5位（平成26年、以下同じ）、特に畜産においては全国でもトップレベルにあるなど、農業県として国内でも主要な地位にあります。

水産業では、海面漁業・養殖業生産量全国15位、近海かつお*一本釣漁業は全国1位、また、林業でも素材生産量は全国2位であり、その内、スギ材生産量は平成3年から連続して全国1位となっており、我が国の食料・木材の供給基地になっています。

- 農山漁村においては、都市部よりも早いペースで高齢化や過疎化*が進行するなど、農林水産業を取り巻く情勢は非常に厳しくなっています。

しかし、我が国の食料・木材の供給基地として、本県の役割はますます重要となっています。

7. みやざきならではの魅力ある観光地づくり

- 本県は、昭和初期から、自然公園の拡大や美しい郷土づくり運動など「全県公園化」を進めるとともに、全国に先駆けて「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、快適な観光ルートづくりに取り組んできました。

- また、美しい自然景観を生かした観光リゾート地、国際会議などに対応できる国際コンベンション*リゾート地、歴史的資源や神話・伝承などの伝統文化を生かした観光地として、ソフト・ハードにわたる基盤が整っています。

- さらに、様々なスポーツ大会やスポーツキャンプ誘致などを行い、「スポーツランドみやざき*」の推進に向けて積極的に取り組んでいます。

8. 豊かな自然、美しい自然景観と伝統文化に恵まれた地域資源

- 本県では、海と自然海岸の景勝が織り成す南国宮崎を象徴する日向灘の海岸景観、雄大な九州山地の山々と渓谷、雲海などの山間部の自然景観、その間をつなぐ豊かな水と自然の残る多数の河川景観や田園風景、里山*風景が見られます。
- また、宮崎は、古代より「日向（ひむか）の国」と呼ばれており、古代ロマンにみちた神話・伝承など、伝統文化が数多く残る地域です。
- これらの美しい景観を構成する自然資源や多彩な伝統文化が、宮崎の個性を彩る貴重な観光資源や、地域活性化のための重要な地域資源ともなっています。
- また、これまでの地域が一体となった取組が評価され、平成24年7月には、綾川流域の日本最大級の照葉樹林「綾地域」が生物圏保存地域（ユネスコエコパーク*）として登録され、平成27年12月には、「高千穂郷・椎葉山地域」に伝わる伝統的な山間地農林業と伝統文化が世界農業遺産（GIAHS）*に認定されています。

9. 市街地の外側に広がる緑あふれる田園風景

- 宮崎の郷土景観を象徴する広々と広がるのどかな田園風景が特徴です。
- 豊かな水と自然の残る田園、里山が山地のふもとに展開し、緑に囲まれた美しい農村が育まれています。
- これらが、市街地を取り囲んで広がり、市街地環境*と調和することによって、住民に自然豊かな印象を与えています。

10. 災害の発生しやすい気象・地質・地形

- 本県の平均年間降水量は約2,500mmであり、全国平均の約1,700mmを大きく上回っており、全国でも有数の多雨県となっています。
- シラス*などの特殊な土壌が広く県土を覆っていることなどから、台風や梅雨時などに、土砂災害が発生しやすい状況にあります。
- 台風などの豪雨時における河川の氾濫により、床上・床下浸水といった浸水被害も発生しています。
- 本県東方の日向灘沖を震源とする海溝型地震、霧島山周辺における火山性地震が、これまでも度々発生しているほか、南海トラフ地震の発生も予測されています。
- 平成23年1月の新燃岳の噴火に見られるように、霧島山系は現在も活発な火山活動状態にあり、本県の北諸県圏域や西諸県圏域は、降灰等の火山被害が予測されています。

2 - 2 本県を取り巻く社会経済環境の変化

- 平成26年の都市再生特別措置法の改正等の背景ともなっている、人口減少や高齢化、都市をめぐる社会経済環境の変化については、本県においても全国と同様の傾向にあります。
- 本県の都市計画行政においても、特に、地方都市に共通する次のような社会的な課題への対応が求められています。
 - ・ 深刻な高齢化の進行、人口減少の本格化
 - ・ 巨大地震や豪雨等の大規模災害に対応したまちづくり*
 - ・ モータリゼーション*の進展などによる市街地の拡散
 - ・ 中心市街地*の空洞化*と市街地の低密度化
 - ・ 環境に配慮した低炭素社会・循環型社会*・自然共生社会*の実現
 - ・ 地方分権*の進展と持続可能な都市*経営
 - ・ 協働まちづくりの必要性の高まり
 - ・ ライフスタイル*や価値観の変化
 - ・ 高齢者の生活環境・子育て環境の向上
 - ・ 情報通信技術（ICT*）の発展・普及
- 幹線道路*の沿道など、依然として市街地の拡散は続いていますが、大きな流れとして安定・成熟した都市型社会へ移行しつつあります。

2 - 3 人口や産業の将来見通し

1. 宮崎県における人口の見通し

- 平成12年から平成22年にかけての県全体の人口動向を見ると、117万人から113万5千人へと、やや減少傾向で推移している状況にあります。
また、これまで増加傾向にあったものの人口が減少しつつある都市や、人口の減少が著しい都市が見られます。
- 国立社会保障・人口問題研究所*の推計データなどからも、今後、日本全体での人口減少が予測される中、本県の総人口は、出生者数の減少や死亡数増による自然減及び若年層の転出超過による社会減が続くことにより、平成32年には約107万人になると見込まれます。
- 平成22年から32年の10年間で、年少人口（0～14歳）が約1.3%減少することが予測されるとともに、65歳以上の高齢者は平成22年に4人に1人であったものが、平成32年には3人に1人になるものと見込まれ、深刻な少子高齢社会が進行するものと考えられます。
- 総人口が減少する中、世帯当たり人数の減少や高齢者単独世帯の増加により、本県の世帯数は平成27年頃まで増加し、その後減少傾向に移行するものと見込まれます。特に、平成32年には約3分の1が高齢世帯になり、その半数以上が75歳以上の世帯主になると見込まれます。

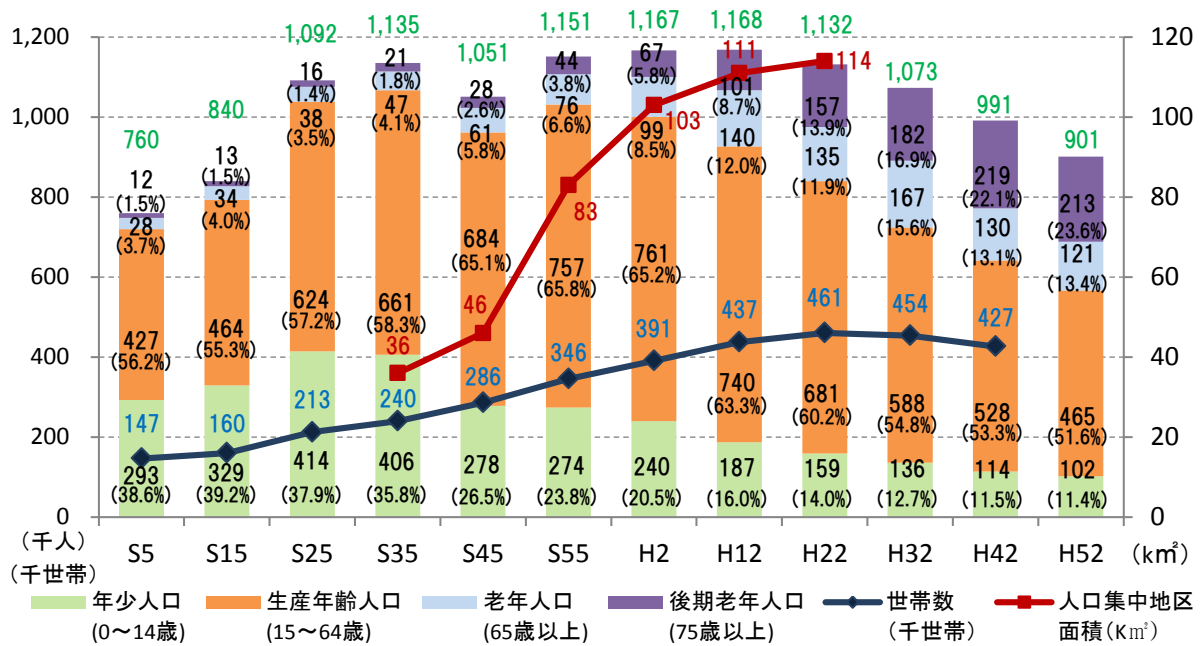


図 宮崎県の年代区分別人口、世帯数、人口集中地区の推移
(出典：S5～H22 国勢調査(年齢不詳除く)、H32～H52 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口・世帯数」)

- 平成27年国勢調査(人口等基本集計結果)によると、県全体の人口は110万4千人、65歳以上の高齢者の割合は約29.5%と、国立社会保障・人口問題研究所の推計データ(110万7千人、約29.5%)と概ね同様の調査結果となっています。

2. 宮崎県における産業の見通し

- 本県の全就業者数は、平成7年度までの微増傾向から、減少傾向が続いています。
また、長期的な産業別就業者割合の推移の見通しについては、第一次産業では減少が続く中、第二次産業においても労働生産性*の向上などにより減少傾向にあります。第三次産業では、経済のソフト化・サービス化*に伴い就業者割合は増加してきたものの、全就業者数の減少による影響で、今後は就業者数の減少が見込まれます。
- 特に、第一次産業については、この20年間で就業者数が4割以上減少しており、就業者の高齢化等に伴い、今後も減少するものと見込まれます。
- 本県の経済は、製造業の拡大や継続的な公共投資などにより成長してきましたが、国や地方自治体の本格的な財政構造改革*が進展し、今後も社会保障関係費の増加等により、厳しい財政状況が続く見込みとなっていることから、引き続き、公共投資は抑制基調で推移していくものと見込まれます。

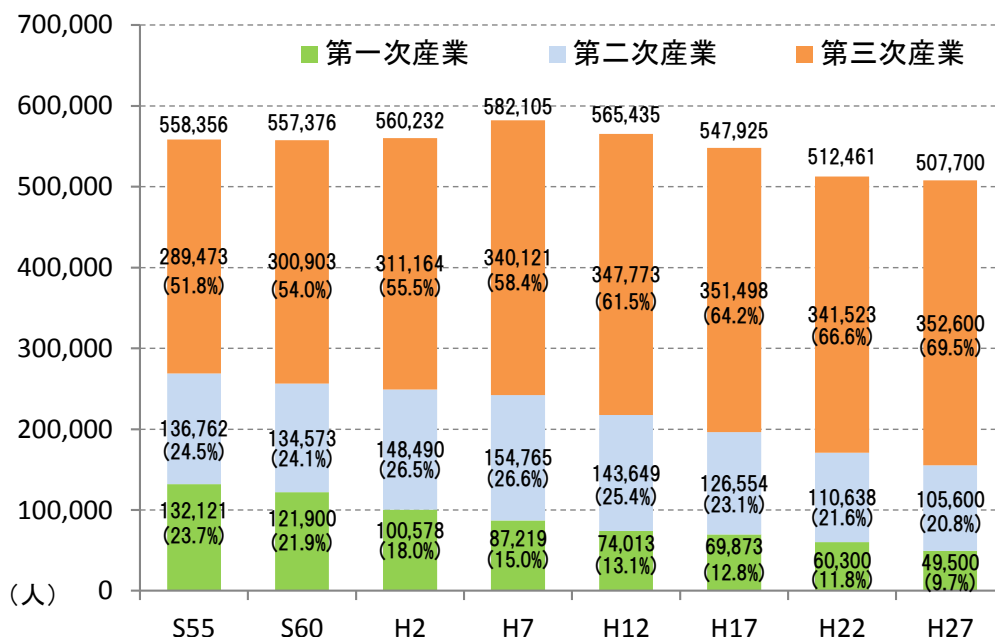


図 県内の産業別就業者数の推移

(出典：国勢調査 (H27 は抽出速報値))

- こうした中で、幅広い産業分野の多様な連携の強化や産学官共同の技術開発*などによる産業活動の活性化を図っていくことにより、ひとつの進歩が多様な付加価値を誘発し、幅広い分野に波及していくような有機的な産業構造の構築や、経済成長への移行が望まれます。

そのひとつとして、東九州地域医療産業拠点構想* (東九州メディカルバレー構想) が総合特区*として第1次指定されたことを受け、構想推進会議や医療機器産業研究会の開催や、各種支援施策が行われています。

また、官民が共通の目標のもとに、フードビジネス*の「成長産業化」を目指して「食の王国みやざき」の地域ブランド*確立へとつなげる「みやざきフードビジネス振興構想」を策定し、フードビジネスの創出・拡大・基盤の充実を推進しています。

- 「宮崎県総合計画 (未来みやざき創造プラン)」の平成42年推計値によると、現状の傾向で推移した場合の県内総生産額は約23%減少しますが、経済活動の生産性向上と高齢者等の就業促進などに取り組み、状況が改善される場合は約6%程度の減少にとどまると見込まれています。

2 - 4 自然災害の状況

1. 南海トラフ地震被害の概要

- 宮崎県沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっています。
- 平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえた、最新の科学的知見に基づく地震予測では、静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフにおいて、今後30年以内にマグニチュード8～9の南海トラフ地震が70%程度の確率で発生するとされています。
- 南海トラフ地震による被害想定（宮崎県想定）では、最大震度は7、最大津波高は17mと想定され、これによる人的被害（死者数）は約3万5千人、建物被害（全壊棟数）は約8万9千棟に上ります。

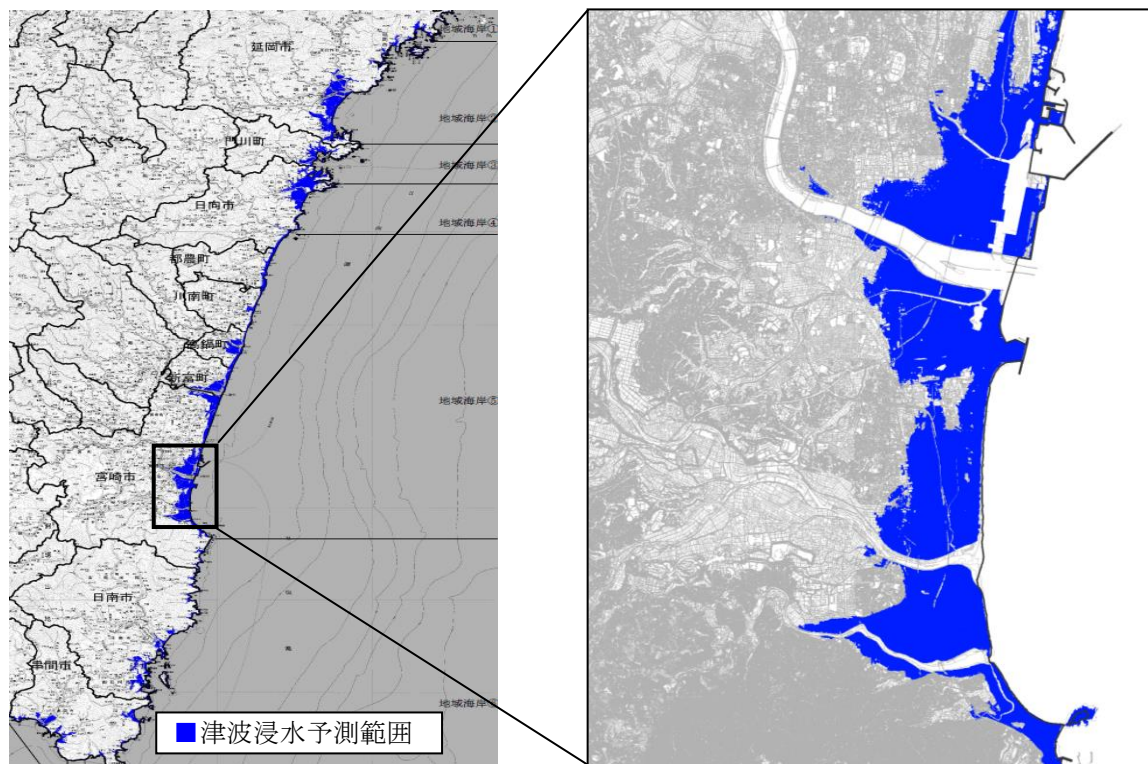


図 宮崎県津波浸水想定（県全体）

図 宮崎県津波浸水想定（宮崎市中心部）

（出典：宮崎県津波浸水想定（H25.2作成））

南海トラフ地震における最大震度と最大津波高（宮崎県独自予測）、内閣府想定と県想定（想定ケース①と想定ケース②）による建物と人的被害は以下のとおりです。

表 最大震度及び最大津波高

最大震度	最大津波高
震度7	17m

表 被害想定

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害 (全壊棟数)	約83,000棟	約89,000棟	約88,000棟
人的被害 (死者数)	約42,000人	約35,000人	約28,000人

※想定ケース①：内閣府の強度断層モデル及び津波断層モデルを用い、県独自に再解析
 想定ケース②：県独自の強度断層モデル及び津波断層モデルを用い、解析

(出典：新・宮崎県地震減災計画)

2. 豪雨・土砂・火山災害の概要

- 近年、全国的に甚大な自然災害が発生しており、本県においても、豊かな自然環境に囲まれている反面、様々な災害の脅威を抱えています。

■豪雨・土砂災害

国内では、近年、気候変動の影響等により、記録的な集中豪雨による甚大な被害が発生しています。

年間降水量が多く、台風の影響を受けやすい本県においても、河川（外水*）や内水*の氾濫等に伴い、床上・床下浸水などの家屋被害や、農地の冠水などの農林業等への被害が発生しています。

また、土砂災害は人的被害に直結しやすい災害であり、本県では自然災害による死者・行方不明者の半数を土砂災害の被害者が占めています。

■火山災害

平成23年1月に発生した新燃岳の噴火は記憶に新しい火山災害ですが、本県は長い歴史の中でも、大小様々な噴火・降灰による被害を受けてきました。

火山活動によって本県に被害をもたらす可能性のある火山は、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳の五山ですが、火山活動により受ける本県の被害は、降灰による農業関係の被害のほか、特に、霧島山火山が噴火した場合は地域住民や観光客等への様々な被害が発生することが予想されます。

また、霧島山火山災害警戒地域に指定された市町は、都城市、小林市、えびの市及び高原町となっています。

第3章 宮崎県の都市計画の現状と課題

○本県の都市計画においては、次のような現状と課題が見られます。

3-1 人口減少・高齢社会に対応した都市構造転換の課題

1. 人口減少や高齢化に対応した都市への転換について

■現状

- これまでの都市計画行政においては、無秩序な都市の拡大を防止するため、線引き制度*や用途地域*、地区計画*等の各種制度により、地域の実情にあった土地利用のコントロールを行い、適切な人口規模の維持や、市街地形成、施設整備への取組を計画的に進めてきました。
- その結果、都市計画区域内や用途地域内の人口の割合は、増加傾向となっています。(図3-1)

また、人口集中地区*面積が広がり、人口集中地区の人口密度が低下していましたが、近年では、いずれも横ばいで推移しています。(図3-2)

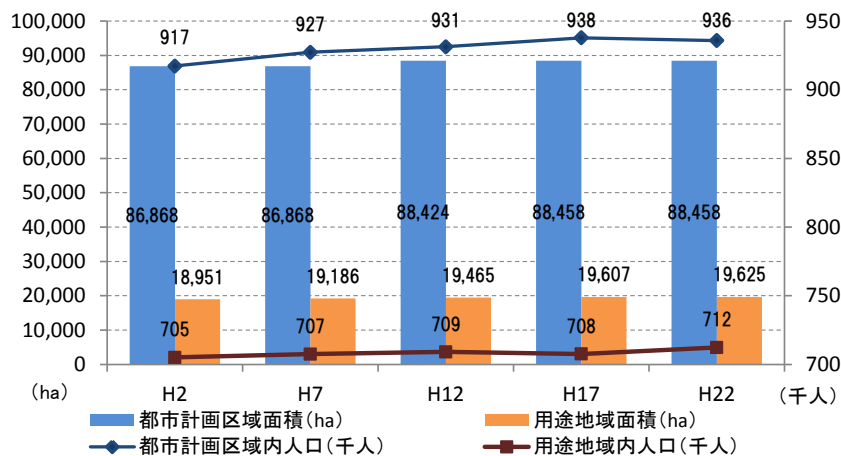


図3-1 宮崎県 都市計画区域面積・人口、用途地域面積・人口の推移

(出典：宮崎県の都市計画（資料編）2015、都市計画基礎調査)

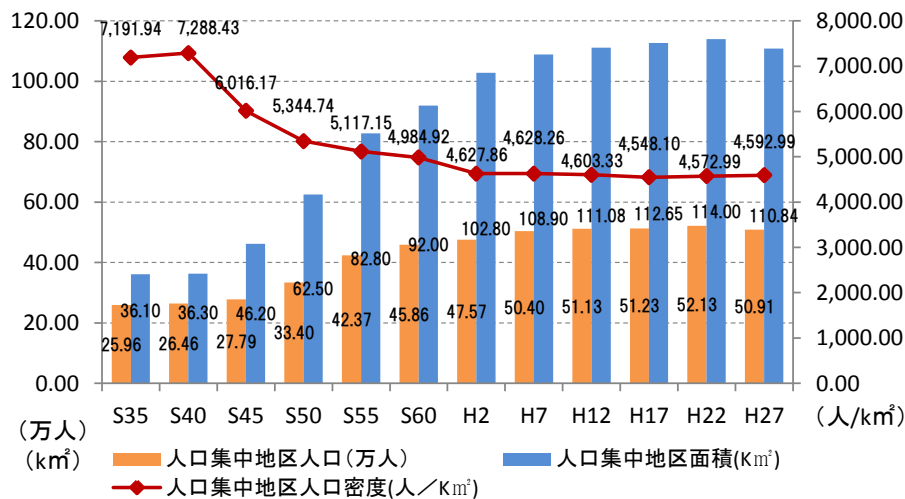


図3-2 県内の人口集中地区の推移

(出典：国勢調査)

なお、昭和40年と平成27年の人口密度を全国と比較すると、その減少率は小さく、人口集中地区の人口割合も、全国平均程度となっています。(図3-3、3-4)

しかし、人口減少と高齢化が進む中で、このまま何の対策もしない場合、市街地が拡散し、低密度化を招くおそれがあります。(図3-5)

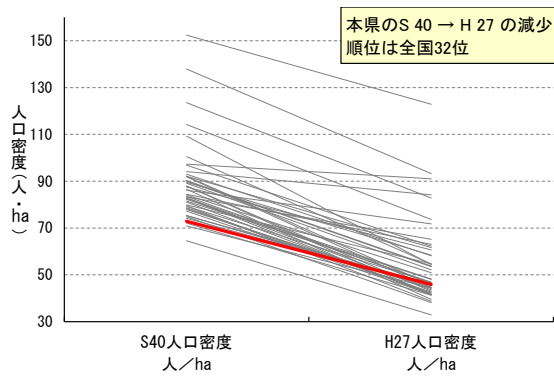


図3-3 全国の人口集中地区人口密度の推移
(出典：平成27年国勢調査)

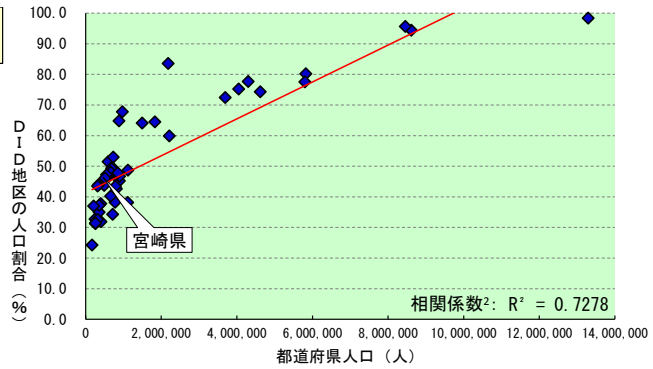


図3-4 全国の人口集中地区の人口割合
(出典：平成27年国勢調査)

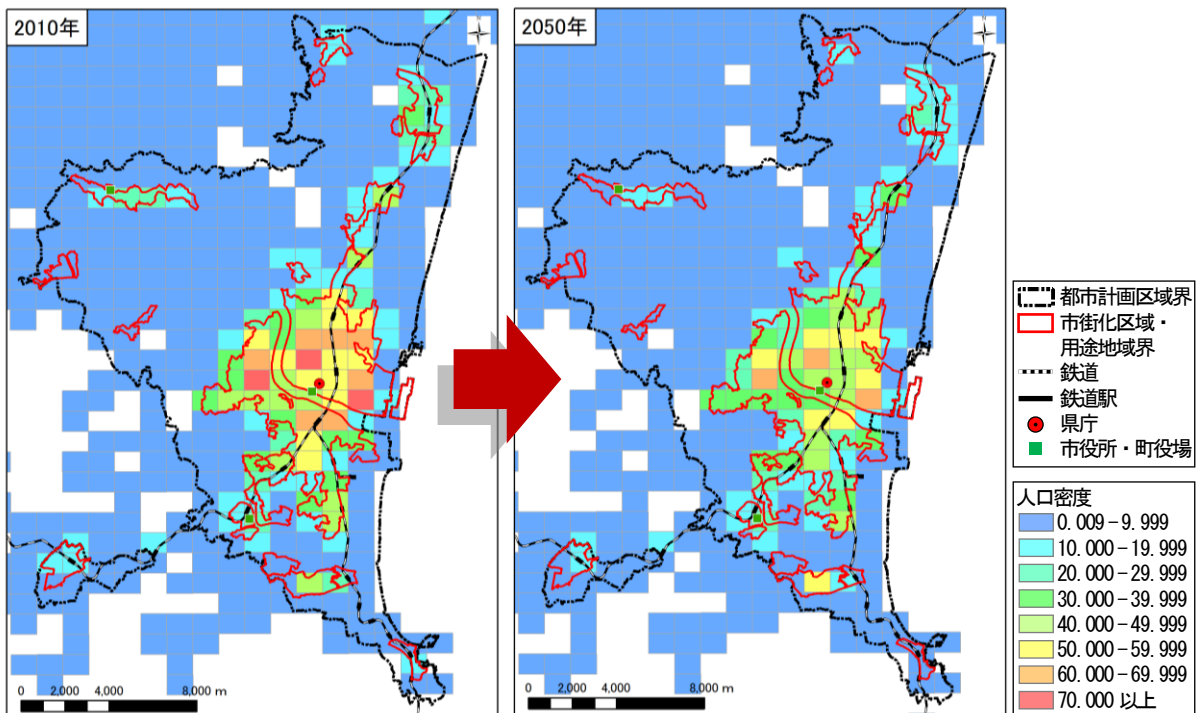


図3-5 メッシュ人口密度の推移(宮崎広域・田野都市計画区域)

(出典：(2010年実績値)国勢調査、(将来人口)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3推計)」)

- 人口が疎らに点在することで、市場原理や採算性の観点から商業・医療等の民間施設の減少、撤退につながり、生活の利便性が低下することが考えられます。

また、上下水道、道路等の維持・管理が非効率となるなど、厳しい財政状況の中で、行政経営が困難となり、行政サービスの低下が懸念されます。

公共交通機関*についても、バスの輸送人員が減少していることなどから、特に過疎地を運行するバス路線の維持が厳しい状況にあります。

- 世帯数増を超える住宅ストック数の増加や中古住宅の流通市場の整備の遅れなどから、空き家の増加傾向が続いています。(図3-6)

今後も、高齢化や人口減少の進展に伴い、さらに空き家や空き地が増加し、地域の魅力や活力の低下などが懸念されます。

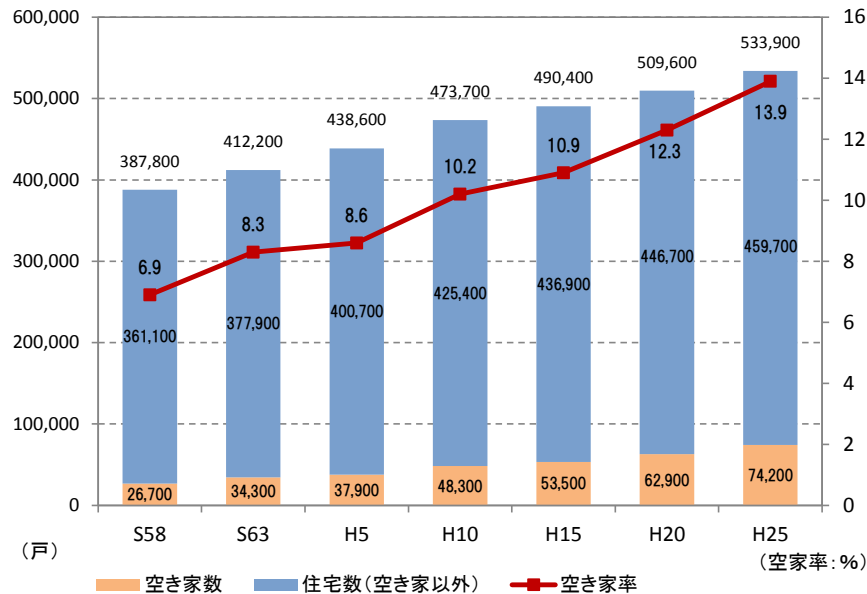


図3-6 県内の住宅の空き家の推移

(出典：平成25年 住宅・土地統計調査)

■課題

- 人口減少や高齢化に対応した都市への転換を図るために、以下について対応することで、都市機能*を維持するための一定の人口が集積した市街地や集落を形成する必要があります。
 - ・ 民間施設（商業・医療等）が維持できるまとまった規模の人口や一定の人口密度の維持
 - ・ 公共施設等の適正配置による拠点性の強化と利便性の向上
 - ・ 高齢者などに配慮した交通手段の確保、歩行空間の形成
 - ・ 人口規模に応じたインフラの整備、維持・管理
 - ・ 空き家の利活用や除却等による住宅地の良好な環境維持

2. 自然災害発生リスクの軽減について

■現状

- これまでの都市計画行政においては、無秩序な都市の拡大・拡散を防止し、良好な環境を有する市街地の形成を目指してきました。

一方、大規模地震に伴う津波災害リスクが顕在化したことや、近年、増加している集中豪雨に伴う浸水災害や土砂災害の発生状況により、居住環境における災害の危険性が高まっています。

これらを受け、県民の生活の基盤となる市街地の安全性を確保するため、避難体制や避難施設等の充実を図る必要があります。

- 特に、本県では日向灘に面して発展した市街地が多く見られ、南海トラフ地震の津波浸水想定区域内においても多くの住民が居住している現状があります。
- また、高齢化が進行しているため、今後、災害時の要配慮者*の増加が懸念されます。

■課題

- 全ての県民が安全で快適な生活を送るために、以下について対応することで、安全な市街地や集落を形成する必要があります。
 - ・ 大規模地震発生時の地震・津波被害から人命を守るため、地震・津波災害リスクの軽減
 - ・ 豪雨災害等による浸水被害、土砂災害の発生リスクの軽減、海岸、河川構造物の適切な整備、維持・管理による安全性の向上
 - ・ 大規模災害に対する防災意識啓発、災害発生時の避難体制づくり、避難場所の確保等による安全な市街地や集落の形成
 - ・ 高齢化の進行に伴う災害時の要配慮者への対応

3. 交通ネットワークの形成について

■現状

- これまで、モータリゼーションの進展に伴い、県内外の地域を結ぶため、道路ネットワークの整備を進めてきました。

中でも、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を重点的に進めており、高速で快適な交通環境*を活用した物流の効率化や、産業・観光面での地域振興が行われています。

さらに、大規模災害時の主要な道路ネットワークとしても、これらの道路整備の進展が待たれます。
- 一方、高齢化の進行に伴い、運転免許保有者が高齢化し、車を自由に利用できない高齢者が増加しており、公共交通サービスの重要性が高まっています。(図3-7、3-8)
- 自動車交通量は、これまで増加していましたが、若干の減少傾向が見られます。(図3-9)
- バスや鉄道などの公共交通機関の利用者数は減少傾向にあり、通勤・通学における鉄道やバスの利用率は九州で最も低くなっています。

特にバスはその傾向が顕著となっており、中山間地域を中心に、運行本数の減少や路線廃止など、サービスの低下を止めるための対策が喫緊の課題となっています。(図3-10、3-11、3-12)
- 地域の実情に応じて、公益施設を結ぶコミュニティバス*等を導入し、地域交通ネットワークを形成している地域もあります。
- 自転車は、環境負荷*が少なく、健康づくりに効果があるとともに、近距離の場合、最も所要時間が少ない便利な乗り物ですが、歩いて暮らせるまちづくりの観点から、自転車の対歩行者事故、放置自転車等の問題が依然として残っています。

第3章 宮崎県の都市計画の現状と課題
3-1 人口減少・高齢社会に対応した都市構造転換の課題

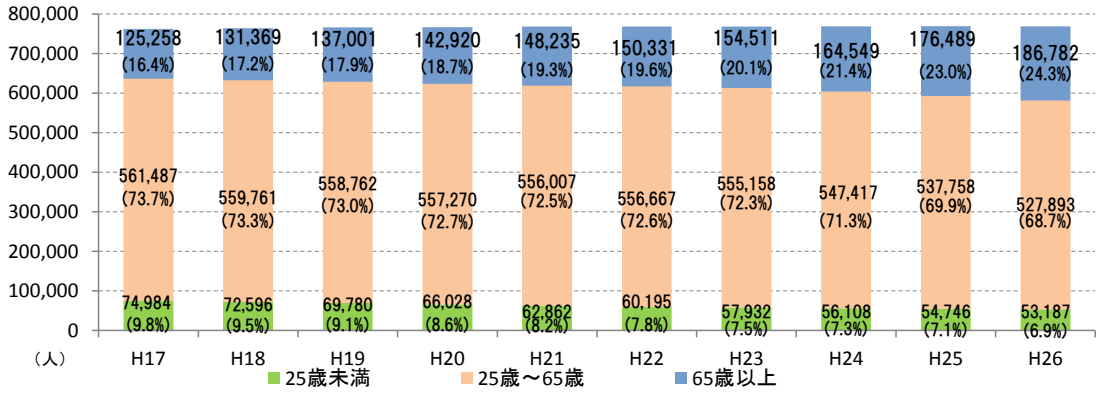


図 3-7 過去 10 年間の宮崎県運転免許保有者 (出典：宮崎県警察本部資料)

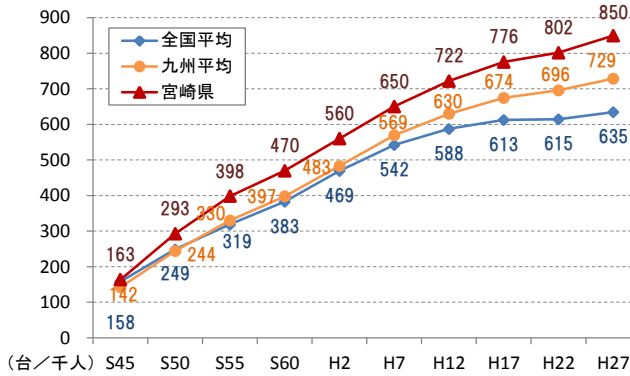


図 3-8 人口 1,000 人当り自動車台数の推移 (出典：自動車検査登録協会)

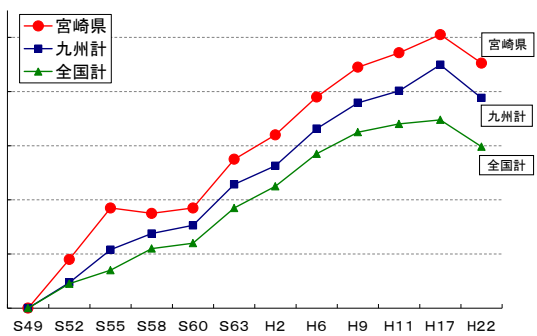


図 3-9 一般道(国・県道)の平均交通量(平日 12 時間) (昭和 49 年交通量を 1.0 とした場合) (出典：平成 22 年交通センサス)

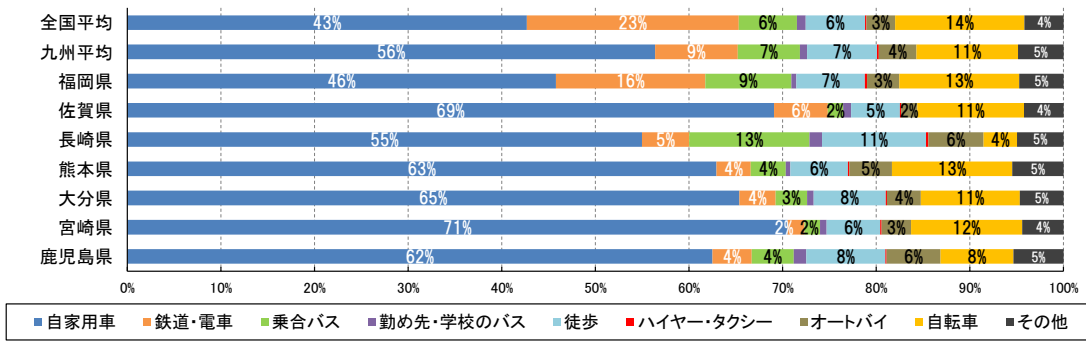


図 3-10 通勤通学の交通手段 (出典：平成 22 年国勢調査)

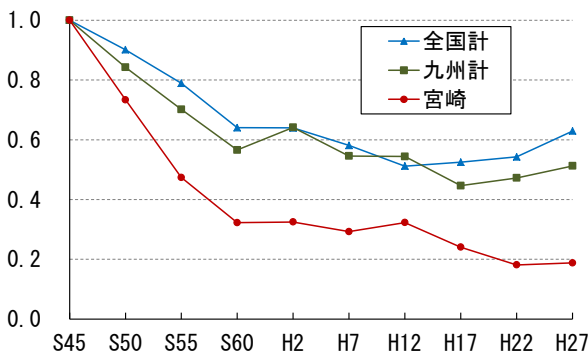


図 3-11 乗合バスの輸送人キロの経年変化 (昭和 45 年輸送人キロを 1.0 とした場合) (出典：自動車輸送統計年報)

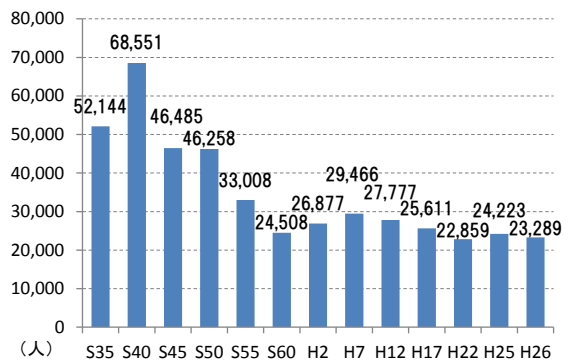


図 3-12 県内の 1 日当り鉄道利用者数 (出典：みやざき統計BOX)

■課題

- 今後進行する高齢化等に対応した都市交通施設の機能強化、市街地や集落をつなぐ交通ネットワークの形成を行う必要があります。
 - ・ 市街地や集落をつなぐ利便性の高い公共交通ネットワークの形成
 - ・ 自家用車に依存しすぎない、歩いて暮らせるまちづくり
 - ・ 各々の市街地や集落に不足する都市機能を補完し、連携を強化するため、周辺の市街地や集落間の交通ネットワーク形成
 - ・ 歩行者、自転車に配慮した都市交通施設の整備

3 - 2 土地利用における現状と課題

1. 市街化区域及び用途地域内について

(1) 市街地について

1) 中心市街地

■現状

- 中心市街地は、その都市の顔であり、歴史・文化やコミュニティ*の中心をなす場でもあります。さらに都市の賑わいや界索性*（かいわいせい）といったものは、中心市街地ならではのものであり、都市の魅力、求心力の要としての役割を果たしてきました。
- しかし、本県の多くの都市の中心市街地において、居住人口の流出や高齢化、空き家・空店舗の増加、建物の老朽化、低・未利用地*の増加が進み、地区の魅力や活力の低下、コミュニティの機能低下などが問題となっています。
- 消費者の買物行動が自動車中心となり、郊外部の大規模小売店舗（1,000㎡超）の立地が進んだことなども、中心市街地における既存商店街の空き店舗の増加等、空洞化の一因となっています。
- 大規模小売店舗の立地の推移を見ると、90年代以降増加していた市街化調整区域*や用途地域外（非線引き都市計画区域*（区域区分*が定められていない都市計画区域）内の用途地域の指定がない区域）への立地が、まちづくり三法の改正に伴う大規模集客施設*の立地規制により、大きく減少しているものの、依然として幹線道路沿いの郊外型の立地が多くなっています。（図3-13、3-14）
- 広域商業業務地*として、宮崎市の中心市街地については、多くの人々を吸引する商業、業務、娯楽、文化などの施設が集積し、都城市、延岡市の中心市街地については、地域レベルの商業業務地*が形成されていますが、近年では、沿道型・郊外型商業施設*の立地等により、中心市街地の空洞化が懸念されたことから、改めて、まちなかの活性化、再生に向けた取組が進められています。

第3章 宮崎県の都市計画の現状と課題
3-2 土地利用における現状と課題

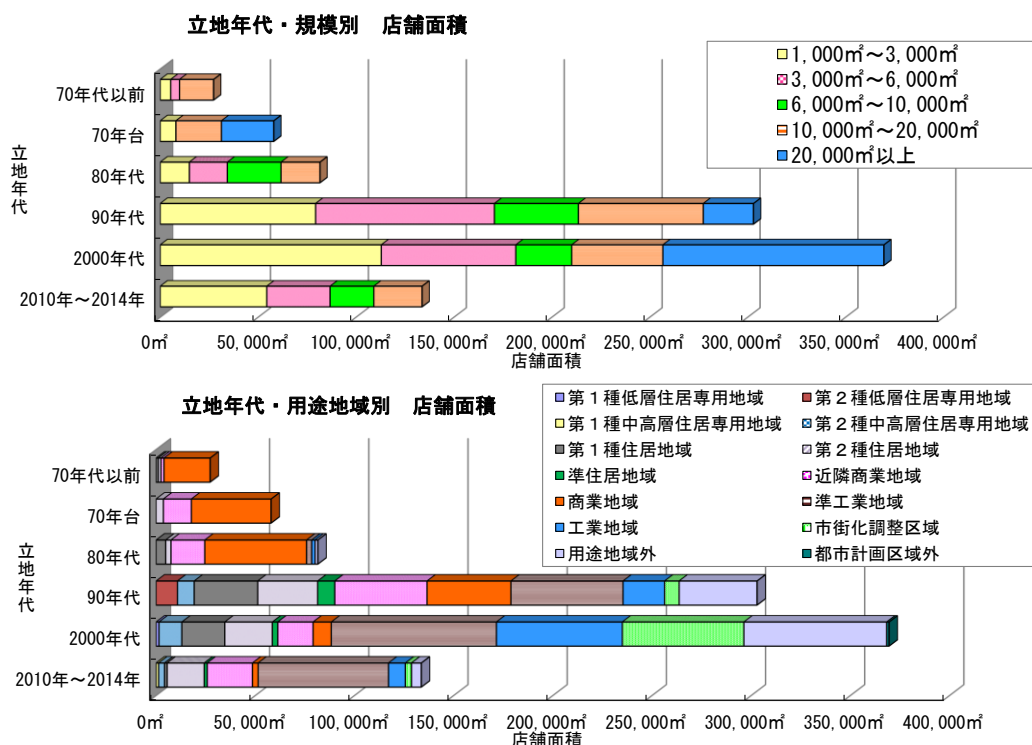


図 3-13 県内の大規模小売店舗（1,000㎡超）の立地年代と店舗規模・用途地域の関係
（全国大型小売店総覧 2015）

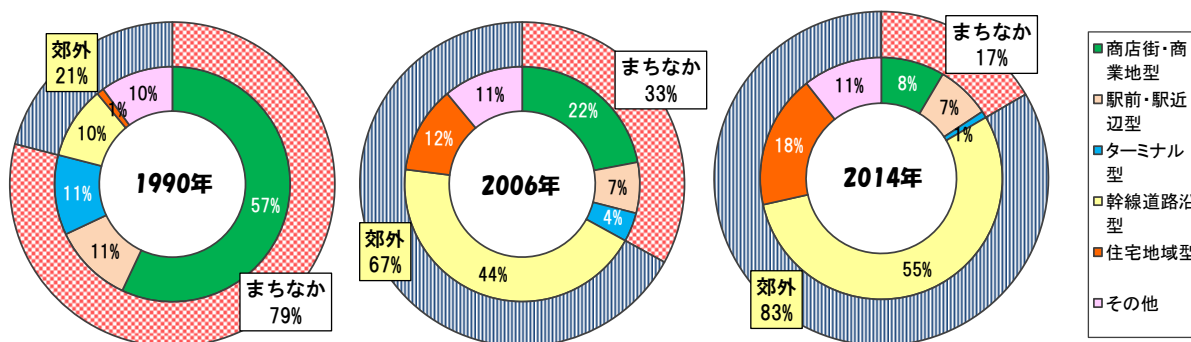


図 3-14 県内の大規模小売店舗（1,000㎡超）のまちなかと郊外の店舗面積割合

（出典：全国大型小売店総覧 2015）

※全国大型小売店総覧の立地タイプ分類から、「まちなか」は商店街・商業地型、駅前・駅近辺型、ターミナル型を集計し、「郊外」は幹線道路沿型、住宅地域型、その他を集計したものである。

■課題

- ・ 中心商店街だけではなく、都市構造の課題として、都市の活力を維持するための総合的な視点に立った取組
- ・ 医療、福祉、商業施設等、多様な都市機能の集積、公共交通ネットワークの充実
- ・ まちなか居住*を促進するため、安全・安心・快適な居住環境の形成
- ・ 都市経営*の観点から、既存の社会基盤ストック（道路、公園、学校など）の有効活用
- ・ 広域商業業務地の魅力及び求心力の向上

2) その他市街地

■現状

- 県内各都市の市街地では、居住人口の減少や停滞、少子高齢化が進む中、住宅や工場などの土地利用の混在、住宅や店舗の空き家化、道路・公園等のオープンスペース*の不足など、居住環境上や防災上の問題を抱える地区も見られます。
- 産業立地の条件や産業構造の変化などにより、大規模な工業団地などで、分譲の進展が緩やかになっている地区がある一方で、企業誘致等の取組が進み、工業用地の不足が懸念される地区も見られます。
- 既成市街地*の周辺部では、緑地などの自然が比較的多く残り、水や緑などを身近に感じられる環境に恵まれた地域も多くありますが、市街化の進行に伴って、市街地内に残された緑地などが、宅地や施設用地などとして開発され、うるおいのない市街地が形成されてしまうおそれもあります。
- 高度成長期以降に開発された住宅団地の中には、建物の老朽化や居住者の高齢化、空き家の増加といった構造的な問題が顕在化してきているところがあります。
- 歴史的なまち並みや建物が残りながら、歴史的環境*の保全が進まないまま都市化の波にさらされ、歴史的建造物の放置や老朽化の進行、建て替えなどによって歴史的環境などが失われることが懸念されます。

■課題

- ・ 狭小・老朽家屋の密集、住宅や工場等の混在、水や緑の空間が乏しい地区など、居住環境や防災面に問題のある地区への対応
- ・ 低・未利用地の有効活用による居住環境の改善
- ・ 構造的な問題がある住宅団地の居住環境の改善、地域コミュニティの維持
- ・ 歴史的なまち並みや建物が残る地区の、歴史的資源の保全・活用

2. 市街化調整区域及び用途地域外について

(1) 既存集落

■現状

- 既存集落*においては、道路・公園・下水道などの都市施設が積極的に整備されていないことから、市街地と既存集落の間で、居住環境の格差が生じているところも見られます。
- 市街地から離れた自然豊かな地域に居住したいという、田園居住のニーズが見受けられます。
- 人口の減少などに伴い、市街地拡大の圧力は、全県的には低下する傾向にありますが、農業経営の先行き不安や高齢化などによる農業の担い手不足が進行している中で、一部の都市計画区域において農地転用*が増加する傾向が見受けられます。(図3-15、3-16)

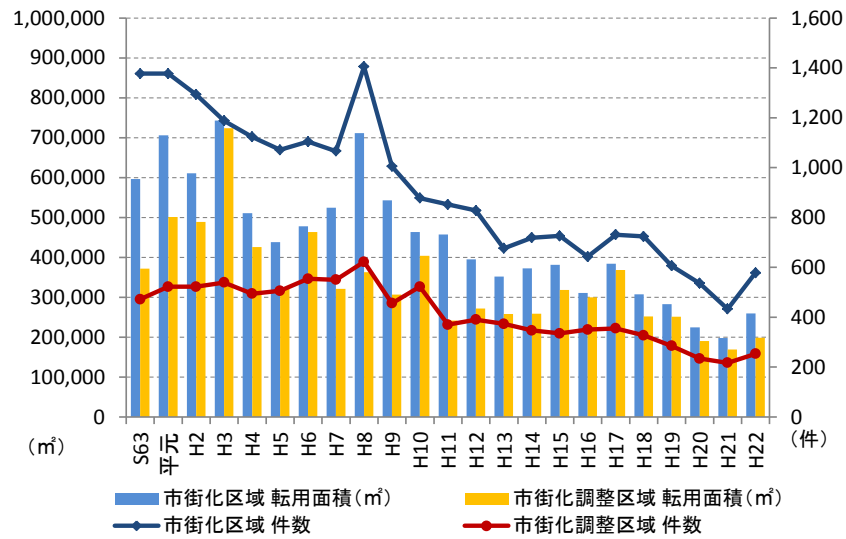


図 3-15 県内の農地転用の推移（線引き都市計画区域）

（出典：都市計画基礎調査）

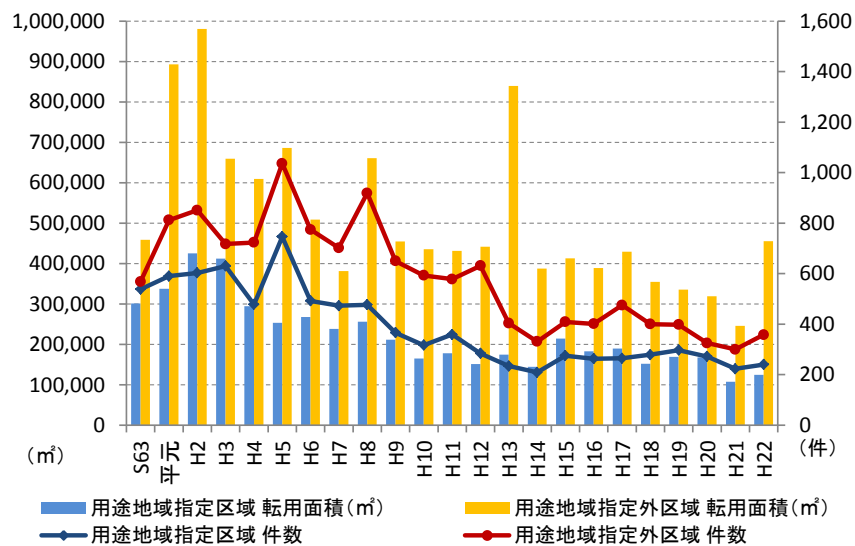


図 3-16 県内の農地転用の推移（非線引き都市計画区域）

（出典：都市計画基礎調査）

（都城広域、小林、えびの、田野、綾、高原、高崎、高千穂都市計画区域の集計）

■課題

- ・ 既存集落における、ゆとりある暮らしの実現や快適性、利便性の向上などに向けた良好な居住環境の形成
- ・ 人口増加や市街地の拡大を前提とした新市街地開発型の都市づくりから、既成市街地内の既存都市施設などを有効活用するストック型都市づくりへの転換
- ・ 都市の利便性、多くの就業機会、農林水産物の消費需要などと、農山漁村が持つ豊かな自然環境、農林水産物の供給力などが、双方向に補完しあい、それぞれの長所を生かした、都市と農山漁村との新たな交流関係の構築

(2) 既存集落以外

■現状

- 区域区分が定められていない都市計画区域（以下「非線引き都市計画区域」といいます。）において、用途地域内人口が減少し、用途地域外の既存集落以外の区域において、開発や住宅建設が進む地域も見られます。
(図3-17、3-18)
- 官公庁舎、病院、公民館、学校などの公共公益施設*は、その多くが市街地の中心に位置しています。
しかし、現有地が狭いことや老朽化などによる施設の更新に伴い、市街化区域*・用途地域の縁辺部*などに建設され、その結果、計画性のない市街地拡大を招いたケースが見られました。
また、都市機能に与える影響が大きいと考えられる大規模集客施設が、郊外部の幹線道路沿線などに立地することにより、中心市街地の空洞化等の一因となっているケースが見られましたが、平成18年のまちづくり三法改正により、大規模集客施設等の立地規制が図られました。
- 市街地と近接する緑地などの自然環境や地域の営みの中で育まれた田園風景は、豊かで魅力のある自然景観要素であり、市街地を取り囲む貴重な自然環境として、また、水源かん養*機能や保水機能*を有することから、保全する必要性が高まっています。

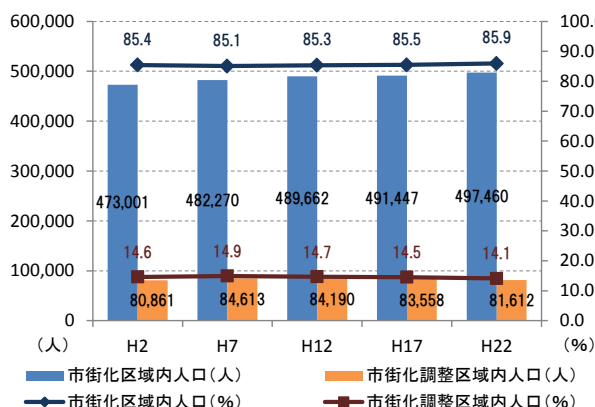


図3-17 線引き都市計画区域人口の推移
(出典：都市計画基礎調査)

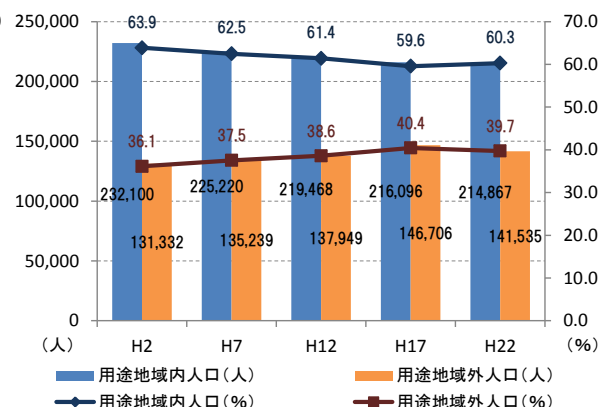


図3-18 非線引き都市計画区域人口の推移
(出典：都市計画基礎調査)

■課題

- ・ 市街地を取り囲む自然環境などとの調和のため、無秩序な開発行為*や建築行為による都市的土地利用*のスプロール*化への対応
- ・ 市街地拡大を招く大規模な公共公益施設の適正立地
- ・ 都市機能に大きな影響を与える大規模集客施設の適正立地
- ・ 保全すべき豊かな自然環境や優良な農地*などとの調和

3. 都市計画区域外について

■現状

- 東九州自動車道が北九州市から宮崎市まで結ばれたことによる利用者の増加や、都市計画道路日南串間線（自動車専用道路）の都市計画決定など、高規格幹線道路や地域高規格道路等の広域交通ネットワークの整備の進展を背景として、将来的に都市計画区域外のインターチェンジ周辺等における無秩序な開発・建築行為が懸念されます。

■課題

- ・ 都市計画区域外における無秩序な宅地化*、大規模な開発行為等に対する適切な土地利用規制の検討

3-3 都市施設における現状と課題

1. 少子高齢社会、安全・安心への対応について

■現状

- 高齢社会を迎え、医療・福祉・商業施設などへの高齢者の移動手段が問題となっています。
- 良好な居住環境形成や防災空間形成に向けて、高齢者、障がい者、子どもなど、全ての人が安全に利用できる道路や公園などが求められています。
- 人口減少による税収の低下、市町村の合併等による行政の広域化、地震・津波などの大規模災害などに対応するため、公共施設等総合管理計画*等に基づき、安全で安心な施設整備や維持・管理への要請が高まっています。

■課題

- ・ 自家用車に過度に依存しない、医療・福祉・商業施設などへ容易にアクセスできる公共交通ネットワークの形成や利用環境の整備
- ・ 高齢者をはじめ、障がい者、子どもなど、全ての人にやさしい安全な道路、公園等の都市施設の配置
- ・ 近隣市町村との連携、既存ストックの有効活用、施設の長寿命化*等

2. 交通施設整備について

■現状

- 本県の人口が減少している中、自動車の保有台数は増加傾向にあり、1人当たりの台数に換算すると約0.8台の割合となっており、今なお自動車依存度が高い状況にあります。(図3-8)
- 自動車交通量は、全国、本県ともに、若干の減少傾向になっています。(図3-9)

- 広域交通体系*の確立に向け、現在、東九州自動車道や九州中央自動車道などの高規格幹線道路及びそれと連携した県内の道路ネットワークの整備により、「県内1時間構想*」が推進されています。
また、重要港湾*である細島港など港湾施設の整備に取り組んでいます。
- 良好な街区やうるおいのある居住環境を形成し、災害時における避難経路や緊急物資の輸送ルート、ライフラインの埋設空間、都市のオープンスペースとして、道路の役割がより重要となっています。
- 域内交通体系*については、一部地域の道路の特定区間において慢性的な渋滞が発生するといった問題や、歩道の未整備区間等において歩行者が安全に通行できないという問題などを抱えています。

■課題

- ・ 交通を取り巻く社会経済情勢、人々の価値観及びライフスタイルの変化に対応した、総合的な交通体系の構築
- ・ 広域観光ルート、県内外との交流・連携を支える広域的な交通体系の形成
- ・ 広域的な交通の軸となる高速交通ネットワークの早期整備
- ・ 物流ネットワークを支える陸上・航空・海上輸送機能の機能強化、連携強化
- ・ 環境負荷の低減、経済損失の改善等の視点から、広域都市圏*での集中交通の緩和、通過交通の分散
- ・ 良好な居住環境や防災空間形成のため、ゆとりとうるおいのある道路空間の整備

3. 下水道及び河川整備について

■現状

- 本県の公共下水道*の下水道処理人口普及率*は、平成27年度末で57.8%と、全国平均の77.8%に比べ低い状況にあります。
なお、公共下水道に加え、農業集落排水施設*、漁業集落排水施設*、合併処理浄化槽*などの汚水処理施設による汚水処理人口普及率*は、平成27年度末で83.8%（全国平均89.9%）となっています。
- 県内のいくつかの都市においては、効率的に都市内の雨水排水を行うために、下水道事業の一環として都市下水路*事業等に取り組んでいます。
- 土地利用の変化や集中豪雨などの異常気象等に伴う雨水流出量の増加により、豪雨時の浸水被害などが発生している地域も見られます。
- 河川上下流域の住民や市町村の連携による河川浄化や美化運動などの取組も見られます。
- ライフライン確保の観点から、大規模災害時であっても、速やかに、かつ可能な限り高いレベルで下水道機能を維持・回復する必要があります。

■課題

- ・ 生活排水、産業排水等の効率的・効果的な処理による衛生的な生活環境の確保、河川・湖沼・海域など公共用水域*の水質保全
- ・ 市街地における効率的な雨水排水による浸水被害の防止など、総合的な治水*・利水*対策
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら、住民のレクリエーションや憩いの場となる良好な水辺空間の形成
- ・ 河川の特長や地域の風土・文化などに応じた特色ある川づくりに向けた総合的な取組
- ・ 沿岸部の下水処理施設の地震、津波対策など、下水道機能の維持・回復に向けた計画的な取組

4. 公園整備について

■現状

- 本県における都市公園*の都市計画区域内人口1人当たり供用面積は平成26年度末で21.6㎡と全国平均の10.2㎡を大きく上回り、全国3位の高い水準にあります。
- 住民に最も身近な公園である住区基幹公園*（街区、近隣、地区）の1人当たり供用面積は3.6㎡と全国平均の2.6㎡を上回っている状況にあります。
- 都市公園のうち、広域公園*については、宮崎市のみに配置されている状況にあります。
- 都市内の環境保全空間として、また、災害時の避難場所等の防災拠点として、都市のオープンスペースである公園の役割が重要となっています。
- 本県では、「宮崎県広域緑地計画*」により、広域的な都市公園などの整備方針を定めています。また、そのアクションプログラムであり各市町の都市公園などの整備方針である「緑の基本計画*」が5市町で策定（平成27年度末）されています。

■課題

- ・ 身近な公園から広域的なレクリエーション需要に対応した公園まで、利用者のニーズに対応した公園の整備
- ・ 都市の自然環境の保全や防災の観点から、都市の重要なオープンスペースとしての公園の配置
- ・ 地域の人々の健全な心身の発達に資するスポーツ・レクリエーション需要への対応
- ・ 都市内の良好な環境形成、住民の余暇活動への対応など、市町における都市公園の計画的な整備

5. その他都市施設整備について

■現状

- 教育、医療、福祉、商業等の都市機能について、更なる人口減少、高齢化の進行に伴い、各市街地や集落での機能の維持が困難となるおそれがあります。
- ごみ処理施設やし尿処理施設といった廃棄物処理施設などは、その必要性は理解されつつも、実際の立地については地域住民の同意が得られにくいなど、調整が難しい状況も見られます。
- 『宮崎情報ハイウェイ21構想*』に基づき、県内各地で高速・大容量の光ファイバー網などの利活用が進められています。
- 住宅のセーフティーネットである公営住宅の狭小・老朽化への対応に加え、高齢者世帯や多様化する住宅支援対象世帯への対応が求められています。

■課題

- ・ 教育、医療、福祉及び商業等の都市機能の適正配置
- ・ 広域的な視点に立った、廃棄物処理施設などの適正立地及び整備
- ・ 環境共生社会*、循環型社会、情報化社会などの社会的課題に対応するための都市施設整備
- ・ 公営住宅の狭小・老朽化に係る対応、高齢者や子育て世代等の多様化する居住ニーズへの対応

3 - 4 都市景観、自然環境における現状と課題

1. 地域の良い景観資源の保全と活用について

■現状

- 本県では、身近なところにその地域独自の多くの美しい自然景観、歴史的建造物、まち並みなどを有しており、人々の心を豊かにするとともに、ふるさとへの愛着心や連帯感を高めるものとなっています。
- 本県は、全国に先駆けて「宮崎県沿道修景美化条例」を制定し、沿道において、優れた自然景観及び樹木等を保護するとともに、花木類の植栽等を行うことにより、沿道の修景を図ってきました。
- まちづくりにおいても量的な整備水準の高さだけでなく、質的豊かさを求める住民のニーズに対応して、電線類の無電柱化や歩道の高質舗装化*など、景観にも配慮した公共空間整備が進められています。
- 平成17年6月に景観法*が施行され、宮崎県においても「宮崎県景観形成基本方針*」を平成19年4月に策定しました。

現在では、県内26市町村の全てが景観行政団体に移行し、景観法に基づく景観計画*を13市町村（平成28年4月現在）が策定しており、景観法に基づく様々な施策が進められています。

■課題

- ・ 美しい自然景観、歴史的建造物、まち並みなど、ふるさとの個性あふれた、うるおいのある都市景観の保全・活用
- ・ 本県の美しい自然環境を活用したこれまでの取組の継承
- ・ 本県の豊かさを増進する新たな自然景観の創出と活用
- ・ 地域の特性を踏まえた魅力あるまちづくりの実現に向け、地域の魅力と個性にあふれる都市景観の保全・創出
- ・ 景観法に基づく景観条例*、景観計画による、地域の自然環境、歴史に応じた景観の保全・創出

2. 市街地における緑地等の自然環境について

■現状

- 本県の都市計画区域内では、農地や森林の占める割合が約64%であり、区域全体が豊かな自然に囲まれている状況にあります。市街化区域・用途地域内では約14%となっています。
- 神社や城址などと一体となった緑地や貴重な植物群落などの生息する湿地、街路沿いの緑など、市街地内にあっても良好な自然環境を形成している地区も見られます。
一方で、市街地内の中小河川や水路などの水辺空間を市街地内の良好な自然環境として十分に生かしきれていない地区も見られます。
- 公共空間や民有地における花壇やプランターの設置など、住民が主体となったうるおいのあるまちづくりを行っている地区も見られます。

■課題

- ・ うるおいのある都市景観の形成に向けた市街地内の自然環境の保全・形成
- ・ 市街地内の自然環境について、環境保全・災害防止の観点からの保全・形成
- ・ 市街地を取り囲む自然環境と調和したまちづくり

3. 郊外部における自然環境や自然景観について

■現状

- 国立公園*、国定公園*、県立自然公園*が県土の11.9%を占めており、優れた景勝地を残しています。
- 本県には、都市を取り囲んで、九州山地や霧島山系などの雄大な自然、これらを水源とした河川の水辺空間、西都原古墳群などの歴史的風土景観、美しい日向灘の景観など、各地にそれぞれの個性を彩る多様な自然環境や自然景観が見られます。
- 長い生活の営みの中で形成された農地や林地は、都市近郊の豊かな緑地空間を形成しています。

- また、これら本県の豊かな自然環境や自然景観は、地域住民の、自然や生きものとのふれあいの場などとして、また、観光資源として活用されています。
- 伐採後植栽されない森林など、適切な維持管理の低下に伴う森林の荒廃が進み、水源かん養などの公益的機能の低下が懸念されます。
一方で、河川上下流域の連携による水源かん養林の保全などの取組も見られます。
- 平成24年から再生可能エネルギー*の固定価格買取制度*が開始され、都市計画区域外等においては、メガソーラーなど大規模発電設備等の立地を目的とした土地利用が急増し、周辺の自然環境や良好な景観への影響が懸念されます。

■課題

- ・ 市街地を取り囲む、美しい自然景観を構成する水辺空間及び森林などの自然環境の保全
- ・ 自然環境や自然景観の保全・整備は、都市計画のみでの対応は困難であることから、農林漁業やエネルギー施策などとの調整・連携
- ・ 市街地内外の交流人口拡大を促すための自然環境の保全・整備とともに、そのネットワーク化に向けた取組
- ・ 水源かん養機能や生物多様性*の確保など、森林の有する公益的機能*の維持増進に向けた取組
- ・ 大規模発電設備等の立地について、周辺の自然環境や景観に配慮した対策

3 - 5 防災における現状と課題

1. 様々な災害への対応について

■現状

- 30年以内に70%程度の確率で発生するとされる南海トラフ地震や、地球温暖化に伴う気候変動の影響により頻発している記録的な集中豪雨などの様々な大規模災害が、いつどこで発生するかわからない状況です。
このような状況から、都市公園や道路などの都市施設においては、避難場所や避難経路、応急仮設住宅の設置場所として機能することへの期待が高まっています。
- 広域的な救急・救援活動を支援するため、高規格幹線道路のミッシングリンク（未連結区間）の早期解消をはじめ、それらと一体となって機能する道路ネットワークの整備促進が望まれています。
- 電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設は、日常の生活に必要な不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えます。

- 県内各都市の市街地では、居住人口の減少や停滞、少子高齢化が進む中、老朽木造住宅*の密集、道路・公園等のオープンスペースの不足など、居住環境や防災上の問題のある地区が一部に見られます。
- 市街地内においても、浸水被害や土砂災害、津波被害などの自然災害のおそれがある地区も見られます。

■課題

- ・ 災害に強いまちづくりに向けた都市基盤*のあり方の検討
- ・ 高規格幹線道路のミッシングリンク（未連結区間）の早期解消
- ・ 災害時のライフライン施設の機能確保
- ・ 高齢化の進行に伴う災害時の要配慮者への対応
- ・ 老朽家屋の密集、道路、公園等のオープンスペース不足など、居住環境上・防災上問題のある地区の改善
- ・ 市街地内の危険区域等に関する土地利用の検討

2. 地震・津波災害について

■現状

- 南海トラフ地震による被害想定では、最大震度は7、最大津波高は17mと想定され、これによる人的被害（死者数）は約3万5千人、建物被害は約8万9千棟（全壊棟数）に上ります。
- 平成28年4月に発生した熊本地震では、最大震度7の大規模地震が短期間で2回発生するなど、断続的に地震が発生し、家屋の倒壊、土砂災害などによる甚大な被害を及ぼしました。
えびの市付近を震源地とするえびの・小林地震の本県における被害想定では、最大震度6強、人的被害（死者数）は約110名、建物被害（全壊棟数）は約4,400棟となっています。
- 本県の住宅の耐震化率は、平成26年時点で約77%となっており、全国平均の約82%を下回っています。

■課題

- ・ 地震発生から短時間で津波が到達するおそれがあるため、速やかに避難するための対策
- ・ 地震による強い揺れに伴う建物被害の軽減及び山崩れ等の土砂災害への対策
- ・ 避難経路、避難場所、緊急輸送道路*等の確保
- ・ 人口や施設が集中する都市部の被害を最小化するため、災害に強い都市構造の検討

3. 土砂災害、河川浸水被害について

■現状

- 本県は地理的位置から台風の通過経路となりやすいため、昔から「台風銀座」と呼ばれ、台風の来襲により多くの人命や財産が失われてきました。
- 近年、気候変動等により集中豪雨が増加する傾向にあり、時間雨量50mmを超える集中豪雨の発生回数は、約30年前の1.4倍に増加し、日降水量100mm、200mm以上の発生日数も増加していることから、各地で多大な被害が発生しています。
- 本県の気象や地形特性などから、都市計画区域内においても、土砂災害のおそれがある地区が存在しています。
- 市街地の拡大に伴う雨水流出量の増加により、豪雨時において浸水被害が発生している地域も見られます。
- 耕作放棄地や伐採後植栽されない森林の増加などにより、防災上重要な役割をもつ農地や森林の機能低下が懸念されます。

■課題

- ・ 都市地域の集中豪雨による内水氾濫や土砂災害等に対応するため、浸水被害の防止や土砂災害防止の視点に立った、都市計画としての総合的な対策
- ・ 市街地における効率的な雨水排水による浸水被害の防止など、総合的な浸水対策
- ・ 防災の観点からの農地や森林の保全

4. 火山災害について

■現状

- 本県は、北部に阿蘇山、南西部の鹿児島県との県境部に霧島山の2つの活火山に挟まれた地理的位置から、火山噴火による被害を受ける地域があります。
- 近年では、平成23年1月に霧島火山群を形成する新燃岳が噴火し、高原町では、1,158名への避難勧告を発令し、住民は避難生活を余儀なくされました。
また、飼料作物、野菜、しいたけなどの農林業への被害だけでなく、温泉、旅館等のサービス業や商工業など幅広い業種に降灰による直接的な被害や風評被害が発生しました。
- 霧島山火山地域の関係市町の人口の合計は約25万人、世帯数の合計は約10万世帯であり、県全体の約2割の人々が居住し、5歳未満の幼児は約1万1千人、高齢者は約6万9千人となっています。

■課題

- ・ 火山活動が活発化した際に可能な限り被害を軽減するため、防災組織等の関係機関と連携した警戒避難体制の強化
- ・ 霧島山火山の危険性についての住民や観光客に対する適切な情報提供及び災害時の伝達手段の確保
- ・ 霧島山火山周辺の九州自動車道、宮崎自動車道及び国道・県道など、災害時の避難・緊急輸送道路等の防災対策

3-6 都市計画の推進における現状と課題

1. 都市計画の推進について

■現状

- 本県では、昭和58年から、『なんでも挑戦・みんなが参加』を合言葉に、県民一人ひとりが主役となった地域づくり運動を進めてきました。
この結果、県内各地で全国からも注目される特徴ある地域づくりが活発に展開され、近年では、NPO*やボランティア活動も広がりを見せています。
- 県内の各地域において、まちづくり市民協議会など、住民と行政の協働によるまちづくりも広がっています。
- しかし、都市計画制度は複雑で、一般住民が理解しづらいこともあり、都市計画に関する住民の関心や参加意向が得られにくい状況も見られます。
- そこで、市町では、平成4年に地域に密着した観点から、地域の創意工夫のもとに、地域住民の意見を反映しながら市町マスタープランを策定することとなりましたが、まだ策定が行われていない、あるいは長期間改定が行われていない市町があります。
また、都道府県では、平成12年に一市町を超える広域の見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定める都市計画区域マスタープランが法制化されています。

■課題

- ・ 都市計画は、まちづくりの根幹をなすもののひとつであることから、まちづくりを担う多様な主体の役割分担と相互連携に向けた取組
- ・ 地域の課題解決や住みよいまちづくりを、住民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、住民・事業者・行政などが連携・協働してまちづくりを推進していく『住民参画型社会』の形成
- ・ 都市計画に関する積極的な情報提供
- ・ 市町マスタープランの適切な策定・改定
- ・ 都市計画は、その目的の実現に時間を要することから、常に検証を行う仕組みづくり

第4章 宮崎県の目指す都市づくり

「宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）」において、本県の基本目標を『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』とし、この目標に向けて、本県の都市計画として将来どのような都市づくりを目指すのかを、以下のとおり定めます。

4 - 1 本県の目指す都市づくり

これからの都市づくりについては、上位計画で示されている県土づくりの考え方や、本県の特性、課題などから、次の3つの視点により設定します。

<3つの視点>

1. 自然環境との共生

県下に広がる豊かな自然環境や田園風景、それらと調和した営みにより守り・育てられてきた景観や歴史、文化などは、本県の魅力そのものであり、心豊かに暮らせる魅力的な都市づくりのためには、自然環境などとの共生が可能な土地利用を図る必要があります。

2. 地域資源を生かした自立

自然・歴史・文化・産業といった固有の地域資源を保全・活用することによって、地域の活性化（「地域力*」の創造）を図ることが大切です。

また、生活を支える施設の適切な整備や維持・管理により、安全・安心・快適な居住環境を実現することによって、地域の自立的発展が可能となると考えられます。

このため、人々が安全・安心・快適に生活できるような都市施設や、地域資源の活用に関わる都市施設の適切な整備や維持・管理を進め、地域力の創造や地域の自立を促進する必要があります。

3. 都市づくりを担う多様な主体や地域間の連携

これからの都市づくりは、県民一人ひとり、NPO、ボランティア、企業、行政機関などの多様な主体がそれぞれの役割を認識し行動するとともに、お互いが十分に連携していくことが大切です。

また、それぞれの地域が独自性を発揮した地域づくりを進め、連携を図っていくことによって、県全体の発展につながるものと考えます。

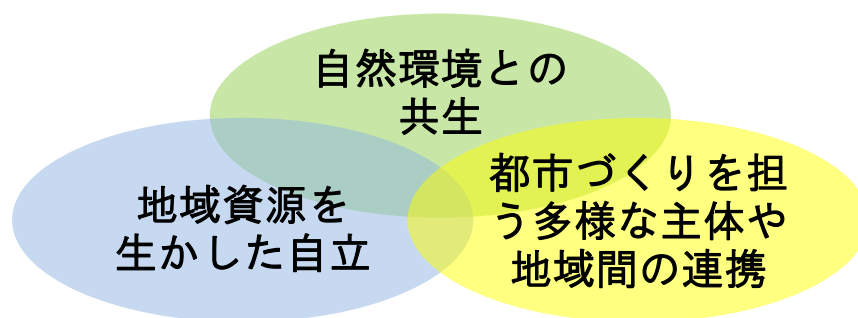
このため、多様な主体が連携できる仕組みづくりと、地域間連携を促進する必要があります。

以上の3つの視点から、次のような都市づくりを目指します。

宮崎県の目指す都市づくり

豊かな自然環境と共生する、
人口減少下でも持続可能な都市^(※)
を実現し、県土の発展につなげていく
ことを目指します。

〈3つの視点〉



※ 持続可能な都市（サステイナブルシティ）

環境保全、経済的発展、生活の質の向上という3つの要素を調和させることによって、
現在のみならず、将来の世代も持続的に豊かな生活と経済活動が行われるまち。

本県では、人口や産業、経済活動、都市機能などが将来にわたって持続できる都市構造
を備えた、安全・安心・快適な都市と位置付けます。

4 - 2 都市計画の基本方向

1.都市計画の基本方向

○ 先に示した、本県の目指す都市づくりの実現に向けて、都市計画の基本的な方向性を以下のとおり定めます。

- 基本方向 1 : 広域都市圏の形成
- 基本方向 2 : 広域ふるさと交流圏の形成
- 基本方向 3 : 安全で快適な都市の形成
- 基本方向 4 : ふるさと地域の形成

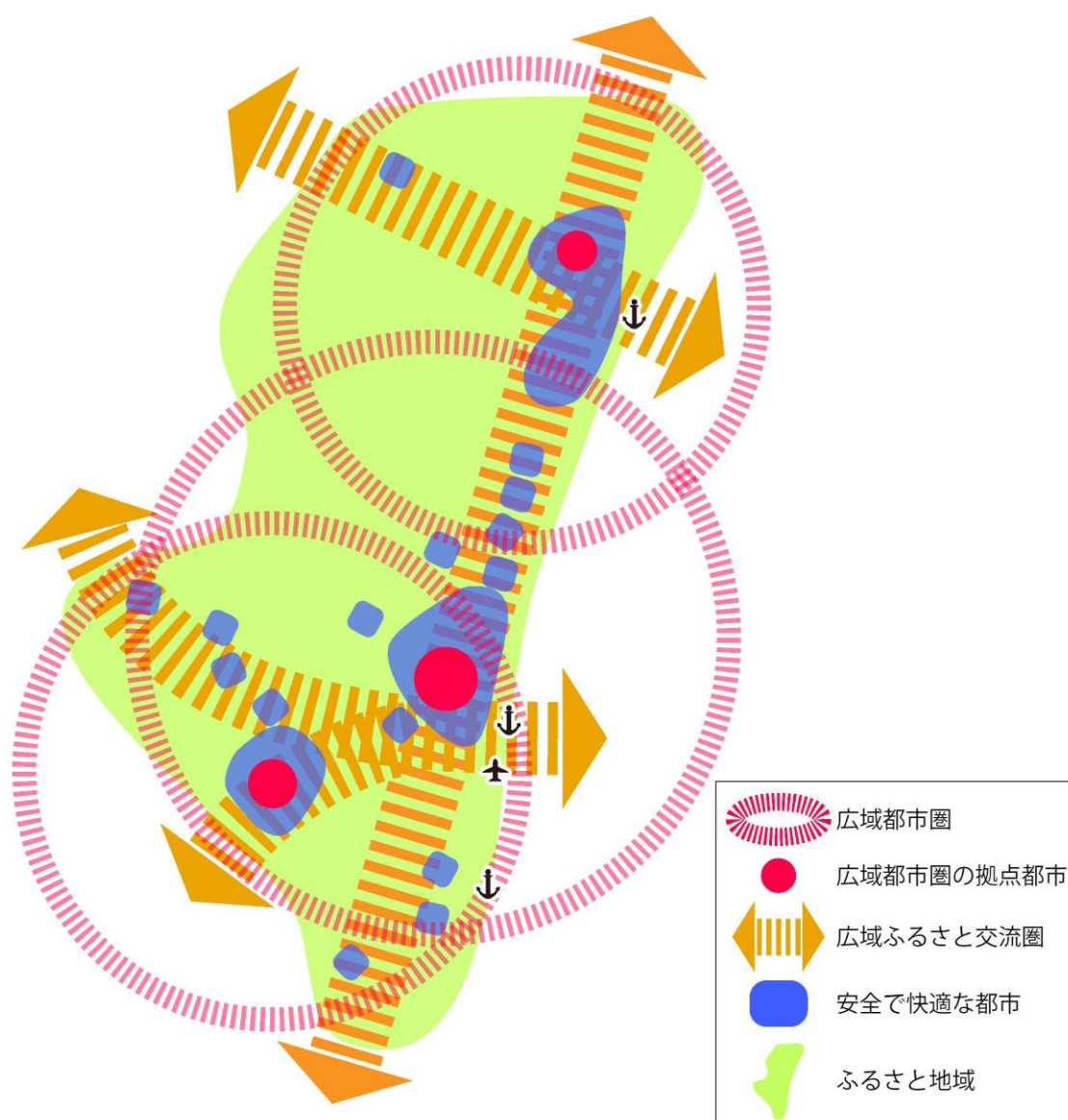


図 本県の都市計画の基本方向（概念図）
（次ページ以降に定める基本方向の考え方を概念図としたもの）

4つの基本方向の考え方については、以下のとおり定めます。

<4つの基本方向>

基本方向1：広域都市圏の形成

～宮崎市、都城市及び延岡市を中心とした都市圏形成

- 本県全体の活力を高めしていくために、宮崎市、都城市及び延岡市の3つの拠点都市を中心とした『広域都市圏』の形成を目指します。
- そのために、周辺都市と連携しながら、県民ニーズの多様化に対応した地域独自の生活・文化の魅力向上、特色ある地場産業の創出など、地域の特性を生かした広域都市圏の形成を目指します。
- 広域都市圏においては、高次都市機能の集積・強化を目指します。
- 政治、経済、文化などの拠点である宮崎市を中心に、県内外とのネットワークの中核となる広域都市圏の形成を目指します。
- 熊本県、鹿児島県との連携の中核を担う都城市を中心に、都市と自然環境が調和した南九州の広域都市圏の形成を目指します。
- 県北の延岡市を中心に、高規格幹線道路等を活用した県内外の地域連携のもと、活気ある地域産業と、豊かな自然環境と調和した東・中九州の広域都市圏の形成を目指します。

基本方向2：広域ふるさと交流圏の形成

～地域間及び県境を越えた交流・連携の強化

- 「地域力」の原動力となる自然、歴史、文化、産業が連携し、人・モノ・情報が当該圏域で広域的に交流し、個性ある地域の魅力が新たな賑わいと活力を発生させる『広域ふるさと交流圏』の形成を目指します。
- また、高規格幹線道路、地域高規格道路などの道路ネットワークの整備とあわせ、国内外をつなぐ空港・港湾、県内外をつなぐ公共交通網と相互に連携した広域交通ネットワークの機能強化を進め、県内のみではなく、鹿児島県、熊本県、大分県などとも連携を図りながら、広域的な交流圏の形成を目指します。
- 県北の五ヶ瀬川流域及び耳川流域を中心とした『東・中九州広域ふるさと交流圏』、県西から県央の大淀川流域を中心とした『南九州広域ふるさと交流圏』、日向灘に面した東九州沿岸部を中心とした『東九州広域ふるさと交流圏』の3つの交流圏の形成を目指します。

基本方向3：安全で快適な都市の形成

～災害に強く多様性のあるまちづくり

- 人口減少等の社会構造が変化中、都市の拡大は基本的に抑制し、人口減少や高齢化に見合った、多様性のある都市づくりを目指す必要があります。このため、医療、福祉、教育、文化、商業などの生活を支える機能は、都市の人口集積や安全性等に配慮しながら計画的に誘導するとともに、土地の高度利用*を進め、都市機能を集約した『安全で快適な都市』として、効率的で効果的な都市基盤の整備を目指します。
- 市街地周辺の良い自然環境と市街地内の水辺や公園緑地などのオープンスペースを結ぶ緑のネットワークの形成を図り、市街地内においても高質で豊かな緑や水辺空間を形成することにより、生き物などを身近に感じられるまちづくりを目指します。
- 環境負荷の軽減、自然環境との共生、アメニティ*（快適環境）の創出などにより、良好で質の高い持続可能な都市環境の形成を目指します。
- 安全で安心な暮らしを確保するため、地域防災計画*等（※）と整合を図りながら、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災*の観点から、災害に強いまちづくりを目指します。

基本方向4：ふるさと地域の形成

～多様な自然、歴史、文化、農林漁業の活用

- 中山間地域などを含む農山漁村の豊かな自然環境に恵まれた地域では、「豊かな自然の保全とふれあい」、「地域資源を活用した魅力ある産業」、「ゆとりある生活環境」の3拍子が揃い、新たな魅力を創造し「地域力」が発揮される『ふるさと地域』の形成を目指します。
- 自然、歴史、文化、農林漁業などの地域資源を活用した新しい魅力づくりと産業展開、都市と農山漁村の体験型交流などを目指します。
- 森林、田園、河川、海岸などでは、自然とのふれあいや交流人口拡大の重要な資源としての利活用、さらに、農林漁業と観光が連携した新たな展開などを目指します。
- 都市と田園地域等との共存・共生が図られるまちづくりを推進します。

※ 地域防災計画等

県や市町村の地域防災計画、新・宮崎県地震・減災計画、宮崎県国土強靱化地域計画など

4 - 3 将来都市構造

■ 圏域

- 先に示した、本県の目指す都市づくり、都市計画の基本方向に基づき、本県の都市づくりの骨格を構成する都市構造の基本となる枠組みとして、日常生活などで一体性のある広域的な地域をひとつの圏域として捉えます。自然、歴史、文化、産業などの各圏域が持つ資源や魅力を生かしながら、特色ある地域づくりを連携して行うことにより、圏域の一体的な発展を目指す必要があります。
- このため、基本方針においては、次の6つの圏域を設定します。

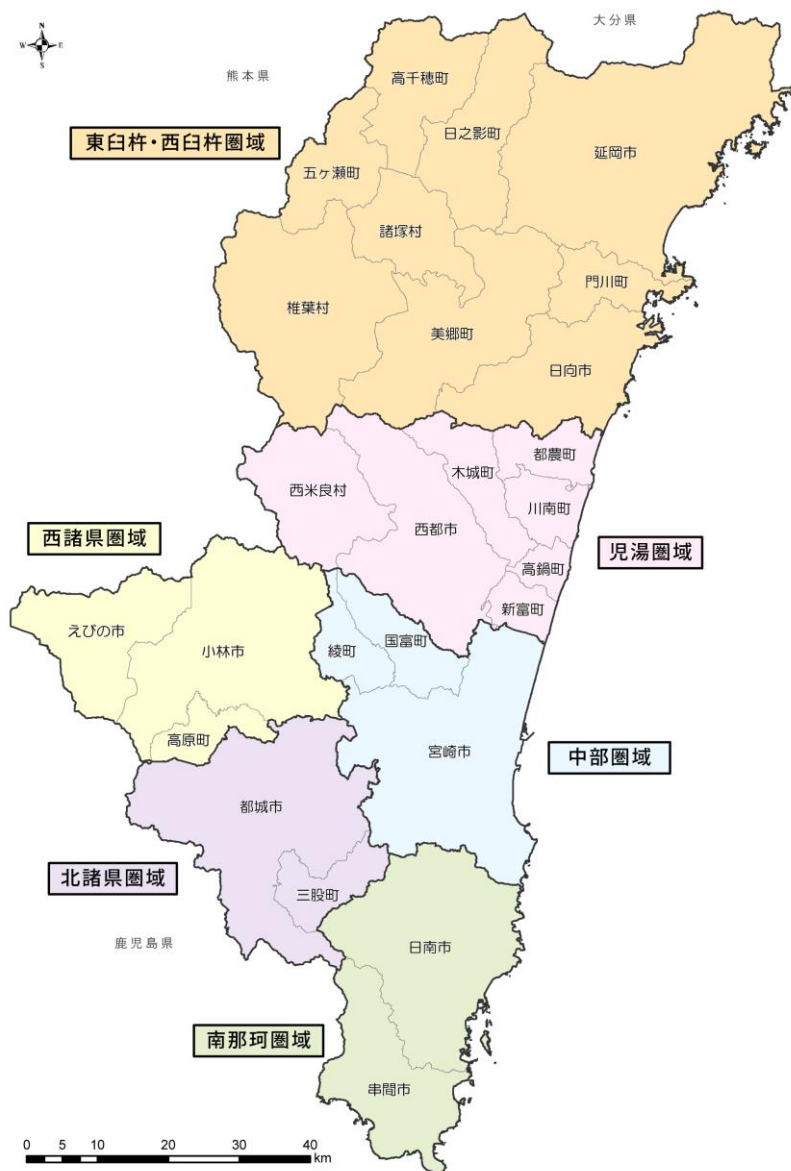


図 圏域図

■拠点

広域拠点

- 全県レベルにおいて、広域拠点としての役割を担う都市を、「宮崎市、都城市及び延岡市」とし、それぞれの拠点において中核を担う都市とします。
- 宮崎市は、政治、経済、文化、交流などの様々な都市機能の中核を担う拠点として、広域的な高次都市機能の集積・強化を図り、各圏域の各拠点とのネットワークの中核を担うべき拠点として位置付けます。
- 都城市は、県南の広域拠点（広域的には南九州の拠点）として、地域産業を中心に広域的な高次都市機能の集積・強化を図り、周辺地域や熊本県、鹿児島県などの拠点都市とのネットワークの中核を担うべき拠点として位置付けます。
- 延岡市は、県北の広域拠点（広域的には東九州の拠点）として、地域産業を中心に広域的な高次都市機能の集積・強化を図り、周辺地域や大分県・熊本県などの拠点都市とのネットワークの中核を担う拠点として位置付けます。
- 3つの広域拠点を中心として、周辺都市との連携を図りながら、広域都市圏の形成を目指します。

圏域拠点

- 広域拠点に次ぐ都市規模を持つ各圏域の中心的な都市として、「日南市、小林市、西都市及び日向市」を圏域拠点とします。
- 各圏域の中心都市として、それぞれの圏域を対象とする広域的な都市機能の集積・強化を図り、圏域内の各都市とのネットワークの中心となる拠点として位置付けます。

地域拠点

- 各圏域においてある程度の拠点的な集積、規模があり、周辺都市からの流動の中心となっている都市として、「串間市、えびの市、高鍋町及び高千穂町」を地域拠点とします。
- 各都市の中心市街地を中心に、周辺都市からの人や物などの流動に対応した都市機能の集積・強化を図るべき拠点として位置付けます。
- 県境に位置する都市については、県内各都市のみでなく、隣県の都市とも交流・連携を図りながら、地域の中心としての拠点形成を目指します。

注) なお、上記に該当しない各都市については、それぞれの都市レベルで都市的サービス*を担う「生活拠点」として位置付けます。

■ 軸

広域連携軸

- 県内の広域拠点、圏域拠点と鹿児島県、熊本県、大分県などの県外主要都市及び国内外の都市を結び、九州全体の中で広域的な交流・連携を担うべきネットワーク軸として位置付けます。
- 広域連携軸を中心として、各地域の連携強化を図り、広域ふるさと交流圏の形成を目指します。

地域連携軸

- 圏域内及び圏域間において、広域拠点、圏域拠点、地域拠点を相互に結び、広域連携軸を補完し、相互の都市機能分担と連携を担うべきネットワーク軸として位置付けます。

注) なお、上記以外の生活拠点を結ぶ軸は、都市機能を補完・支援する関係から、「都市連携軸」として位置付けます。

水と緑の連携軸

- 主要河川流域、沿岸域を中心に、水辺環境や森林資源などの保全・整備を図り、上流～下流域、沿岸域の連携による、水と緑のうるおいのあるアメニティ（快適環境）の保全と創造を担うべきネットワーク軸として位置付けます。
- 広域連携軸とともに、水と緑の連携軸を中心とした、各地域の連携強化を図り、広域ふるさと交流圏の形成を目指します。

■ ゾーン（領域）

市街地形成ゾーン

- 各圏域を構成する各都市において、都市的土地利用の集積を図り、良好な都市環境の備わった市街地形成を図るべきゾーンとして位置付けます。
- 特に、広域拠点を中心とした市街地形成ゾーンにおいては、安全で快適な都市の形成を目指します。

農住共生ゾーン

- 優良農地（農用地区域*）の保全を図りつつ、農業的土地利用の基盤整備*を進めるとともに、集落（生活）維持や自然環境との共生を図るべきゾーンとして位置付けます。
- 広域連携軸周辺の農住共生ゾーンでは、周辺の自然環境と共生した安全で快適な都市の形成を目指します。

自然保全ゾーン

- 山間部などの緑豊かな自然の保全とふれあいを図るべきゾーンとして位置付けます。
- 農住共生ゾーンの一部と自然保全ゾーンを中心として、多様な自然・歴史・文化・農林漁業などを生かしたふるさと地域の形成を目指します。

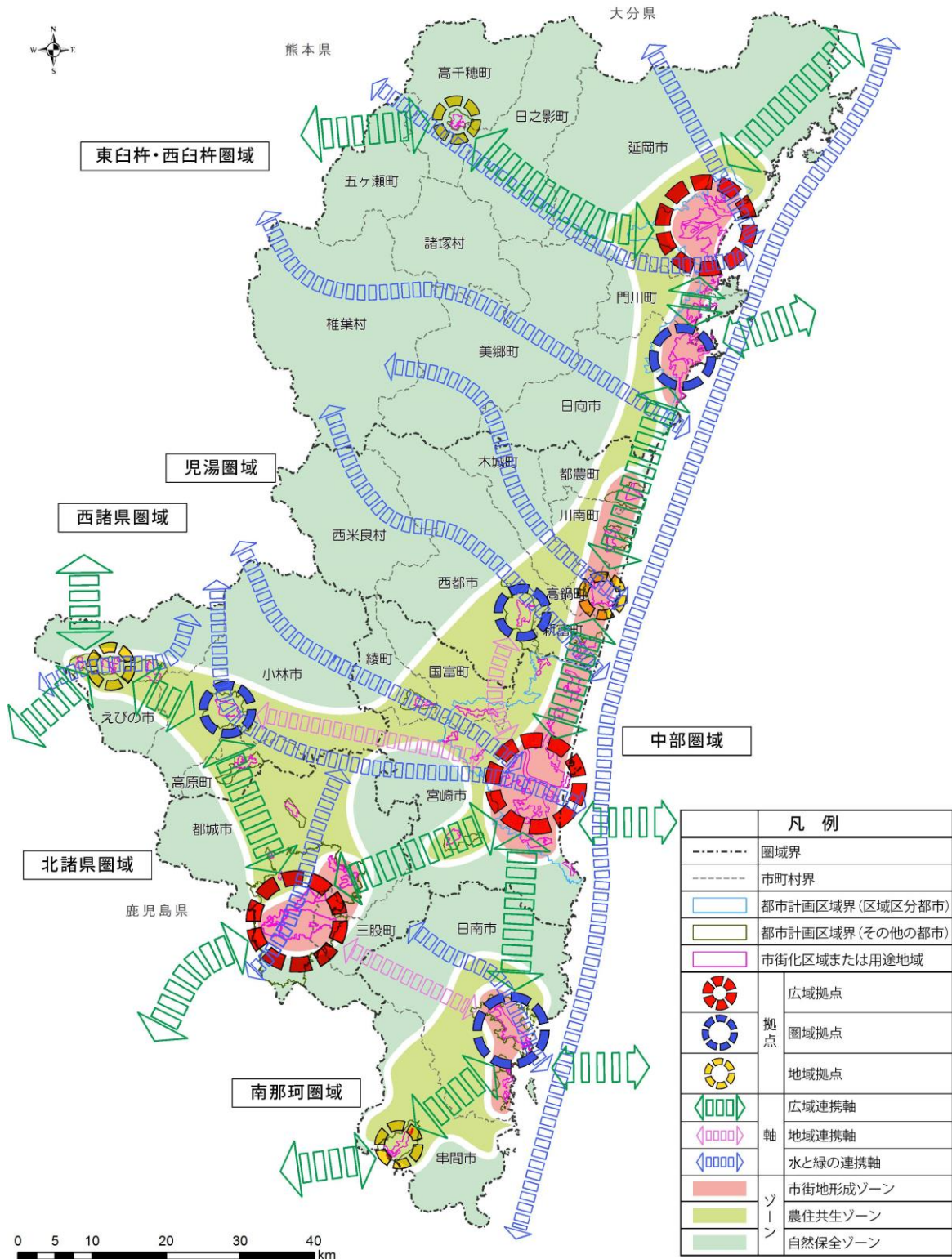


図 宮崎県の将来都市構造図

第5章 都市計画に関する基本方針

5 - 1 本県の目指す都市づくりに向けた重点的な対応

- 本県の目指す都市づくりや都市計画の基本方向の実現へ向け、本県の地域性を踏まえた都市計画の運用を行うために、特に、次の三つの項目について、重点的な対応を図ります。

1. 県全体の一体的発展を支える都市機能の充実と連携強化

- 広域拠点である宮崎市、都城市及び延岡市においては、生活、産業、観光、情報、文化、交流といった高次の都市機能のより一層の充実を図るとともに、利便性の高い交通ネットワークの形成により、交流・連携を強化し、広域拠点を中心として各拠点の都市機能が一体的に機能する都市構造を目指します。
- 圏域の中心となる圏域拠点として位置付ける都市においては、広域拠点を補完し、圏域を対象とする都市機能の集積・強化を図るとともに、広域拠点や圏域内の各都市との交流・連携を強化します。
- 地域拠点となる都市においては、周辺地域との連携・交流の中心都市として、暮らし、働き、遊び、学び、憩い、集うなど、人々が都市で活動する上で欠かせない様々な都市機能の充実を図ります。
- それぞれの都市が単独で充足できない都市機能については、各都市が役割分担を行い、相互補完する必要があるため、広域連携軸・地域連携軸などのネットワーク強化による連携・交流を図ります。
- 自然・歴史・文化・産業などの多彩な地域資源を生かした個性あふれる都市機能の強化・集積を図るとともに、これらの都市機能の連携強化により、地域の魅力や地域力の向上を図ります。
- 都市住民だけではなく、農山漁村などの既存集落の住民も都市的サービスが享受できるように、都市と農山漁村との交流・連携を促進します。

2. 安全で快適な生活を送るための都市づくり

- 人口減少、高齢化の進行、大規模な自然災害等に対応するため、全ての人々が安全・安心・快適に暮らせる良好な居住環境の形成に努めます。
- 市街地については、良好な居住環境の形成に向けた都市計画の目標と対応方向を明確にしながら、市街地環境の改善に向けた土地利用と都市施設整備に努めます。
- 特に、広域拠点周辺や広域連携軸沿線の市街地形成ゾーン及び農住共生ゾーンにおいては、都市機能の集積や自然環境との共生のあり方について検討しながら、秩序ある高質な集約的市街地*の形成に努めます。
- 市街地の再整備に当たっては、住宅地、商業地、工業地とも様々な課題を抱えていることから、都市計画だけではなく、関係する様々な主体の取組と連携することが重要です。
このため、医療福祉、農林漁業、商工観光、防災などと、十分な調整・連携を図りながら、土地利用のあり方や都市施設の整備・活用などを含めて、市街地の再整備に向けた検討を行っていきます。
- 都市部を中心とした交通事情も変化しており、各交通手段が効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、土地利用のあり方と総合的・一体的に検討していきます。

3. 宮崎県の財産である豊かな自然環境や景観の保全

- 本県の都市における自然環境は、公園、海、河川、森林など、様々なものが存在し、それぞれが多彩な機能、規模を有しています。
これらが全体として体系的に位置付けられ、水と緑の連携軸などを中心に有機的な連携が図られるよう配慮していきます。
- 豊かな自然に囲まれている本県の特性を生かし、都市計画としても自然環境や景観などの保全については、交流人口拡大の重要な資源としての利活用を含め、積極的な取組を促進します。
- 特に、都市計画区域内でも豊かな自然環境が多く残されている、市街化調整区域や非線引き都市計画区域内の用途地域が定められていない地域（以下、「用途地域外」といいます。）については、このような趣旨を十分に踏まえ、土地利用のあり方など、必要な措置を検討していきます。

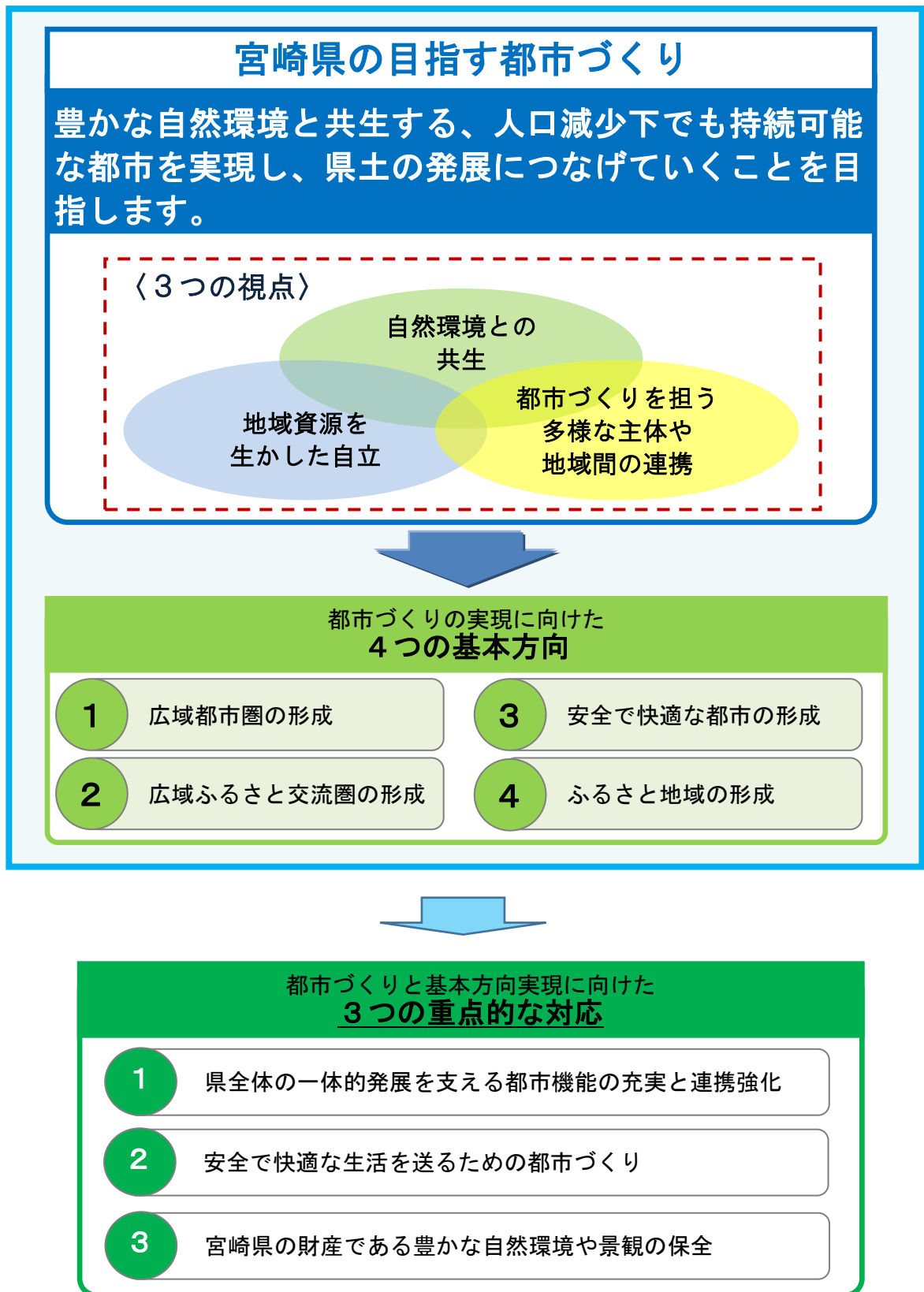


図 本県の目指す都市づくりに向けた重点的な対応等

5 - 2 県全域の基本方針

都市計画に関する県全域の基本方針として、長期的な都市づくり、土地利用、都市施設、都市景観・自然環境、防災都市づくり、都市計画の推進の6項目に分けて次のとおり定めます。

1. 長期的な都市づくりの基本方針

人口減少、高齢社会が深刻化する中、これまでと同じ都市づくりを進めた場合、人口はより低密度化し、商業・医療・福祉や行政といった生活利便性に寄与する都市機能の維持が困難になることが予想されます。(図5-1)

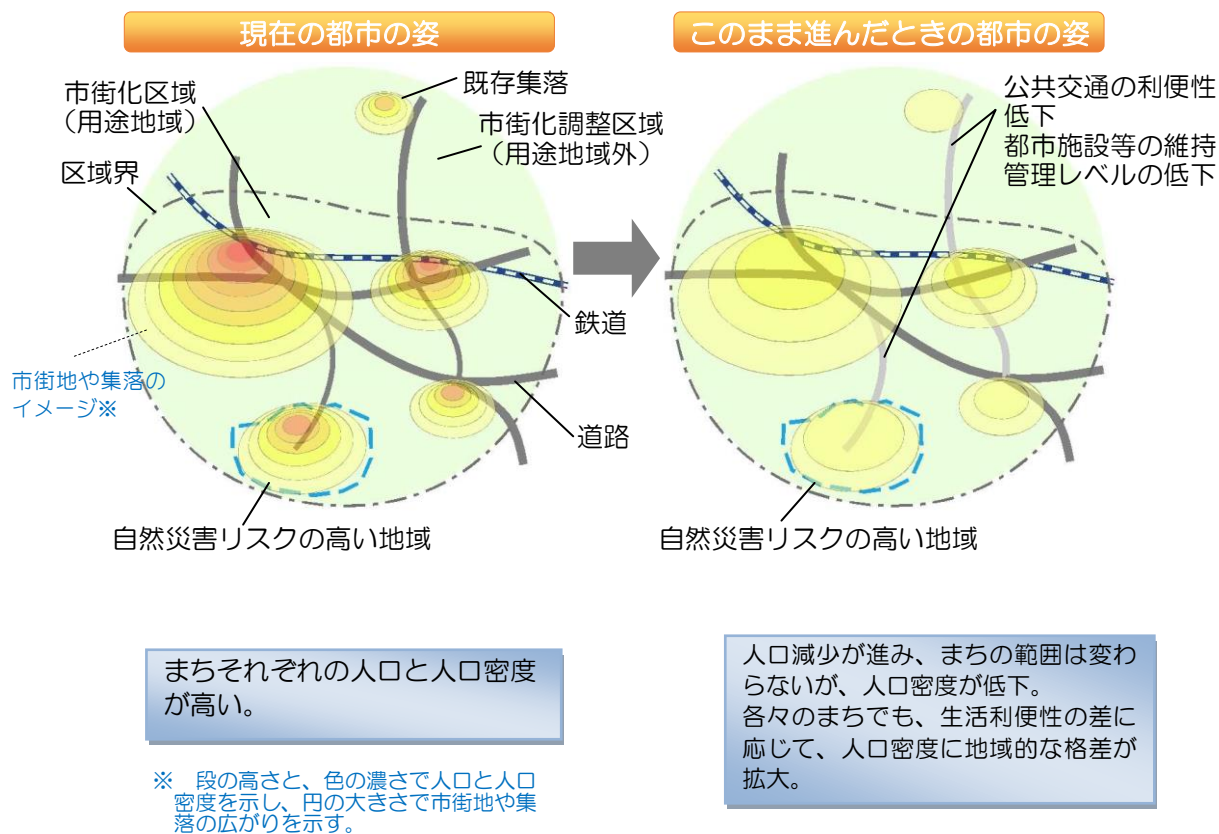


図5-1 このまま進んだときの都市の姿 (概念図)

将来にわたって持続可能な都市づくりを目指すためには、高齢者をはじめとした多くの住民にとって暮らしやすい、安全で快適なまちづくりを推進し、人や都市機能を集約した「人のまとまり（商業・医療・福祉等の都市機能を維持できる一定の人口が集積した地域）」を形成する必要があります。

この「人のまとまり」については、都市の中心部にのみ人口や都市機能を集約するような一極集中的な都市をイメージしているのではなく、本県のそれぞれの都市における拠点の「規模」や「特性」に応じて、それぞれが持続的に存在すべきものと考えます。

また、大規模な自然災害等の災害リスクの高い区域の「人のまとまり」については、住民の居住や都市機能の安全性を確保するとともに、警戒避難体制を強化するなど、安全な「人のまとまり」として構築すべきものと考えます。

それらの、大小様々な特色ある「人のまとまり」の「核（商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流等の都市機能を集約した、人が集う場所）」が、道路や公共交通ネットワークで相互に連携・補完しあう都市構造を目指します。

そのため、長期的な都市づくりの方針として、以下の3つの変化の方向性と将来の都市像の概念を位置付け、「安全で快適な都市」の形成を図ります。

(1) 「人のまとまり」をつくる

・・・核を中心として一定の人口が集積した活力ある地域の形成

(2) 安全な「人のまとまり」をつくる

・・・様々な災害に強い安全な都市の構築

(3) 「人のまとまり」の核をつなぐ

・・・都市機能を相互に連携・補完する交通ネットワークの確保

以上の3つの変化の方向性と将来の都市像の概念については、次のとおりとします。

(1) 「人のまとまり」をつくる

・・・核を中心として一定の人口が集積した活力ある地域の形成

- 今後の人口減少・高齢社会においても、多様性のある安全で快適な都市づくりのためには、一定の人口を確保した「人のまとまり」の形成が必要であり、地域の实情に合った利便性を高めるまちづくりの検討を行うことが重要です。

また、その検討に当たっては、将来における人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立てたうえで、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を実現することが課題となります。

- このため、「人のまとまり」を形成する都市構造の実現には、居住の状況、さらには将来の居住の想定（将来人口）を総合的に勘案しながら、利便性を高めるための商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流等の都市機能の適正配置など、将来的な都市像について県民、事業者、行政全体で考えていくことが必要です。

1) 魅力ある「人のまとまり」の形成

①魅力ある「人のまとまり」のための「核」の形成

a) 多様性のある「広域的中心となる市街地（中心市街地）」の形成

- 中心市街地においては、「人のまとまり」の「核」を構成する商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流等の多様な都市機能の集約に努めます。（図5-2）
- 中心市街地においては、まちなか居住やまちなか商業*、職住近接*を目指して、多世代の人々が暮らし、働き、学び、遊び、憩い、集う場所として、うるおいと活気にあふれるまちづくりの実現や、地域コミュニティの再生に向けた多様性のあるまちづくりに努めます。
- 中心市街地の再生においては、都市の既存ストックや低・未利用地の有効活用、空き家や空き店舗のリノベーション*等による付加価値の創出に努めます。
- 中心市街地再生の取組や整備に際しては、「人のまとまり」の「核」を形成する都市計画となるよう、関係者と連携したまちづくりに取り組みます。

b) 魅力ある「核」としての「歩いて楽しいまちづくり」

- 中心市街地の「核」となるエリアについては、「歩いて楽しいまちづくり」を目指し、以下のような点に留意したまちづくりに努めます。
 - ・ 学生、子育て世代、高齢者、NPO法人等の多様な主体と連携して行う商店街の取組など、まちなかの賑わい創出
 - ・ 公共交通網の利便性向上、駐輪場、駐車場の適切な配置など、「歩いて楽しいまち」へのアクセス向上
 - ・ バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*の導入、エリア内の通過交通の抑制など、安全で安心して歩きやすいまちづくりの促進
 - ・ 道路空間の見直し、沿道の緑化とあわせて、公園、緑地及び水辺の活用など、ゆとりとうるおいのある歩行空間の創出
 - ・ まちなかの歴史的建造物、伝統文化等の観光資源と連携した仕掛けなど、散策したくなるまちづくりの促進
 - ・ 景観計画の活用、屋外広告物の適正化など、中心市街地を取り巻く自然景観や歴史的景観*等と調和した景観の形成

c) 「核」の形成への民間活力の導入

- 「核」の形成に関する事業等において、行政施設の整備に当たっては、例えばPPP/PFI*の手法を活用するなど、民間活力の導入について検討を行います。

②「人のまとまり」の規模に見合った「核」を構成する都市機能の選択と適正配置

- 居住を主とする地域においては、身近な所に必要な商業施設、診療所や介護施設が配置されるなど、地域の規模や特性に応じて、「核」を構成する都市機能を適正に誘導できる仕組みづくりが必要です。（図5-2）

- 「人のまとまり」の「核」を構成する商業施設等を誘致する取組においては、空き店舗や空き家等の有効活用、集約した空き地の有効利用など、地域の実情に応じて検討する必要があります。
- 居住を主とする「人のまとまり」においても、高齢者をはじめとした多くの住民が健康で暮らしやすい、歩いて暮らせるまちづくりを目指し、公共交通等の利便性の高い地域への都市機能の適正配置やバリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した安全な歩行空間の確保、さらには沿道の緑化等、うるおいのある都市景観の形成に努めます。

③良好なコミュニティが維持できる住宅地の形成

- 世代交代が進んでいない市街地内の居住を主とする地域や住宅団地については、高齢社会でも安全で快適な居住空間を維持できるよう、住宅の耐震改修や空き家の利活用を促進するとともに、住み替えの促進策も検討しながら良好な地域コミュニティづくりに努めます。
- 空き家の除却をはじめ、地域の実情に応じた跡地利用について検討することが必要です。

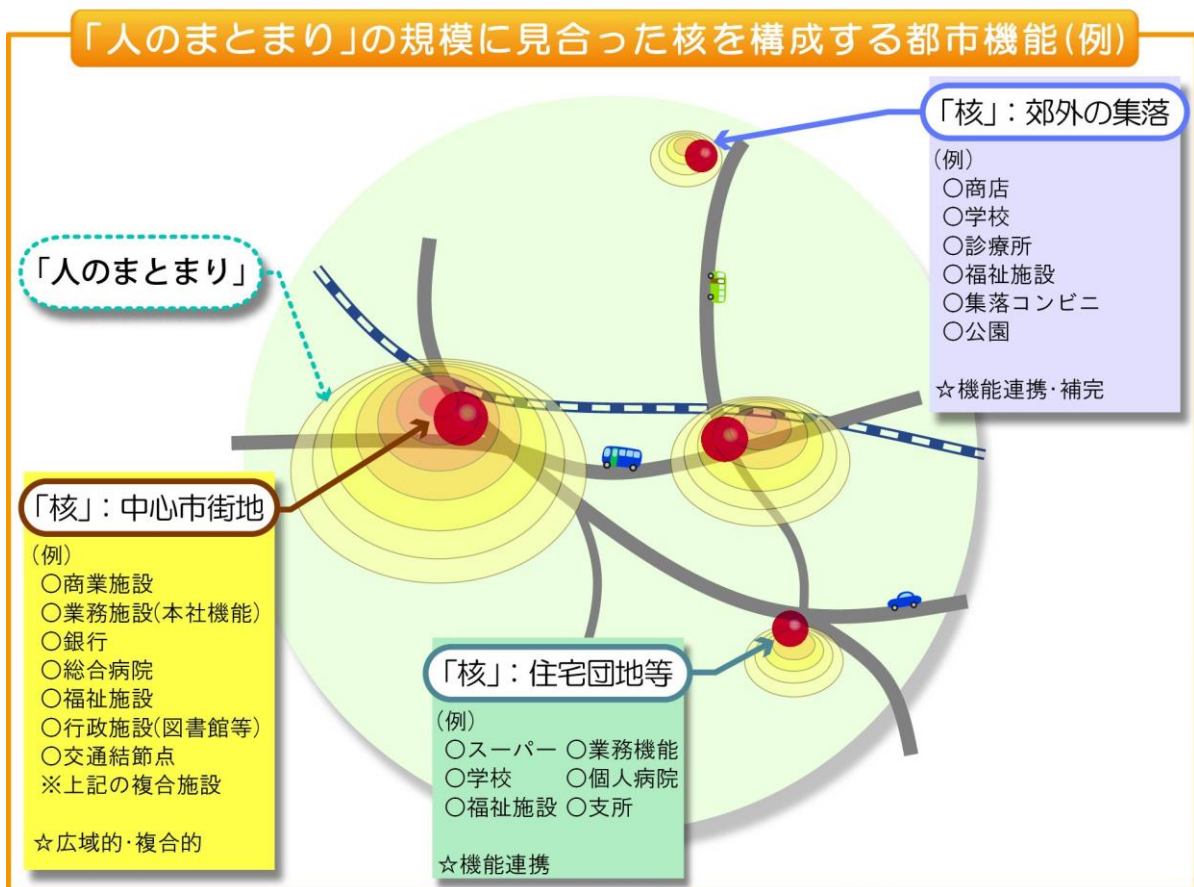


図 5-2 「人のまとまり」の規模に見合った「核」を構成する都市機能(例)(概念図)

2) 都市施設の見直し

- 「人のまとまり」と「核」の形成に資する、道路、公園、その他の都市施設については、既存ストックの有効活用や、長寿命化などによる適切な維持・管理に努めるとともに、将来的な需要等を踏まえて適切な見直し、整備を促進します。

3) 公共施設の適正化

- 「人のまとまり」と「核」の形成のため、公共施設等総合管理計画、公有財産*の最適利用、学校規模適正化・適正配置*、学校施設と他の公共施設等との複合化*等の計画や制度との調整、既存ストックの有効活用に努めます。

4) 用途地域外等及び都市計画区域外における集落のネットワーク化の促進

- 用途地域外等（市街化調整区域及び用途地域外）及び都市計画区域外では、市町村が作成する総合長期計画や市町マスタープラン等で整備の方針を示し、地域再生法に基づく地域再生土地利用計画*による立地誘導の仕組み等の活用を図ることで、農地や農村地域の乱開発を防ぎ、住民との協働により「小さな拠点*」の形成をはじめとした集落のネットワーク化を促進していくことが望まれます。

5) 「人のまとまり」と「核」の形成のために

- 将来にわたる「人のまとまり」と「核」の形成を目指し、人口等まちの将来の動向を踏まえたインフラの整備や維持・管理を効率的・計画的に行い、配置や機能向上について慎重かつ継続的な検討に努めます。
- 「人のまとまり」と「核」については、地域の状況に応じて適正に形成する必要があり、住民自らが、都市の将来について関心を寄せ、まちづくりに積極的に参加できる仕組みづくりなど、計画策定段階からの地域住民による合意形成が必要です。

(2) 安全な「人のまとまり」をつくる

・・・様々な災害に強い安全な都市の構築

1) 県民防災力の向上

- 安全な「人のまとまり」を実現するため、各種ハザードマップ*（災害予想地図）の策定・周知、災害時の情報提供等により地域住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織*の活性化、災害時の要配慮者への支援対策、関係機関と地域との連携強化等により県民防災力の向上を推進します。

2) 避難場所及び避難経路の確保

- 道路、公園等の骨格的な都市基盤等の整備を推進するとともに、災害リスクの軽減のため、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的かつ計画的な対策を進めます。

特に、多くの人的被害が想定される津波災害については、地震発生後の迅速な避難が重要となることから、短期、中期的には、安全な避難場所や避難経路を確保し、津波からの避難が困難な地域の避難対策を促進します。

3) 安全な地域への誘導

- 自然災害リスクの高い地域のまちづくりにおいて、将来的には、浸水、土砂災害等のおそれがない地域や避難施設の周辺など、安全な地域へ誘導することが望まれます。

既に市街化している地域については、住民の社会的合意等、市町とも連携しながら、災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討します。

4) 復興を想定したまちづくりの推進

- 大規模な災害が発生し、多くの人命が危険にさらされるなどの非常時においても、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るため、行政機能の致命的な被災を回避し、災害応急対策業務及び行政機能のBCP* (Business Continuity Plan: 業務継続計画) を確実に実行できるよう、耐震性の向上、電力の確保など、必要な機能の確保を推進します。
- 大規模災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化を図るまちづくりの観点から、土地利用や主要な都市機能の再配置について検討しておくことが望まれます。

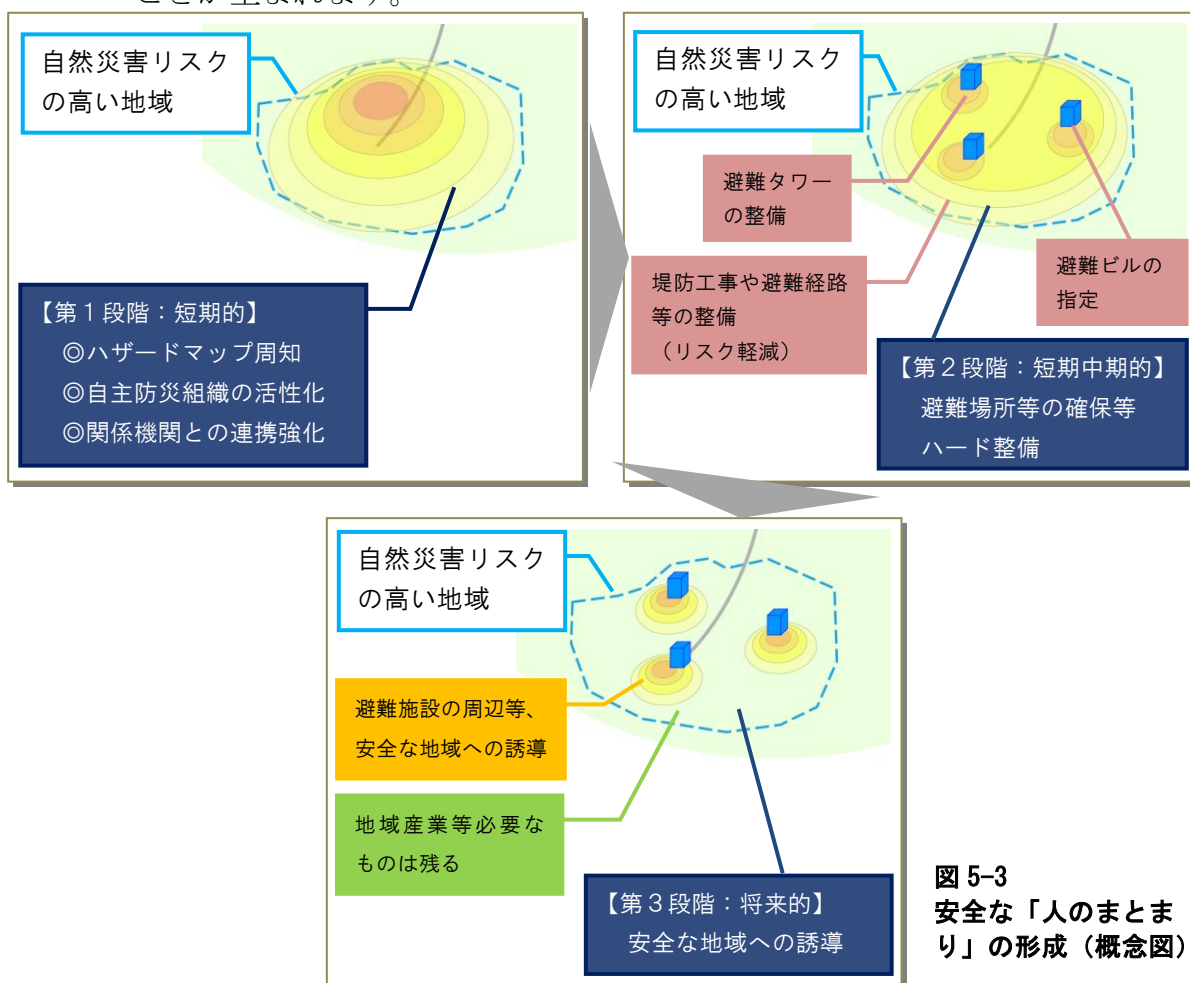


図5-3
安全な「人のまとも」の形成（概念図）

(3) 「人のまとまり」の核をつなぐ

・・・都市機能を相互に連携・補完する交通ネットワークの確保

- 大小様々な特色ある「人のまとまり」の「核」を構成する都市機能が、相互に連携・補完できるよう、公共交通網、道路網等により結ばれた交通ネットワークの構築を促進します。
また、都市機能の集約を目指すまちづくりと一体となった持続可能な公共交通網を構築するため、関係機関と協力して、公共交通網の利便性・効率性の向上と利用促進に取り組みます。
- 自動車を自由に利用できない高齢者等に対しても「人のまとまり」間の移動手段の選択肢を増やすなど、公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、駅やバス停などの交通結節点*の機能強化や、バリアフリーやユニバーサルデザインによる安全な交通環境の整備に努めます。
- 地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー*（いわゆる「デマンドタクシー」）等の活用、県内の道路網等の既存ストック活用など、総合的な交通ネットワークを確保することが望まれます。
- 大規模な「人のまとまり」内などの自転車交通が多く見込まれる地域については、歩行空間、自転車空間を基本的に分離し、放置自転車が集中する中心市街地や駅周辺等に駐輪場等を適切に配置するなど、歩行者、自転車等、人優先の安全で快適なまちづくりを促進します。

(交通ネットワークのイメージを図5-4、図5-5、図5-6に示す。)

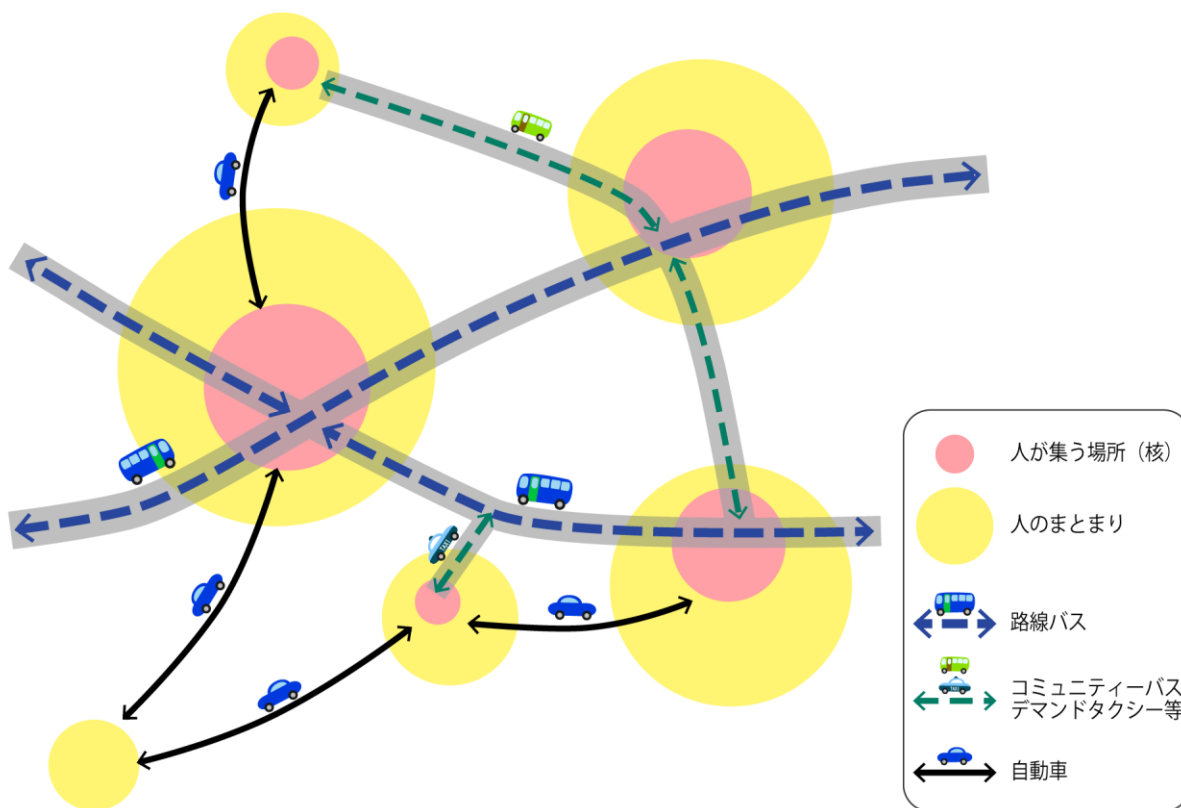


図5-4 「人のまとまり」の核をつなぐ交通ネットワークイメージ（鉄道がない場合）

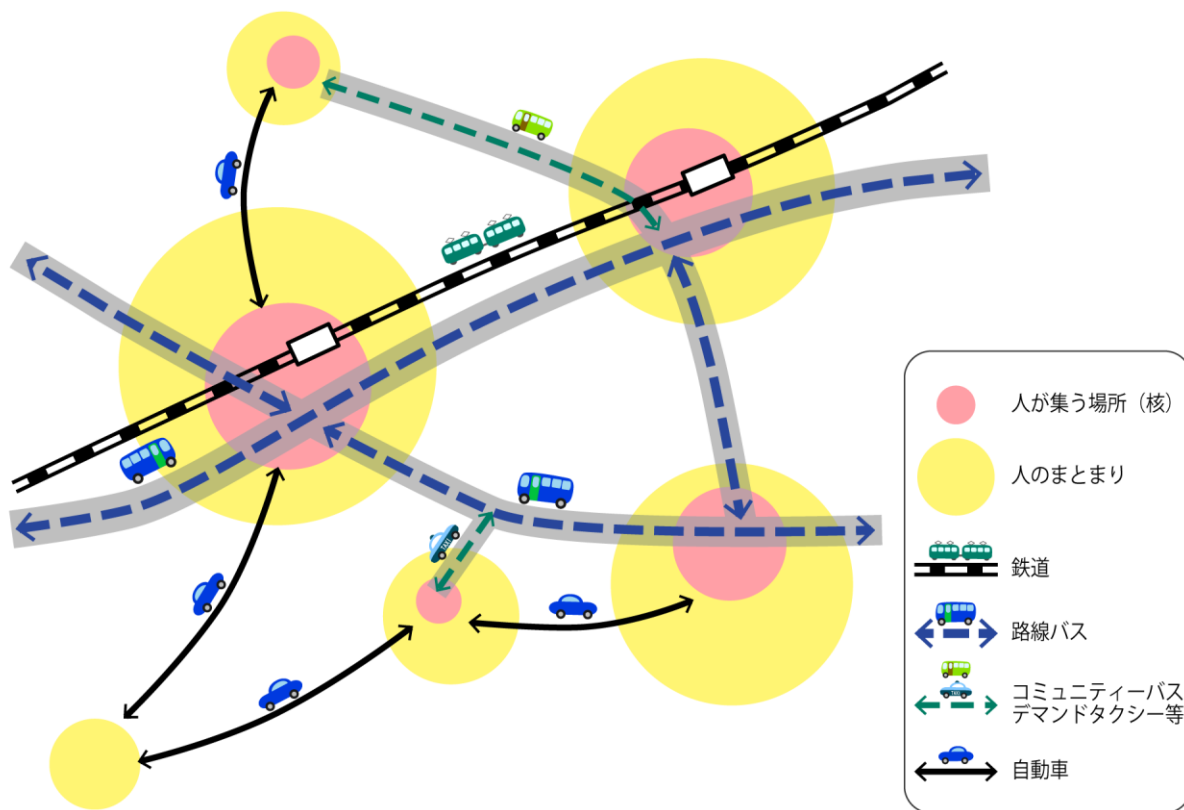


図 5-5 「人のまとまり」の核をつなぐ交通ネットワークイメージ

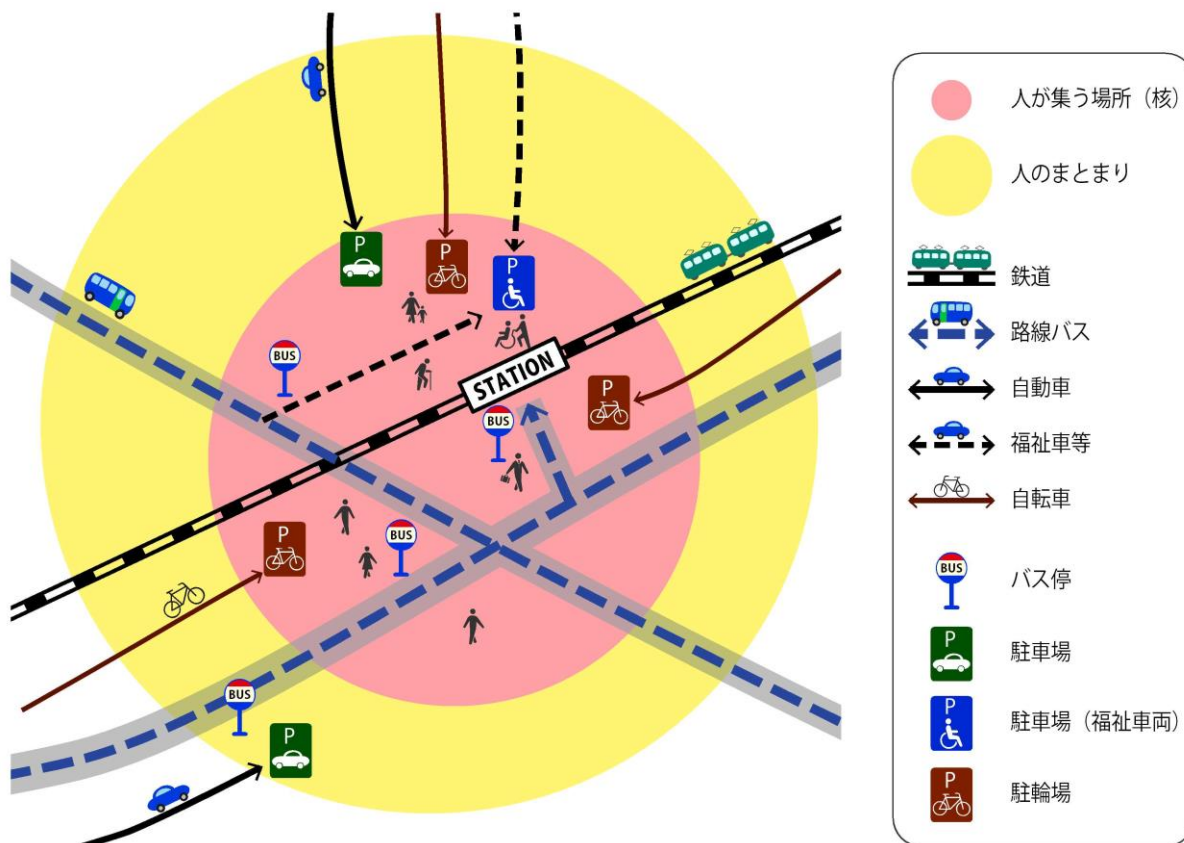


図 5-6 「人のまとまり」の核をつなぐ交通ネットワークイメージ (中心市街地内)

以上の3つの変化の方向性と将来の都市像の概念について、概念図としてまとめると以下のとおりです。(図5-7)

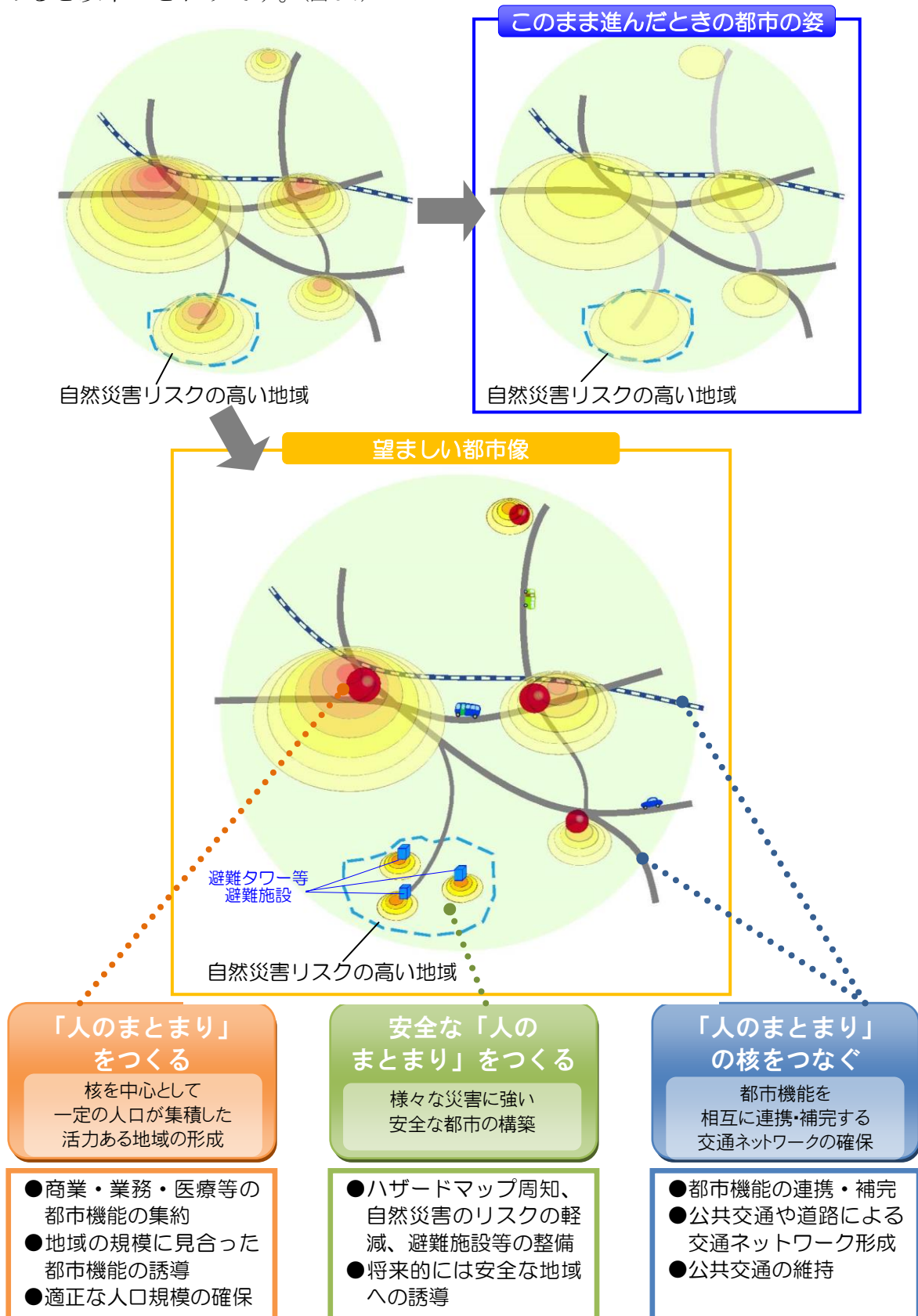
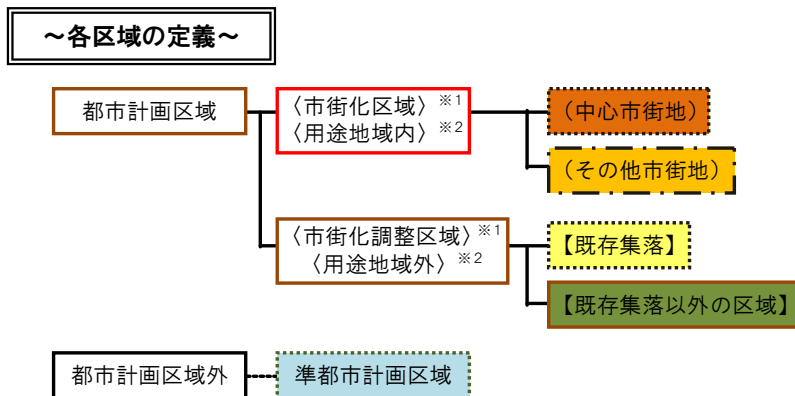
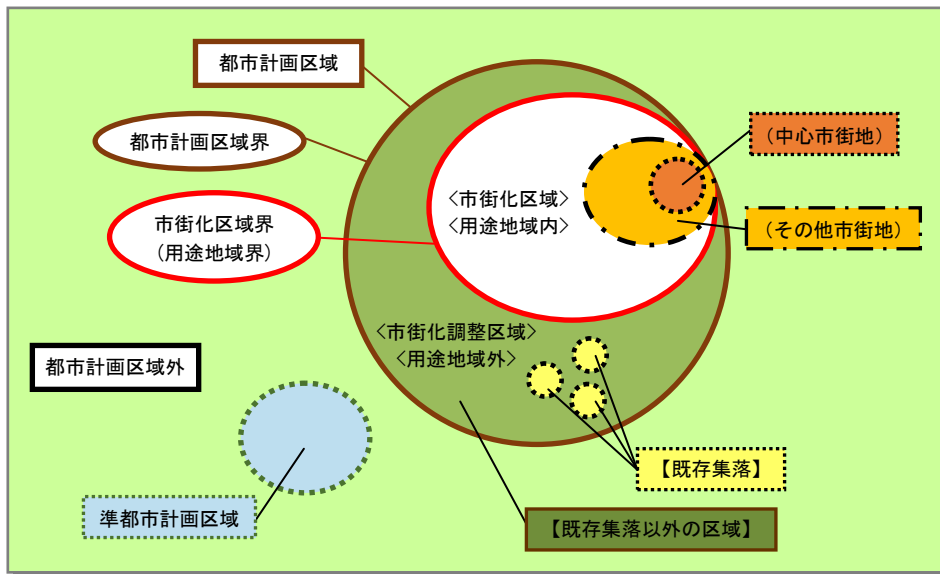


図5-7 安全で快適な将来の都市像（概念図）

2. 土地利用に関する基本方針

- 土地利用に関する基本方針では、「市街化区域及び用途地域内」、「市街化調整区域及び用途地域外」、「都市計画区域外」の3区域に分けて、それぞれの区域における土地利用の方針を示します。
- 「市街化調整区域及び用途地域外」では、「既存集落」と「既存集落以外の区域」に分けて整理しています。
- 区域区分の有無によってそれぞれで特記すべき方針の場合には、例えば区域区分を有する都市計画区域の場合は「市街化調整区域内の既存集落」など、区域区分のない都市計画区域の場合は「用途地域外の既存集落」などの表現をしています。



- 1) 区域区分を行う都市計画区域の場合は市街化区域、市街化調整区域とする。
- 2) 区域区分を行わない都市計画区域の場合は用途地域内、用途地域外とする。

図 各区域の定義イメージ及び関係フロー



図 各区域のイメージ図

(1) 都市計画区域、区域区分に関する基本方針

1) 都市計画区域に関する基本方針

① 準都市計画区域の指定及び都市計画区域への編入の検討

- 都市計画区域外の、高速道路のインターチェンジ付近や幹線道路沿い等において、既に都市的土地利用の集積が認められ、用途の混在、居住環境の悪化が懸念される場合や都市的開発による環境の悪化、土地利用の混乱が見込まれる場合には、関係市町村との調整を図った上で、良好な居住環境の確保に向けた土地利用規制を行います。
- 都市計画区域に隣接・近接して既に都市的土地利用の進んでいる地区については、都市計画区域への編入、準都市計画区域*の指定、特定用途制限地域*の指定等を検討します。
- 都市計画区域から離れている場合は、準都市計画区域の指定等を検討します。

② 都市計画区域の見直し

- 1つの行政区域に複数の都市計画区域がある場合等において、将来都市構造の変化により必要が生じた際は、関係市町との調整を図った上で、都市計画区域の統合も検討します。

2) 区域区分に関する基本方針

- 線引き都市計画区域*の区域区分については、都市の無秩序な拡大を抑制し、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、優良な農地との健全な調和等、地域の実情に応じた都市計画を進める上で効果的であることから、基本的に区域区分を継続しますが、都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、都市計画区域マスタープランにおいて、その要否を検討します。
- 地域の振興や既存集落の維持等において必要な開発等については、市街化調整区域の特性を踏まえ、市町マスタープランに位置付けた上で、地区計画により周辺環境・景観と調和する計画的な土地利用を誘導することが必要です。
- 地区計画の決定に必要な県の協議・同意については、広域的な運用の統一性の確保と円滑な運用を図るため、「地区計画に関する県同意指針」に基づき判断します。

(2) 市街化区域及び用途地域内の土地利用に関する基本方針

1) 中心市街地の活性化・再生

① 居住空間と一体となって多様な機能が集積された中心市街地の構築

- 中心市街地を居住空間やコミュニティ空間の視点から見直し、人々の日常生活、地域文化、コミュニティの中心となるように、居住、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、行政、観光、交流など多様な機能を集積した商業業務地を形成するとともに、既存施設の改修・更新、まちなか居住ができる複合型施設の整備等により、職住近接型の市街地として再生することが必要です。

② うるおいと活気あふれる中心市街地形成

- 中心市街地は、中心市街地活性化法*などに基づく、商店街の活性化や商業・業務集積を支える施設の計画的な整備とあわせ、一体的に行うソフト事業を積極的に進めることが必要です。

また、まちなか居住やまちなか商業、職住近接を目指して、多世代の人々が暮らし、働き、学び、遊び、憩い、集う場所として、うるおいと活気にあふれるまちづくりの実現や地域コミュニティの再生に向けた土地利用を誘導することが必要です。

- 中心市街地の整備に当たっては、主に広域商業業務地を中心に、土地区画整理事業*等の面的整備*事業、市街地再開発事業*などの活用や高度利用地区*、地区計画などの都市計画制度の適用、用途地域の見直しや特別用途地区*の指定等も考えられます。

また、優良開発プロジェクト*を誘導するために、必要に応じて建ぺい率*、容積率*等の建築形態規制*緩和措置の活用なども考えられます。

- 中心市街地の再生に向け、中心商店街主体の商業の活性化とともに、駐車場・駐輪場や公園の整備など、まちなか居住の空間としての再整備と地域地区の再編等に取り組むことが必要です。

なお、駐車場・駐輪場は、まち並みの連続性や賑わい創出、歩いて暮らせるまちづくりの観点から、その配置の適正化に取り組むことが望まれます。

- 中心市街地の再生に向けた都市計画上の方策については、市町マスタープランに位置付けることを促進します。

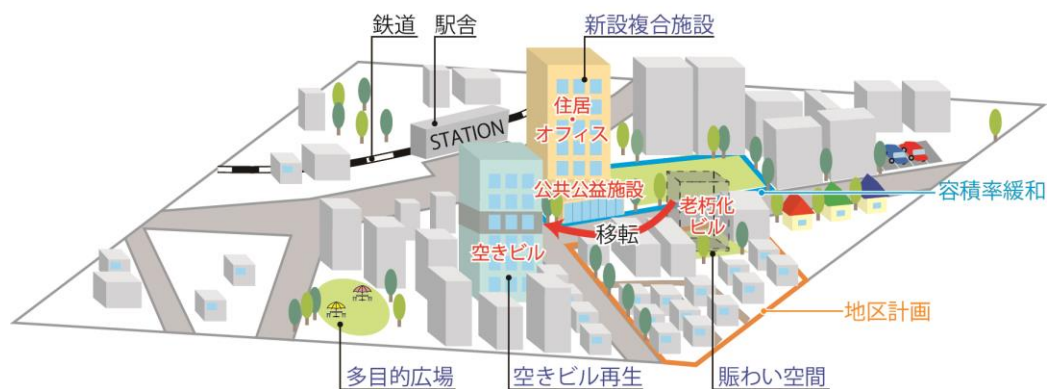


図 中心市街地の活性化・再生の一例

③中心市街地活性化に向けた取組

- 市町には、地域住民、関係機関、事業者との連携を図りながら、中心市街地が目指すべき将来像、目指すべき将来像を実現するための手段、方法、関係者の役割を明確にするなど、中心市街地の将来ビジョンを示し、多様な主体をリードしていく役割が期待されます。
- 中心市街地の活性化は、市町等、行政だけで実現できるものではなく、中心市街地活性化の意義、必要性、中心市街地の将来ビジョンについて、地域住民に広く支持・理解されるものとなるよう、関係者それぞれが自らの立場で考え、取り組むためのきっかけづくり、仕掛けづくりが必要です。
- 県は、中心市街地活性化法に基づく取組のみならず、中心市街地の活性化に取り組む多様な主体を支援するとともに、各地域における取組が、県内の各市町に広がるよう、中心市街地活性化の趣旨、必要性、各地域の取組状況等の周知に努めます。
なお、具体的な支援体制等については、「(仮称)宮崎県中心市街地の活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン」にて定めます。

2) 地域の特色ある適正な市街地の形成(その他市街地)

①核を構成する都市機能の適正配置

- 地域の特色ある市街地を形成するため、核を構成する商業施設や診療所等の都市機能の位置を考慮し、その核を中心として都市基盤の整備・維持を行うとともに、人口集積の動向、生活利便性の向上、低コスト化等に配慮して、行政支所、公民館、学校等の公共施設の効率的な適正配置を検討する必要があります。
- 市街化区域又は用途地域を拡大する新たな土地区画整理事業等の市街地開発事業*は基本的に抑制し、都市全体の総合的な都市づくりの観点から必要と判断される場合にのみ、事業の実施を検討します。

②良好な居住環境の保全・形成

- 住宅と工場などの混在によって居住環境の悪化をもたらしているような地区は、その地区の実情に応じて、用途地域指定の見直しなどにより、秩序ある土地利用を誘導することが必要です。

また、大規模工業地と住宅地が隣接する地区では、公害防止などの観点から、良好な居住環境確保のために、緩衝緑地*の整備に努め、住宅地や工業地などの秩序ある土地利用を誘導することが望まれます。



図 緩衝緑地のイメージ

- 低・未利用地の有効利用を図る際には、周辺地域の居住環境に十分に配慮するとともに、地区計画や特別用途地区などを指定して、居住環境を保全していくことが必要です。
また、その土地が、総合的なまちづくりの観点から、まちなかの自然環境として保全が求められる場合は、特別緑地保全地区*や生産緑地地区*等の法的規制のある緑地などに位置付けることにより、積極的に保全することも考えられます。
- 高度成長期以降に開発された住宅団地のうち、建物の老朽化や住民の高齢化といった構造的な問題を抱えるものについては、住民との合意形成を図りながら、少子高齢社会に対応した居住環境の改善や地域コミュニティの維持など、住宅団地の再生に向けた方策を検討・実施していくことが望まれます。

③歴史的まち並み景観の保全・形成

- 歴史的まち並みや景観が残る地区については、景観条例による保全地区指定、地区計画の活用によるまち並みの誘導等により、歴史的まち並み景観の保全・形成を図ることが必要です。

(3) 市街化調整区域及び用途地域外の土地利用に関する基本方針

1) 既存集落における良好な居住環境の形成

①豊かな自然環境と調和した土地利用の誘導、都市機能の適正配置

- 美しい県土の保全・創出に向け、農地と集落地がつくる美しい田園風景との調和を目指し、農山漁村等の既存集落と周辺の自然環境とが共生できるように、計画的な土地利用の誘導を促します。

②地区計画、開発許可制度の適切な運用

- 既存集落においては、周辺の自然環境との調和に留意して、基本的に既存集落が無秩序に広がることは抑制するとともに、良好な居住環境の確保や、集落の維持、地域コミュニティの活性化を図ることが望まれます。
- このため、既存集落は、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の実現のために、地区計画などを活用することも考えられます。
ただし、基本的に開発を抑制する地域である市街化調整区域における地区計画の活用は、計画的な市街化に影響を与えない範囲で限定的な適用とすべきです。
- 都市基盤・公共施設の整備状況や近年の建築活動の動向も踏まえて、住宅など一定の建築物の立地を許容することが妥当であると判断される区域は、都市計画法第34条第11号に基づく条例により、開発許可基準を適用する区域指定の検討を行うなど、集落の維持や地域の活性化を図ることが必要です。

③農林漁業などの地域産業と良好な居住環境が共存する地域づくり

- 用途地域外の既存集落において、良好な居住環境に支障を生じさせるおそれのある建築物などの立地を制限するために、市町が主体となって、特定用途制限地域の指定について検討する必要があります。
- 豊かな自然環境に恵まれた農山漁村地域において、都市計画と農林漁業などとの調整を図りながら、優良な田園居住地区*の形成や農山漁村空間を利用した交流施設の充実などに取り組むことが望まれます。

2) 既存集落以外の区域における豊かな自然環境の保全と調和

①無秩序な宅地化の規制と良質な開発行為への誘導

- 既存集落以外の区域においては、基本的に市街地の拡大を抑制し、周辺の自然環境の保全を図ります。
- 高速道路のインターチェンジ周辺や港湾、産業・観光・レクリエーションの拠点となる区域などにおいて、都市的土地利用の集積が既に認められる場合や、将来的に考えられる場合は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、市街化区域又は用途地域への編入や地区計画の活用など、計画的な土地利用を誘導することが必要です。
- 用途地域外の既存集落以外の区域であって、周辺の環境悪化を招く建築物の立地が想定される区域については、特定用途制限地域の指定を促します。

②保全すべき自然環境の明確化と優良な農地との健全な調和

- 貴重な自然環境を有する区域などについては、必要に応じて、風致地区*や緑地保全地域*の指定を行うなど、保全すべき区域としての明確化を促します。
また、森林法*に基づく保安林*指定など、都市計画法以外の土地利用規制関連法令に基づく計画と都市計画との調整・連携を図ります。
- 市街地と優良な農地との健全な調和に向けて、農業振興地域*の整備に関する法律*に基づく農用地区域の指定及び各種農業施策と、都市計画との調整・連携を図ります。

(4) 都市計画区域外の土地利用に関する基本方針

①無秩序な宅地化の規制と良質な開発行為への誘導

- 都市計画区域外では、豊かな自然環境を保全するために、他法令と調整しながら、無秩序な宅地化を抑制する方法を検討します。
- 一定の規模以上の開発については、他法令と調整しながら、開発許可制度*により、適正な土地利用を図ります。

(5) 大規模集客施設等の適正立地に関する基本方針

①大規模な集客施設の適正立地

- 平成18年の都市計画法等の改正において、大規模集客施設の立地について、広い範囲で立地可能とされていた従来の土地利用規制の原則を転換し、一旦立地を制限することになりました。

このような背景から、本県においても、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設は、市街地の拡大を誘発するおそれがあるため、広域商業業務地など、立地を誘導する区域をのぞき、原則として立地を抑制していきます。

なお、立地の制限を受ける大規模集客施設の定義、立地を誘導する区域、広域的な観点から適正立地を調整する広域調整に関する事項及び具体的な手続きについては、「(仮称)宮崎県中心市街地の活性化及び大規模集客施設等の適正立地に関するガイドライン」にて定めます。

②公共公益施設の適正立地

- 社会福祉施設、医療施設、学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)、庁舎等の公共公益施設について、市街化調整区域内では、主として開発区域の周辺の地域に居住している者の利用に供するために適正な立地場所と規模であるものに限り開発許可を行うことができるものとし、広域的な機能を有する大規模な公共公益施設の立地は抑制することを基本としますが、地域における適切な規模の福祉、医療及び文化施設等の施策等を考慮し、適切な運用を図っていきます。

さらに、市街化調整区域以外の地域においても、持続可能な都市づくりを進めるため、地域住民の利便性を考慮の上、公共公益施設の立地について適切な運用を図っていきます。

3. 都市施設に関する基本方針

(1) 共通事項

1) 人にやさしい都市施設の整備

- 少子高齢社会、まちなか居住などに対応して、高齢者や障がい者など全ての人が安全・安心・快適に生活できる都市づくりに向けた都市施設の整備を促進します。
- 高齢者、障がい者、子どもをはじめとする全ての住民が、安全・安心・快適に過ごすことのできる空間として、道路、公園など一般の利用に供する都市施設については、「人にやさしい福祉のまちづくり条例*」などに基づき、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した整備、機能強化及び適切な維持・管理を促進します。

2) 都市経営の観点による都市施設の整備、維持・管理

- 将来を見据えた都市経営の観点から、公共投資の選択と集中により、都市施設の効率的な整備や維持・管理を促進します。
- 都市施設のストックが増大し、老朽化が進行する中、厳しい財政状況の下、施設毎に必要な機能を保全しつつ、ライフサイクルコスト*が最小限となるような確かなストックマネジメント*を行い、施設の長寿命化に努めます。

3) 都市施設の集約化・広域化等による効率的な配置・運営

- 今後の人口減少、住民ニーズの多様化及び厳しい財政状況を踏まえ、都市施設の集約化・広域化などによる効率的な施設の配置・運営を検討します。

(2) 交通体系の整備促進

1) 総合的な交通体系の確立

①公共交通等と連携した安全で快適な交通網体系の構築

- 交通施設については、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道、空港、港湾が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を促進します。
- 地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町村が一体となって取り組む「地域公共交通網形成計画*」の策定等を促進します。
あわせて、車から公共交通や徒歩への転換など、都市交通の効率的・効果的な機能分担を進めるため、モビリティ・マネジメント (MM) *等の実施を促進します。

2) 広域交通体系の確立

①県内外の都市の交流・連携等を支える広域連携軸の構築

- 広域連携軸として、県内外の都市間の交流・連携及び広域観光ルートの形成を支え、空港や港湾と連携した国内外との広域観光、産業振興等を支えるため、高規格幹線道路の整備を促進するとともに、高規格幹線道路と一体となって機能する地域高規格道路やアクセス道路の整備を推進します。
また、鉄道網の利便性向上による都市間輸送力の強化充実を推進します。

②広域・地域連携軸となる道路ネットワークの整備推進

- 広域連携軸や地域連携軸として、広域拠点・圏域拠点・地域拠点間の交流・連携を支えるため、地域高規格道路や国県道の整備を推進します。
- 道路整備に当たっては、引き続き、「県内1時間構想」・「広域ネットワーク」・「地域交通ネットワーク」の3つの「道づくり基本目標」を踏まえ、産業経済の活性化や地域間連携・交流及び緊急医療の支援、災害時の安定した輸送・避難ルートに資する交通施設の整備を推進します。

③陸上・航空・海上輸送機能及び交通結節機能の強化

- 県外や国外との交流や、効率的な物流ネットワークの形成を支えるため、宮崎空港における航空輸送機能、重要港湾である細島港、宮崎港、油津港の海上輸送機能を強化するとともに、空港・港湾施設の利便性の向上等、道路、鉄道と相互に連携する交通結節機能を強化することが必要です。

3) 域内交通体系の整備促進と再編

①都市内・都市間交通の渋滞緩和に向けた整備推進

- 広域拠点を中心とした都市圏においては、都市内交通の渋滞緩和などに向け、周辺環境との調和を図りながら、バイパスや環状道路網の整備を推進します。
- 圏域拠点・地域拠点・生活拠点を中心とした都市圏においても、域内交通体系の確立に向け、圏域内の各都市を結ぶ都市連携軸に位置付けられた都市計画道路*などの整備を促進します。

②主要幹線道路の沿道環境の向上

- 主要な幹線道路を中心に、安全・安心・快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、災害に強いまちづくり、情報通信の高度化等の観点から、無電柱化など、計画的にゆとりとるおいのある道路空間の整備を促進します。

③都市計画道路の総合的な視点からの見直し

- 社会経済情勢の変化により、その必要性が低下した都市計画道路の未整備路線については、地域の実情などに応じ、計画の廃止も含めて、沿道の土地利用計画などを考慮した上で、総合的な見直しを促進します。
なお、見直しに当たっては、「宮崎県都市計画道路見直しガイドライン」及び各市町が定める見直しの方針に基づくこととします。

(3) 下水道及び河川の整備促進

1) 防災に配慮した下水道と河川の相互連携の促進

- 主要河川の防災・治水対策は、下水道と相互に連携した取組を推進します。
また、河川及び下水道が連携を図りながら、雨水や生活排水の再利用など、水の循環が可能となる都市施設の整備を促進します。
- 大規模災害に備え、下水道施設の耐震化及び沿岸の下水処理場の耐津波化に取り組むとともに、災害時の早急な事業復興のために下水道BCPに基づく防災訓練の実施を促進します。

2) 総合的な視点に立った効率的な下水道（污水处理施設）の整備と広域連携の促進

- 健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性などに配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を進めることが必要です。
また、人口減少を考慮した下水道区域、区域内人口及び下水道事業計画の適切な見直しを行うとともに、必要な既存設備の更新、長寿命化に取り組むことが必要です。
- 污水处理施設には、公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽などがあり、地域の特性を十分に把握した上で、効率的な施設を選択し、計画的に整備することが必要です。
- 市町村間の広域連携による、施設の共同建設、管理、汚泥処理などを検討し、効率的に維持・管理することが必要です。

3) 治水と環境に配慮した河川の整備と流域連携の促進

- 主要河川の整備に当たっては、治水機能を満足しながら、住民が水辺に親しむことができ、生き物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した多自然川づくり*を推進します。
- 住民、市町村、県などの広域連携を図りながら、河川美化運動や花と緑の水辺空間づくりなどの取組を促進します。
- 官民一体となった河川環境の保全活動などを通じ、県民の意識の醸成を図るとともに、宮崎の川が持つ豊かな自然環境を次世代に伝え、持続可能な魅力ある川づくりを推進します。

(4) 都市公園の整備促進

1) 都市公園の計画的な配置と整備促進

- 日常生活において、緑豊かな公園は人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりでなく、ヒートアイランド現象*の緩和、大気浄化、災害の防止などの様々な機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となるなど重要な役割を果たしています。
本県の公園面積等は、全国でも高い水準にあるものの、人々の多様なニーズに応える場として、今後は、地域の実情に応じて、既存の都市公園を含め、効率的・効果的な配置と適正な規模を検討した上で、計画的に整備することが必要です。
- 特に、都市防災上の広域避難地*や一次避難地*などとして必要な規模の都市公園を計画的に配置し、防災機能を強化することが必要です。
- 公園の配置、整備に当たっては、周辺の土地利用状況を踏まえ、総合的なまちづくりの観点から、歩いて行ける身近な住区基幹公園及び広域的な都市基幹公園*などの計画的な配置を行い、整備することが必要です。
特に、中心市街地の公園や広場及び都市基幹公園については、地域の交流拠点や災害時の防災拠点としての重要な役割を担うオープンスペースであることから、計画的な土地利用や道路整備などと一体的に整備することが望まれます。

2) スポーツ・レクリエーションの場としての都市公園の機能充実

- 「スポーツランドみやぎ」を推進している本県にあっては、その中心となる運動公園*などについて、より一層の機能充実を図ります。

3) 地域住民の意見を反映した身近な公園づくり

- 地域住民と市町、県が連携して、計画的な公園整備と既存ストックの有効活用など適切な維持・管理に向けた体系づくりを推進します。
- 市町においては、住民の意見を反映しながら、積極的に「緑の基本計画」を策定し、緑地の保全、緑化の推進及び公園の整備を総合的、計画的に実施することが望まれます。
また、長寿命化計画に基づき、既存ストックの適切な維持・管理と施設更新を実施していくことが望まれます。

(5) その他都市施設の整備促進

1) 暮らしを支える多様な都市施設の整備促進

- 教育文化施設、生涯学習施設*、医療福祉施設などの都市施設については、住民の利便性に配慮しながら、今後の人口減少・高齢社会に対応した総合的なまちづくりの観点から、周辺の土地利用、交通の利便性、都市経営、計画的な市街化などを考慮して、効率的で安全・安心な配置と整備を促進します。
特に、中心市街地においては、生活を支える医療、介護、保育などの健康・福祉施設の整備と公共交通施設との連携を促進します。
- 行政、教育、防災などの基盤である「宮崎情報ハイウェイ21」の充実及び有効活用を図るなど、ICT技術の利活用や、地域活性化を促進します。
- 「宮崎県環境計画*」に基づき、ごみ処理施設やし尿処理施設などの廃棄物処理施設の広域連携等による効率化を促進することが望まれます。
また、その立地については、個別の既定計画を尊重するとともに、関係市町村や関係機関と調整を行いながら整備することが望まれます。

2) 公営住宅の老朽化、高齢社会等への対応

- 公営住宅において、建物の狭小・老朽化への対応やバリアフリー化などの居住環境の改善を図るとともに、公営住宅が担う様々な居住ニーズを踏まえた整備・管理のあり方や、地域の実情にあわせた適正な立地についても検討することが必要です。

3) 低炭素社会・循環型社会に配慮した整備促進

- 低炭素社会や循環型社会の実現に向けた取組として、学校や集会施設などの公共公益施設整備に際しての太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの導入検討やリサイクルの促進、ごみ焼却熱の利用促進なども考えられます。

4. 都市景観、自然環境に関する基本方針

(1) 美しい都市景観の保全・形成の促進

1) 自然と人々の生活が融合した“美しいみやざき”の創造

- 「美しい宮崎づくり推進条例」及び「宮崎県景観形成基本方針」に基づき、住民、事業者、市町村並びに県が一体となって、地域固有の魅力ある景観の保全及び創出に向けた取組を推進します。
- 施設の整備に当たっては、景観法に基づき市町村が定める景観計画、宮崎県公共事業景観形成指針*に即して、周辺の景観に配慮した施設整備を推進します。

2) 住民が主役となった都市景観の保全・形成の推進

- 景観法や、沿道修景美化条例、屋外広告物条例*などの既存制度等を活用し、地域の特色ある美しい都市景観の保全・創出を積極的に推進します。
- ふるさとへの愛着心や連帯感を高める地域のシンボルとなる自然環境を保全し、それを観光資源として活用するための取組を行うなど、魅力的で活力ある地域づくりにつながる新たな都市景観づくりを、住民や行政などの多様なまちづくりの主体が協働しながら行うことが必要です。
- 都市における総合的に調和のとれた景観形成に向け、住民の意見を反映しながら、景観条例等による景観誘導策などの検討を促します。

(2) 市街地内のうるおいのある美しい自然環境の保全・創出

1) 都市内の貴重な緑地の保全、緑化の推進

- 市街地内に残る貴重な緑地については、都市環境保全や防災機能にも配慮した総合的なまちづくりの観点から、風致地区や緑地保全地域、生産緑地地区の指定を検討するなど、地域の実情に応じた、良好な自然環境の保全・活用を促します。
- 住民と行政などが連携を図りながら、河川、公園、道路、学校などの公共空間や工場、事業所、家庭などの民有空間における緑化など、良好な自然景観の創出を促します。
その際、地区計画や緑地協定*などの活用も考えられます。
- 都市内の大規模な工場周辺に配置された緩衝緑地や里山の雑木林、地域で長く親しまれている鎮守の森、社寺林*、屋敷林などについては、自然環境ネットワークの一部として保全・活用していくことが望まれます。

2) 河川・海岸・水路等を活用した水や緑とふれあえる場の創出

- 水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川・海岸・水路などを活用した水辺空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、水と緑の連携軸や自然環境ネットワークの形成を推進します。

(3) 郊外部における美しい自然環境の保全・活用

1) 広域的な環境保全ネットワークの保全・活用

- 県土の骨格を形成する海岸線、河川、田園、丘陵地、山地などのつながりは、生態系の保全や都市環境の負荷の低減などを担う広域的な環境保全ネットワーク*として保全・活用し、市街地内の自然環境ネットワークと連携させることにより、自然と都市との結びつきの強化を図ります。
- 自然環境や自然景観を、自然や生きものとのふれあいを通じた環境学習や、レクリエーションの場として、また、これらを活用した観光資源として、保全・創出するとともに、これらを相互につなぐ道路や遊歩道、河川、水路沿いの緑化を推進し、広域的な環境保全ネットワークの形成を促します。

2) 守るべき自然環境や美しい自然景観の保全・継承

- 守るべき自然環境や美しい自然景観が残されている地区については、他法令と調整しながら、都市計画においても、必要に応じて、風致地区や緑地保全地域の指定を検討するなど、自然環境や自然景観の保全・継承を促します。
- 世界農業遺産やユネスコエコパークなどと連携して、宮崎を代表する広域的なレクリエーションシステムの緑地整備を進めることが望まれます。
- 河川の上下流域の地域連携による水源かん養林の保全や、山村地域の活性化など、水と緑の連携軸を中心とした、自然環境の保全・活用に向けた取組を推進します。
- 太陽光発電設備の設置に当たっては、「景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い*」を踏まえ、景観法に基づく建築物と工作物の区分ごとに、景観形成規準を明記するなど、景観計画・条例を策定・制定あるいは見直しを行い、良好な景観形成を図っていくことが望まれます。
また、メガソーラーなど大規模発電設備については、撤去後の跡地の利用方法についても、景観保全の条件を設定するなどの対策が望まれます。

5. 防災都市づくりに関する基本方針

(1) 災害全般に関連する共通事項

1) 様々な災害に強いまちづくりに向けて

- 様々な災害に強いまちづくりに向けて、道路、河川、都市公園等の都市基盤や、公共下水道等のライフライン、救命・救助活動等の防災拠点の機能を強化するなど、被害を最小限にとどめるための諸施策を進めます。
また、施設毎の機能強化とあわせて、一旦途絶えると、影響が甚大となる行政機能、エネルギー供給、情報通信、交通・物流手段等については、緊急時に備えたバックアップ施設・システムの整備等により、代替性・冗長性の確保やBCP等に基づく業務継続体制の整備に努めます。
- 大規模災害においては、県や市町村・消防・警察等の機関による災害対応、いわゆる「公助*」には限界があり、自分の命は自分で守る、いわゆる「自助*」、また、自分たちの地域を自分たちで守る、いわゆる「共助*」が重要になります。
このため、県民一人ひとりの防災意識の向上、地域における迅速かつ安全な避難対策など、「自助」、「共助」の充実・強化に取り組みます。
- 本県の地震・津波被害想定調査では、人口の集中した市街地の被害が大きくなっており、近年の局地的な集中豪雨では、都市部における内水氾濫等が頻発していることから、災害に強い都市づくり、まちづくりを、県民と力を合わせて推進します。
- 災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフト対策を組み合わせた災害に強い国土・地域づくりが求められている中、都市計画の中に様々な自然災害による被害の抑止・軽減を明確に位置付けていきます。

2) 県民防災力の向上

- 洪水や津波、土砂災害等のハザードマップの策定・周知や災害時の情報提供等のソフト対策の推進により地域住民の防災意識の向上を図ります。
- 大規模災害では、住民の「自助」・「共助」が重要であることから、自主防災組織の活性化や防災士*の養成・能力向上に取り組むとともに、災害時の要配慮者への支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関係機関と地域との連携強化を進め、県民防災力の向上を図ります。

3) 防災・減災に配慮した都市構造の強化

- 公園、緑地等の都市空間が不足する密集した市街地など、防災上の居住環境の問題を抱えている地区においては、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路・公園などの都市施設整備を一体的に行うことが望まれます。
- 防災・減災対策については、地域防災計画等に基づき実施するとともに、土地利用等については、被害の最小化を図る観点から、関係者が連携し、検討していきます。

- 用途地域指定後に各法律によって危険区域に指定された、あるいは指定に相当することが明らかになった地域については、各法律の規定による建築行為や開発行為の制限等を適切に行うとともに、土地利用の変更については、長期的な課題として検討します。
- 各種自然災害の発生が想定される区域については、今後、新たに住宅の建築を目的とする用途地域や地区計画の対象地域としないよう努めます。

4) 災害発生時のライフライン、燃料等エネルギーの確保

- 災害時における電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインを確保するため、都市施設の耐震性や安全性の向上を図ります。
また、災害時に石油等の燃料を供給できる体制や防災拠点等への再生可能エネルギーの活用など、燃料等のエネルギー供給システムの導入を検討する必要があります。
さらに、災害発生時のライフライン確保の重要性から、供給・処理施設の配置に当たっては、災害発生危険度の高い地域を避けることが必要です。

5) 広域連携体制を強化する後方支援拠点機能の確保

- 大規模災害時に、被災地における救命・救助・消火・医療救護活動やその後の復旧活動等を的確に行うため、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が迅速に参集し、活動する拠点機能について、地域防災計画等と整合を図りながら必要となる機能強化を推進します。
- また、大規模災害時等に、沿岸部と内陸部の自治体が結束して防災・減災に取り組む体制が検討されており、相互協力体制が確保されるよう配慮した都市基盤整備を検討します。

6) 様々な災害に強い都市の骨格としての道路整備

①高規格幹線道路のミッシングリンク（未連結区間）の早期解消等

- 大規模災害発生時において、避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道、九州中央自動車道の整備促進及びそれらと一体となった地域高規格道路の整備を推進します。

②都市内道路における安全確保、無電柱化等の推進

- 都市内の救急・救援活動を支援する道路については、災害時の安全確保に配慮した整備を図るとともに、円滑な消防活動やライフラインの安全性向上のため、広い幅員の確保、無電柱化等を推進します。

(2) 地震・津波災害について

1) 地震・津波災害に強いまちづくりに向けて

- あらゆる可能性を考慮して想定されている南海トラフ地震に対して、まずは、地震による大きな揺れから人的被害を軽減するため、建築物の耐震化等を進め、その後到達する「最大クラスの津波」に対しては、県民の生命を守ることを最優先に、円滑かつ迅速な避難を確保するよう、ハード・ソフトを組み合わせた総合的かつ計画的な対策が必要です。

このため、地震・津波災害に強いまちづくりを目指し、短期・中期的には、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方にに基づき、県民の防災力を高めるとともに、避難経路、避難場所を確保するなど避難対策を重点的に進めながら、海岸保全施設等による津波被害の軽減、道路等の骨格的な都市基盤の整備を推進し、長期的な課題として、土地利用などについて検討していきます。

2) 建築物の機能に応じた耐震化の推進

- 大規模な地震災害においては、建築物の耐震化が建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震化を促進します。
また、災害応急対策活動の拠点となる施設については、必要となる耐震性の確保に努めます。

3) 地震・津波災害に強い都市構造の構築

①密集した市街地の改善

- 地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大するおそれの大きな密集状態にある市街地においては、以下について対応を促すことで、その改善に努めます。
 - ・ 沿道沿いの建築物の耐震化、不燃化等
 - ・ 防災上問題のある老朽木造建築物や空き家等の更新、除却等
 - ・ 防災通路、避難経路の整備
 - ・ 空き地等の低・未利用地を活用した緑地等公共空地の確保
 - ・ 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備

②避難経路、避難場所等の整備

- 津波から「命を守る」ためには、津波からの避難が基本となるため、地域防災計画等に従い、住民の避難が時間的に可能な範囲内において、避難するための津波避難場所と避難場所までの避難経路を確保し、必要な整備に取り組みます。
- 津波浸水深、浸水開始時間に基づく避難ビル*、公共施設、高台、避難タワー等の津波避難場所の指定・整備及び避難経路の整備により、津波からの避難が困難な地域の避難対策を促進します。

③土地利用（長期的な観点からの土地利用の検討）

- 避難施設が近隣に整備できないなど、津波からの避難が困難な地域の土地利用については、現在の利用状況や周辺の土地利用の変化及び今後の人口動態等を考慮した上で、住民の社会的合意等を踏まえ、市町とも連携しながら、長期的な課題として検討します。
- また、津波浸水想定区域内にある福祉施設、病院、学校等については、必要に応じ、高台移転等も含め、それぞれの避難対策を進めることが望まれます。

4) 地震・津波災害に強い都市の骨格の整備

①緑地保全地域等の指定、保全

- 都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、緑地保全地域の指定等を活用し、その保存に努めます。

②防災通路や避難経路、消防活動空間確保のための道路整備

- 災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難経路となる道路の整備を推進します。
その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路については、緊急性の高いものから整備を推進します。
- 基盤未整備の市街地においては、消防車両が進入できない道路が多く、消防活動が困難となっているため、これらの地域の改善に資する道路の計画的な整備を促進します。

③防災拠点となる都市公園、緑地等の整備推進

- 防災拠点となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策に必要な施設の整備を推進し、都市公園等の防災機能の一層の充実を図ります。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、県及び市町は、地域防災計画に位置付けられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図ります。

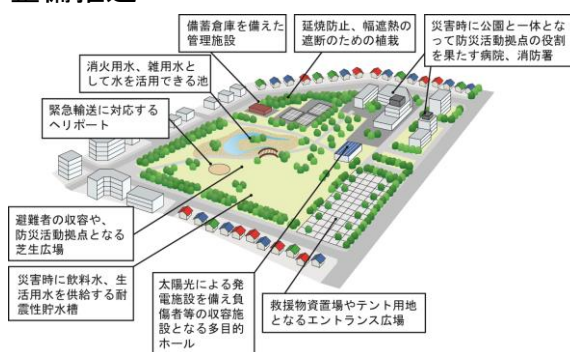


図 防災公園のイメージ

(出典：国土交通省 HP「公園とみどり」から)

④海岸保全施設の整備推進

- 防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備については、発生頻度の高い津波を想定し、設計対象としますが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しても、施設の効果が粘り強く発揮できるよう考慮します。

(3) 豪雨災害・土砂災害について

1) 豪雨災害・土砂災害に強いまちづくりに向けて

- 県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な台風、局地的な集中豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害に対応するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。
- 気象変動の影響により、大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国、県、市町村が連携し、引き続きハード・ソフト対策に一体的・計画的に取り組みながら、災害に強いまちづくりを推進します。

2) 豪雨災害・土砂災害を考慮した土地利用の推進

①関係法令と連携した土地利用の抑制

- 土砂災害などの自然災害のおそれがある地区については、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域*指定など、都市計画法以外の関連法令と調整・連携を図りながら、建築行為や特定開発行為*等の制限を適切に行うとともに、必要に応じて市街化を抑制するなどの対応を検討します。

②大規模開発における雨水の流出抑制

- 記録的な集中豪雨による災害が多発する傾向にあることを踏まえ、大規模な宅地開発に当たっては、周辺の浸水対策に大きな影響を与えることから、雨水流出抑制機能が確実に発揮されるよう誘導します。

③流域の保水機能・土砂流出防止機能をもつ自然環境等の保全

- 雨水の保水機能及び土砂の流出を防止する森林など、防災上重要な役割を果たす緑地などについては、土地利用規制関連法令に基づく計画と調整・連携を図りながら、緑地保全地域の指定等を活用し、その保全に努めます。
- 農地は雨水を一時的に貯水することで、都市地域（下流域）における浸水被害を軽減していることから、防災の観点からも、農業振興地域の整備に関する法律等の農業施策と調整・連携を図りながら、生産緑地地区の指定等を活用し、その保全に努めます。

3) 河川事業と下水道事業が連携した総合的な防災・治水対策の推進

- 主要河川の防災・治水対策については、市街地における効率的な雨水排水対策を担う下水道事業と相互に連携しながら、総合的な防災・治水対策を推進します。

(4) 火山災害について

1) 火山災害に強いまちづくりに向けて

- 本県に被害をもたらす可能性がある火山として、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳がありますが、特に、霧島山火山が噴火した場合は、噴石や火砕流など様々な被害が予想されます。
この場合、最優先で対応すべきは、地域住民及び観光客等の安全であることから、火山の危険性を防災機関だけでなく、地域住民及び観光客等に正しく認識していただくとともに、噴火等が発生した場合でも、迅速かつ円滑な避難活動、防災活動により被害の最小化を図る火山災害に強い地域づくりを進めていきます。
- 国土交通省、鹿児島県及び宮崎県とで「霧島火山緊急減災対策砂防計画」を策定しており、当該計画に即し、市町が地域防災計画等に必要事項を記載し、避難体制の強化を図る必要があります。

2) 火山災害に関する県民の防災意識の向上

- 被害を最小限に食い止めるための防災活動が円滑に行えるよう防災機関、公共機関、住民組織等の体制づくりと円滑な協力体制づくりを進めることが必要です。
- 関係機関と協力して霧島山火山の危険性について、地域住民及び観光客等への防災思想、防災知識の普及及び防災事業の周知を図ることが必要です。

3) 火山災害に配慮した土地利用の抑制

- 霧島火山観測予測図（霧島火山防災検討委員会作成）において、噴石飛散の想定到達範囲や、火砕流、火砕サージ、溶岩流、火山泥流の流下予測範囲及び土石流の想定氾濫範囲内とされる地域にあつては、開発整備を抑制する必要があります。
やむをえず施設整備の必要がある場合には、これら危険性の高い範囲であることを十分念頭に入れた上で整備するなど指導、誘導を行い、被害を最小限に食い止めるよう事前対策を行うことが重要です。

4) 火山災害に強い都市の骨格の整備

- 火山災害の危険区域等においては、地域防災計画に基づき避難場所、避難経路及び通信インフラを計画的に整備する必要があります。

6. 都市計画の推進に関する基本方針

(1) 住民・市町村・県の役割分担と相互連携によるまちづくりの推進

1) 多様な主体の役割分担と相互連携

- 地方分権の進展、住民参加意識の高揚などを背景に、住民・市町村・県などのまちづくりを担う多様な主体が役割分担・連携を図りながら、地域の特性を生かしたまちづくりを促進します。
- 県は、広域的かつ根幹的な視点から都市計画の方向性を示し、本県の目指す都市づくりを推進します。
また、市町の都市計画に関する指針を示し、必要な指導・協議・調整を行うとともに、住民参加の仕組みづくりについても促進します。
- 市町は、住民に最も身近な自治体として、地域の実情を踏まえ、県の定める都市計画との整合を図りながら、住民と協働して特色あるまちづくりに取り組むことが必要です。
- 住民は、一人ひとりがまちづくりの主役であることを認識し、自分たちの住む都市の将来について関心を寄せ、まちづくりに積極的に参加することが望まれます。

2) 住民等がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりの推進

- 官民協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関わるNPOの育成やまちづくり協議会の設置、ボランティア活動や住民レベルでの取組の支援など、住民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを促進します。
- 都市計画を担う人材の育成（行政職員の研鑽と技術の向上、まちづくりコーディネーター*の育成など）、産学官民のまちづくり専門家などの人材やまちづくりに関する情報ネットワーク構築とその活用など、まちづくりの基盤整備に積極的に取り組むことが必要です。
- 住民等が行政の提案に対して、より主体的かつ積極的に都市計画に関わっていくことを期待し、また可能とするため、都市計画提案制度*が平成14年に創設され、制度活用の実績も増加していることから、今後も、提案制度の手続きの明確化など、この制度活用を促進します。
- 県と市町村は住民のまちづくりに対する理解や協働の気運が高まるよう、あらゆる場面において、住民参加やまちづくりに関する情報提供に努めます。

(2) 都市計画に関するマスタープランに基づく住民参加のまちづくりの推進

1) 都市計画区域マスタープランの策定方針

- 今後の都市計画の推進に向けて、都市の将来像とその実現に向けた基本方針を明確にした「都市計画に関するマスタープラン」（県が策定する「都市計画区域マスタープラン」と、市町が策定する「市町マスタープラン」があります。）を策定し、これらのマスタープランに即したまちづくりを進めます。
- 都市計画区域マスタープランは、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として、一市町を超える広域的な見地から策定します。
- 今後の都市計画区域マスタープランについては、基本方針で設定した6つの圏域毎に策定するものとし、圏域の一体的な発展を目指して方針を定めます。

2) 市町マスタープランの策定方針

- 市町は、都市計画法第18条の2に基づき、県が定める都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープランを策定し、適宜見直しを行う必要があります。
- 策定する際には、県や近隣市町村と協議・調整しながら、住民の意見を十分に反映し、地域特性を踏まえたきめ細かな都市計画の基本方針とする必要があります。
- 市町は、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、人口減少が予想される中、都市全体の都市構造の観点から、居住機能、都市機能の誘導による立地の適正化を図るため、「立地適正化計画*」を定めることができることとなりましたが、策定する場合は、市町マスタープランと一体となって機能するよう配慮する必要があります。

3) 都市計画に関する積極的な情報提供の推進

- 県と市町は、都市計画に関するマスタープラン策定過程の段階から、インターネットや広報資料などを活用して、住民に対する都市計画に関する情報開示や情報提供に積極的に取り組むとともに、住民の意見を反映する仕組みづくりに取り組みます。
- また、県と市町は、都市計画に関する情報開示や情報提供に向けて、都市計画に関するデータベース（GISデータ*）の構築や活用など、情報の電子化に積極的に取り組みます。
- 県は、都市計画基礎調査*を活用して都市の動向を検証し、都市の現状について継続的な把握に努めます。

(3) マネジメント・サイクルによるまちづくりの推進

- 今後の都市計画においては、個々の適時適切な都市計画の見直しを実施するとともに、マネジメント・サイクルを重視し、アウトカム指標*など客観的なデータやその分析・評価に基づく状況の変化や今後の見通しに照らして、都市計画の適切さを追求していくことが必要です。
- 特に、立地適正化計画を作成した場合には、概ね5年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行うことが望ましく、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加えて、都市計画基礎調査の結果等を活用し、関連する都市計画の変更を行うことが望まれます。

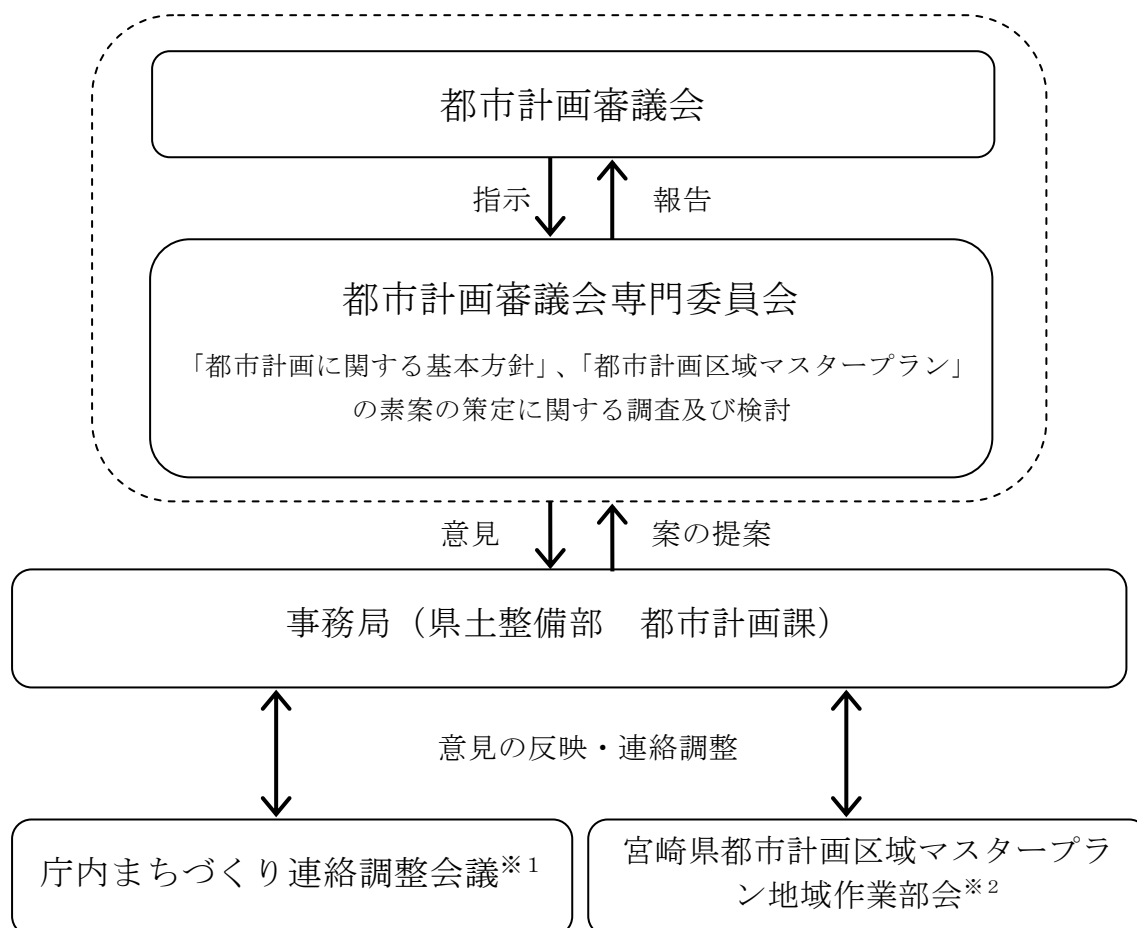
(4) 持続可能なまちづくりの推進

- 人口減少、高齢社会に対応するまちづくりにおいては、それらを支える社会インフラの整備、維持・管理等の行政サービスを継続していくために、投資すべきインフラと財源とのバランスが重要であることから、財政の視点を考慮した都市経営を促します。
- 都市計画の取組として、長期にわたり事業に着手されていない都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画については、定期的に見直し候補を抽出するための取組が望まれます。

附 属 資 料

- ◇ 都市計画に関する基本方針改定の検討組織
- ◇ 宮崎県都市計画審議会専門委員会 委員名簿
- ◇ 都市計画に関する基本方針改定の主な経緯
- ◇ 用 語 解 説

都市計画に関する基本方針改定の検討組織



※1 人口減少・超高齢社会に対応した、本県に適したまちづくりを推進することを目的として設置（関係部局の各課長）。

連絡調整会議の事務局を補助するため、幹事会を設置。

※2 都市計画区域マスタープランの策定に当たり、都市計画の基本的な方向性について、幅広い意見を募り、素案としてまとめることを目的として、中部圏域・南那珂圏域・北諸県圏域・西諸県圏域・児湯圏域・東臼杵西臼杵圏域の6部会を設置（関係市町・農林振興局・土木事務所都市計画関係担当職員）。

なお、第3回及び第4回の地域作業部会においては、地域の意見をより幅広く募るため、各圏域内の建築士会、建設業協会、商工会議所・商工会の会員等の協力を受け、ワークショップを開催。

宮崎県都市計画審議会専門委員会 委員名簿

【平成28年度 委員名簿】

氏 名	役 職 名 等	専 門 分 野
猪 股 敏 雄	一般社団法人宮崎県農業会議専務理事	農 業
嶋 本 寛	宮崎大学工学教育研究部准教授	都 市 計 画
詠 田 トキ子	宮崎県環境情報センター長	環 境
永 友 郁 子	弁護士	法 律
根 岸 裕 孝	宮崎大学地域資源創成学部准教授	地 域 経 済
林 田 義 伸 (委員長)	都城工業高等専門学校教授	建 築
平 岡 直 樹	南九州大学環境園芸学部教授	景 観
村 上 啓 介	宮崎大学工学部教授	防 災
山 崎 睦 男	宮崎県社会福祉協議会事務局長	福 祉

注1) 敬称略・50音順

注2) 役職名などは、委員会開催当時のものです。

宮崎県都市計画審議会専門委員会 委員名簿

【平成26年度～27年度 委員名簿】

氏 名	役 職 名 等	専 門 分 野
嶋 本 寛	宮崎大学工学教育研究部准教授	都市計画
詠 田 トキ子	宮崎県環境情報センター長	環 境
永 友 郁子	弁護士	法 律
根 岸 裕 孝	宮崎大学地域資源創成学部准教授	地域経済
林 田 義 伸 (委員長)	都城工業高等専門学校教授	建 築
平 岡 直 樹	南九州大学環境園芸学部教授	景 観
村 上 啓 介	宮崎大学工学部教授	防 災
矢 方 道 雄	一般社団法人宮崎県農業会議事務局長	農 業
山 崎 睦 男	宮崎県社会福祉協議会事務局長	福 祉

注1) 敬称略・50音順

注2) 役職名などは、委員会開催当時のものです。

都市計画に関する基本方針改定の主な経緯

年月日	事 項	
平成 27 年	3月24日	第130回宮崎県都市計画審議会（検討開始の報告）
	3月25日	第1回宮崎県都市計画審議会専門委員会
	6月4日	第1回庁内まちづくり連絡調整会議幹事会
	6月4日	第1回宮崎県都市計画区域マスタープラン地域作業部会
	8月3日	第2回宮崎県都市計画審議会専門委員会
	8月19日	第131回宮崎県都市計画審議会（改定の背景、方向性等）
	8月26日 ）	第2回宮崎県都市計画区域マスタープラン地域作業部会
	9月18日	
12月18日	第3回宮崎県都市計画審議会専門委員会	
平成 28 年	2月2日 ）	第3回宮崎県都市計画区域マスタープラン地域作業部会
	2月19日	
	2月17日	第4回宮崎県都市計画審議会専門委員会（改定素案文章案）
	3月18日	第133回宮崎県都市計画審議会
	6月30日	第5回宮崎県都市計画審議会専門委員会（改定素案の審議）
	7月27日	第134回宮崎県都市計画審議会（改定素案の報告）
	10月3日 ）	「都市計画に関する基本方針（改定素案）」のパブリックコメント手続きの実施
	11月4日	
	10月11日 ）	第4回宮崎県都市計画区域マスタープラン地域作業部会
	10月20日	
	11月15日	第6回宮崎県都市計画審議会専門委員会（最終改定案の審議）
	12月19日	第135回宮崎県都市計画審議会（最終改定案の報告）
平成 29 年	2月23日	定例県議会「都市計画に関する基本方針（改定版）」議案提案
	3月22日	「都市計画に関する基本方針（改定版）」の議決

用語解説

－ B －

・BCP (P52, 65, 70)

Business Continuity Plan (業務継続計画) の略。緊急事態発生時において、県として最優先に取り組むべき業務をできるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のこと。民間事業者では「事業継続計画」という。

－ G －

・GISデータ (P77)

Geographic Information System の略。地理情報システムの意味で、位置や時系列の情報を扱えるなど従来の紙地図では実現不可能であった高度な分析を行うことができ、このシステムを構成する情報のこと。

－ I －

・ICT (Information and Communication Technology) (P11, 67)

Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。情報や通信に関連する技術一般の総称。

－ N －

・NPO (P34, 35, 49, 76)

Non-Profit Organization (非営利団体) の略。様々な分野で主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利活動団体のこと。特定非営利活動促進法により、国、または都道府県に認証を受けたNPOをNPO法人という。

－ P －

・PPP/PFI (P49)

それぞれ Public-Private Partnership、Private Finance Initiative の略。前者は、「官 (Public)」と「民 (Private)」が役割を分担しながら、公共施設の整備や公共サービスの実施等に取り組む様々な手法の総称。後者は、民間の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などの社会資本を効率的かつ効果的に整備する手法。

－ あ －

・アウトカム指標 (P78)

施策・事業の実施により発生する効果・成果 (アウトカム) を表す指標。

・アメニティ (P39, 42)

Amenity 「快適環境」。場所、気候風土、自然、社会環境など人間的な住みやすさの概念。

－ い －

・域内交通体系 (P27, 65)

近隣市町村内、都市計画区域内、都市内などの様々な場所を結ぶ道路などが効率的、効果的に整備されている状態。

・一次避難地 (P66)

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1 ha 以上のもの。広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所として、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースを持つ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

－ う －

・運動公園 (P67)

都市公園法に基づく都市公園の種類のひとつ。主として運動の用に供することを目的とする公園であり、都市の規模に応じて1箇所当たり面積1.5～7.5haを標準として配置される。

－ え －

・沿道型・郊外型商業施設 (P21)

大量の交通量を背景に、商業・サービスを提供するため、幹線道路等の沿道や、市街地郊外に形成された商業施設。

・沿道修景美化条例 (P6, 9, 29, 68)

県内の沿道において、優れた自然景観及び樹木その他の植物を保護するとともに、花木類の植栽等により、沿道の修景を図り、もって郷土の美化を推進することを目的として、昭和44年に国内で初めて制定された条例。

－ お －

・屋外広告物条例 (P68)

都市景観を構成するひとつの大きな要素である屋外の広告物(屋外の広告板、広告塔、看板、はり札、はり紙など)について、周辺の環境や景観にそぐわないものを規制するために、屋外広告物法に基づいて定められる条例。

・汚水処理人口普及率 (P27)

下水道に加え、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等による汚水処理が可能な人口の割合のこと。

・オープンスペース (P23, 27, 28, 32, 39, 66, 73)

都市における、建築物等がない空いた空間。ゆとり空間。

－ か －

・外水 (P15)

河川の堤防の河川側(堤外地)を流れる川の水のことを外水といい、豪雨などにより堤防から溢れ、市街地側に水がたまった場合外水氾濫という。

・開発行為 (P25, 26, 71, 74)

開発行為とは、主に建築物を建てるなどの目的で使用する『土地の区画形質の変更』を行うことをいう。土地の区画形質の変更とは、次に示す3つの場合などのこと。

- ・ 切土、盛土、擁壁の設置などの造成行為がある場合
- ・ 道路、排水施設などの公共施設を整備する場合
- ・ 農地などを宅地にする場合

・開発許可制度 (P62)

都市計画区域、準都市計画区域またはこれらの区域外で開発行為を行う場合には、あらかじめ県知事(指定都市・中核市・特例市の長)の許可を受けなければならない(都市計画法第29条)。この許可に関わる一連の手続きを『開発許可制度』という。

開発許可制度は、開発行為に宅地としての適正な水準を確保させるとともに、市街化調整区域においては開発行為を抑制し、市街化を抑えることを目的としている。

・限界性 (P21)

その地域一帯の雰囲気(一体性のある賑わいや落ち着いた雰囲気など)。

・過疎化 (P9)

市町村において、人口の著しい減少、若者の人口比率の低下と高齢者の人口比率の上昇、財政力の低下などが進むこと。

過疎化の進む地域を『過疎地域』といい、平成26年3月に改正された過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定要件は以下のとおり。

- (1) 1965～2010年の人口減少率が33%以上
- (2) 1965～2010年の人口減少率が28%以上で高齢者比率（65歳以上）が32%以上
- (3) 1965～2010年の人口減少率が28%以上で若年者比率（15歳以上30歳未満）が12%以下
- (4) 1985～2010年の人口減少率が19%以上

のいずれかに該当し、かつ、2010～2012年度の財政力指数平均が0.49以下である、という条件を満たす地域。

本県では17市町村が指定されている。

・学校規模適正化・適正配置 (P51)

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、一定の規模の児童生徒集団が確保されていること等が望ましいことから、一定の学校規模を確保し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段を確保するなど、地域の実情に応じた学校づくりに取り組むこと。

・学校施設と他の公共施設等との複合化 (P51)

第2期教育振興基本計画（平成25年閣議決定）において、社会全体で子どもたちの学びを支援し、学びの場である学校を拠点に地域コミュニティの形成を推進する観点から、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進していくことが必要とされている。

・合併処理浄化槽 (P27, 66)

トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽に対し、トイレの汚水と台所などの排水を併せて処理する施設で、建築物の用途・規模に応じて様々な大きさのものがある。下水道の終末処理場と同程度の浄化能力があり、設置に要する期間が短いなどの利点がある。

・環境共生社会 (P29)

日常生活や事業活動による環境負荷が著しく低減され、大気、水などの環境との調和が図られた社会。

・環境負荷 (P19, 27, 39)

人の活動による影響により環境の保全に支障が生じるおそれのあるもの。

・環境保全ネットワーク (P69)

海岸線、河川、田園、丘陵地、山地などの昔から残る自然や創出された緑地など、維持・保全すべき自然環境のネットワーク、つながり。

・緩衝緑地 (P60, 68)

都市計画で大気の汚染、騒音、振動、悪臭などの公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の拡大防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

緩衝緑地の設計に当たっては、風向き、地形の自然条件などに留意しつつ、公害の緩和、災害の防止に資するよう比較的高密度な植栽地を配置するものとされている。

・幹線道路 (P11, 21, 22, 25, 58, 65, 73)

高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道など主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。

— き —

- ・ **既成市街地 (P23, 24)**
都市において、既に道路などの都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在するなどして、市街地が形成されている地域をいう。都市計画法上の既成市街地の定義は以下のとおり。
 - ・ 人口密度が1ha 当たり40人以上の地区が連たんして人口が3,000人以上となっている地域。
- ・ **既存集落 (P23, 24, 25, 44, 47, 56, 58, 61, 62)**
既成市街地以外で、都市計画法の施行以前から既に集落を形成している、農村、漁村、山村など。
- ・ **基盤整備 (P42, 71, 76)**
産業や生活の基盤となる道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校などの、公共事業による社会資本の整備。
- ・ **九州中央自動車道 (P9, 27, 71)**
熊本県御船町を起点とし、九州中央部を横断する形で高千穂町を經由し、延岡市に至る延長約9.5kmの高速道路。路線名は、九州横断自動車道延岡線といい、九州縦貫自動車道と東九州自動車道を結び、これらと一体となって循環型の高速交通ネットワークを形成し、九州の東西軸の強化、さらには九州の一体的発展と浮揚に貢献する路線として期待される。
- ・ **共助 (P70)**
自分ひとりで対応できない状況のときに、地域住民同士で助け合う。
- ・ **漁業集落排水施設 (P27, 66)**
漁村集落を対象に、トイレの汚水や生活排水を処理する施設。
- ・ **近海かつお (P9)**
総トン数20トン以上120トン未満の動力漁船により、一本釣り漁によって捕獲されたかつお類。
- ・ **緊急輸送道路 (P32, 34)**
地震防災対策特別措置法に基づき指定された、震災時に避難や救急・消火活動、緊急輸送などを円滑に行うための高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

— く —

- ・ **区域区分 (P21, 25, 34, 56, 58)**
無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分して定めること。いわゆる「線引き」とも呼ばれる。

— け —

- ・ **景観計画 (P29, 30, 49, 68, 69)**
景観法の規定により景観行政団体（地方自治体）が定める良好な景観の形成に関する計画。景観計画の区域、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要構造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定めることができる。
- ・ **景観形成に係る太陽光発電設備の取扱い (P69)**
良好な景観の形成を促進するにあたり、太陽光発電設備が景観に悪影響を及ぼすことがないよう、市町村の景観行政の一助となるように定めたもの。景観法（景観条例、景観計画等）による届出対象行為や行為の制限等による対応と、景観法の枠組み以外（自主条例等）に、立地規制等の対応について、運用の事例を記載している。（平成27年3月10日 宮崎県県土整備部都市計画課通知）

- ・ **景観条例 (P30, 61, 68)**
都道府県や市町村で、良好な都市景観を保全・創出するために制定する条例。都市景観、自然景観の保全や、新しい景観の創出を目的として、全国の多くの自治体で制定している。
 - ・ **景観法 (P3, 29, 30, 68, 69)**
良好な景観の形成を促進するため、平成16年に制定された法律で、建物のデザインや壁面の位置、色の規制などを定めた景観計画を作成し、その区域内の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関する変更命令を出すことができることを定めている。
 - ・ **経済のソフト化・サービス化 (P12)**
農林漁業や重工業関連などを中心とした産業経済構造から、ハイテクやソフト関連などの知識集約型産業や健康・福祉サービス産業などへの需要の増加などによって、産業経済構造が変化していること。
 - ・ **下水道処理人口普及率 (P27)**
行政人口に対し、下水道による処理が可能な人口の割合のこと。
 - ・ **減災 (P39, 70, 71, 72, 75)**
予想される災害に対して、災害後の対応よりも事前の対応を重視し少しでも被害の低減を図ること。
 - ・ **建築形態規制 (P59)**
住民の生活の安全や快適さを守り周辺の住環境に支障を及ぼさないように行う建築物の大きさ・高さなどの規制。主な規制内容には建ぺい率・容積率・道路斜線制限・隣地斜線制限がある。
 - ・ **県内1時間構想 (P27, 64)**
県内主要都市間及びその都市と周辺市町村間を概ね1時間で結ぶ道路ネットワークを構築する構想。
 - ・ **建ぺい率 (P59)**
建築物の建築面積（建築面積とは、建築物の外壁など水平投影面積のこと）の敷地面積に対する割合。
 - ・ **県立自然公園 (P30)**
自然公園法に基づいて、都道府県が指定する自然豊かな公園。
- こ —
- ・ **広域公園 (P28)**
都市公園法に基づく都市公園のひとつで、主としてひとつの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。
 - ・ **広域商業業務地 (P21, 22, 59, 63)**
ひとつの市町村を超えた広い範囲の多くの人々が利用する商業施設や公共施設などの施設が集積した、広域拠点に位置付けられた宮崎市や延岡市、都城市における中心市街地。
 - ・ **広域都市圏 (P27, 37, 38, 41, 46)**
日常生活や経済活動が一体的に営まれている、中心都市と周辺の市町村を含めた圏域。

- ・ **広域避難地 (P66)**

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 面積が10ha以上のもの
- (2) 面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、または近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
- (3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（(1) または (2) に該当するものを除く。）

大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や津波から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

- ・ **高規格幹線道路 (P9, 19, 26, 27, 31, 32, 38, 64)**

全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とする。高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成される。

- ・ **公共下水道 (P27, 66, 70)**

終末処理場を有し汚水を排除すべき排水施設の相当部分が地中に埋設された構造により、主として市街地における下水（雨水・汚水）を排除または処理するために地方公共団体が整備し管理する施設。

- ・ **公共公益施設 (P25, 63, 67)**

住民の生活のために必要なサービス施設の総称。明確な定義はないが、一般的には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などをいう。

新住宅市街地開発法では、「公益的施設」として、教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設などと定義している。類似の用語に公共施設がある。

- ・ **公共交通機関 (P18, 19, 53)**

不特定多数の人々が利用する交通機関。バスや鉄道などを指す。

- ・ **公共施設等総合管理計画 (P26, 51)**

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。

- ・ **公共用水域 (P28)**

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路等、公共利用のための水域や水路。ただし、公共下水道は除く。

- ・ **公助 (P70)**

自助や共助では対応できないときに、公的機関が支援する。

- ・ **交通環境 (P19, 53)**

道路、駅、バスターミナル、空港、港湾などの各種交通施設の整備状況や役割分担、連携の状況など。

- ・ **交通結節点（交通結節機能） (P53, 65)**

空港やバスターミナル、駅など、自動車と鉄道、バス、飛行機などの乗り継ぎ、乗り換えなどが行われる場所（乗り換えを円滑に行うことができる機能）。

- ・ **交通体系 (P27, 45, 64, 65)**

バスや鉄道、道路などの交通組織の全体の構成。

- ・ **高度成長期 (P7, 23, 61)**

昭和30年代から40年代にかけての、日本経済や産業などが急激に成長した期間のこと。

- ・ **高度利用地区 (P59)**
都市計画法に基づく地域地区のひとつで、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度、最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区。
- ・ **公有財産 (P51)**
地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）238条に規定されている地方公共団体が所有している財産。
- ・ **国勢調査 (P6, 7, 12)**
日本国内の人口・世帯・産業構造などの現況を明らかにし、各種の行政施策を立案するための基礎資料を得ることを目的として5年毎に全国一斉で実施される国の統計調査。
- ・ **国立公園 (P30)**
国立公園に準ずる、優れた自然の風景地で、関係都道府県の申出により環境庁長官が指定する。
- ・ **国立公園 (P30)**
我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海中の景観を含む）であって、環境庁長官が指定する。
- ・ **国立社会保障・人口問題研究所 (P11, 12)**
平成8年12月に厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所を統合して設立。人口研究・社会保障研究、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査、研究を通じて、福祉国家に関する研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目指している。
- ・ **固定価格買取制度 (P31)**
再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度。
- ・ **コミュニティ（コミュニティ空間） (P21, 23, 49, 50, 59, 61)**
自主的、自立的に住民相互の連帯活動が継続的に行われている、概ね自治会、町内会程度の規模を基本単位とした集まり。また、コミュニティ空間とはコミュニティが活動する場所。
- ・ **コミュニティバス (P19, 53)**
地域での必要目的に合わせてルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバス。
- ・ **コンパクトな都市 (P7)**
高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済において持続可能な都市経営を推進するため、都市全体の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導し、これと連携した持続可能な公共交通ネットワークが形成された都市をいう。
- ・ **コンベンション (P9)**
Convention 「集会」。特定の目的で多数の人が集まること。

— さ —

- ・ **再生可能エネルギー (P31, 67, 71)**
比較的短期間・自発的・定常的に再生される自然資源に由来した、枯渇しないエネルギー。
- ・ **財政構造改革 (P12)**
財政収支を健全化し、変容する経済社会情勢に対応できるような財政構造を実現すること。
- ・ **里山 (P10, 68)**
市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産に利用されていた森林のこと。

- ・ **産学官共同の技術開発 (P13)**

産業経済の発展などを旨として、産業界、大学などの学術機関、行政機関が協力しながら、新しい技術の開発・実用化などに取り組むこと。

— し —

- ・ **市街化区域 (P21, 25, 30, 47, 56, 60, 62)**

区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

- ・ **市街化調整区域 (P21, 23, 45, 47, 51, 56, 58, 61, 63)**

区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域。

- ・ **市街地開発事業 (P60, 78)**

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め、地域の状況に応じた整備手法により、道路や公園等の都市施設を含め多面的な整備を行い、良好な市街地を形成する事業。土地区画整理事業や新住宅市街地開発事業等がある。

- ・ **市街地環境 (P10, 45)**

建物や道路、公園、下水道など、市街地を構成する様々な要素により生み出される都市の環境。

- ・ **市街地再開発事業 (P59, 72)**

市街地開発事業のひとつ。低層の木造建築物の密集や道路・公園などの公共施設の不足、土地の利用が細分化されて災害の危険性等もある既成市街地について、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物や建築敷地の整備と併せて公共施設を整備する事業。

- ・ **自主防災組織 (P51, 52, 70)**

災害対策基本法第5条第2項において規定する地域住民(町内会や自治会等)による自発的な組織。地域の住民同士が話し合い、いざというときに避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所運営などを行うために自主的に組織する。

- ・ **自助 (P70)**

自分の安全を自分で守ること。

- ・ **自然環境 (P2, 6, 15, 24, 25, 28, 30, 31, 35, 36, 38, 39, 42, 45, 46, 47, 61, 62, 66, 68, 69, 74)**

基本方針では、山、川、海などの自然に、公園や緑地、農地なども含めた総称としている。

- ・ **自然共生社会 (P11)**

人間と地球に生きる全ての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受けつづけることができる社会。

- ・ **持続可能な都市 (サステイナブルシティ) (P11, 36, 39, 46, 48, 63)**

環境保全、経済的発展、生活の質の向上という3つの要素を調和させることによって、現在のみならず、将来の世代も持続的に豊かな生活と経済活動が行われるまち。

- ・ **社寺林 (P68)**

神社や寺の境内に見られる林のこと。多くの場合、常緑樹広葉樹林(照葉樹林)であり、原生林の面影を残しているものもある。

- ・ **住区基幹公園 (P28, 66)**

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

・ **集約的市街地 (P45)**

市街地内の利用されていない土地を有効に利用しながら、人々が暮らし、働き、遊び、学び、憩い、集うために必要な様々な施設・機能が集積した市街地。また、自動車などを使わずに、歩いて日常生活を送ることができるようなまち。

・ **重要港湾 (P27, 65)**

港湾法上で「国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」として、国から指定されている港。本県では細島港、宮崎港、油津港の3港が指定されている。

・ **集落コンビニ (P50)**

廃校、空き店舗等を活用した地域住民が運営する取組。

・ **準都市計画区域 (P56, 58)**

都市計画区域外のインターチェンジや幹線道路周辺などで、建物が無秩序に建ち並ぶことを抑えるために、土地の使い方などのルールを決めることができる区域のこと。県が指定する。

・ **生涯学習施設 (P67)**

一人ひとりが自己の充実と生活の向上を求めて、より豊かで充実した人生を送るために、自発的意志に基づき、自己に適した手段や方法により、生涯を通じて行う学習を生涯学習といい、生涯学習を行うための機会を提供する施設をいう。公民館、博物館、図書館、青少年教育施設などがこれにあたる。

・ **商業業務地 (P21, 59)**

商業施設、市役所や役場、警察署、郵便局などの官公庁施設及び事務所、オフィスビルが集まる地域。

・ **職住近接 (P49, 59)**

職場と家庭生活を営む住居とが近接していること。

・ **シラス (P10)**

ガラス質の火山砂で粘土をほとんど含まない土壌。水分と養分の吸着保持力に欠ける。鹿児島県及び宮崎県南西部をはじめ、南九州に広く分布している。

・ **人口集中地区 (P16, 17)**

人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地区のこと。都市的地域の特質を明らかにするために設定している。DID地区ともいう。

・ **森林の有する公益的機能 (P31)**

以下のような、森林が持っている様々な機能のこと。

- ・ 木材などの生産機能
- ・ 渇水や洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養機能
- ・ 土砂崩れや土砂流出などの災害防止機能
- ・ 気象緩和や騒音防止など環境保全機能
- ・ レクリエーションの場の提供、教育の場の提供、野生動物生息の場などの保健文化機能など

・ **森林法 (P62)**

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、昭和26年6月に公布された法律。

— す —

・ **水源かん養 (P25, 31, 69)**

森林が有する、洪水や渇水を防ぎ、水資源を確保する機能。

- ・ **ストックマネジメント (P64)**

ストックとは、道路、農業用水利施設など、国民の公共財産のことをいい、それらの調査・診断を行い、施設の長寿命化や維持管理コストの削減を管理していくこと。

- ・ **スプロール (P25)**

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。「アーバン・スプロール (urban sprawl)」ともいう。

- ・ **スポーツランドみやざき (P9, 67)**

各種スポーツ大会やスポーツキャンプが盛んに行われ、スポーツ施設が充実している等、温暖な気候に恵まれ、四季を通じて様々なスポーツを楽しむことができる本県の特徴を表す言葉。

－ せ －

- ・ **生産緑地地区 (P61, 68, 74)**

都市計画で定める地域地区のひとつで、市街化区域内の農地（500㎡以上の面積で、農林業の継続が可能な条件を備えており、将来の公園や緑地などの公共施設の敷地として適しているもの）において、良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る目的により、市町村が定める区域。

- ・ **生物多様性 (P31)**

地球上に生息する生きものの個性とつながりが多様にあること。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性と3つのレベルの多様性が存在する。

- ・ **世界農業遺産 (G I A H S) (P10, 69)**

正式名称は、“Globally Important Agricultural Heritage Systems”。

国連食糧農業機関による正式な定義は、「その土地の環境及び持続的な開発に対するニーズとコミュニティの共通適応により発展してきた世界的に重要な生物多様性に富む優れた土地利用システム及びランドスケープ(土地の上に農林水産業の営みを展開し、それがひとつになった地域的まとまり)。」

- ・ **線引き制度 (P16)**

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して定めること。いわゆる「区域区分」とも呼ばれる。

- ・ **線引き都市計画区域 (P58)**

区域区分が定められている都市計画区域

－ そ －

- ・ **相関係数 (P17)**

相関を表す指標のこと。－1に近い値だと負の相関があるといい、散布図は右下がりに分布する。また、1に近い値だと正の相関があるといい、散布図は右上がりに分布する。相関係数が0に近くなると散布図のまとまりがなくなり、相関がないことを表す。

- ・ **総合特区 (P13)**

産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るための制度に基づき指定された区域。

－ た －

- ・ **大規模集客施設 (P21, 25, 60, 63)**

床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など。

- ・ **宅地化 (P26, 62)**

農地などを、住宅や工場などの建物を建てるため、また資材置き場などとして利用するために、土地の形状変更などを行うこと。

- ・多自然川づくり (P66)

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

— ち —

- ・地域高規格道路 (P9, 19, 26, 38, 64, 71)

高規格幹線道路と一体となって、地域発展の核となる都市圏の育成や地域相互の交流促進、空港・港湾などの広域交流拠点との連結等に資する目的で整備される道路。

- ・地域公共交通網形成計画 (P64)

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画。平成26年の改正地域公共交通活性化再生法で創設。

- ・地域再生土地利用計画 (P51)

地域再生法による地域再生計画の認定を受けた市町村が、一体的な日常生活圏を構成している集落生活圏の中で、地域再生拠点（いわゆる「小さな拠点」を指す。）の形成や農用地の保全等を図るために作成する計画。平成27年の改正地域再生法で創設。

- ・地域ブランド (P13)

地域のイメージを活用しつつ、地域の農林水産物・食品、資源の差別化を図り、その価値・評価を高めるための商品やサービスの銘柄。

- ・地域防災計画 (P39, 70, 71, 72, 73, 75)

地震や風水害などの大規模な災害の発生に備え、その予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、災害対策基本法に基づき地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

- ・地域力 (P35, 38, 39, 44)

個性的で特徴のある地域づくりや地域活性化の原動力となる、人・産業・文化・自然などの地域固有の資源などの総称。

- ・小さな拠点 (P51)

小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めた「小さな拠点」を形成し、周辺集落との間をコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐことにより、必要な生活サービス機能等を維持する取組。

- ・地区計画 (P16, 58, 59, 61, 62, 68, 71)

特定の地区を対象として、その地区にふさわしい良好な環境を整備・保全するために、建物の用途や意匠、道路や公園の配置などを、住民の意見を反映しながら市町村が細かく定めること。（いわゆる「地区レベルの都市計画」）

住民が地区の将来像について話し合っまとめた地区計画の案を市町村に申し立て、地区計画を定めるように要請することもできる。

- ・治水 (P28, 65, 66, 74)

洪水・高潮などの水害から人間の生命・財産・生活を防御するために行う事業を指し、具体的には、堤防・護岸・ダム・放水路・遊水池（遊水地）などの整備や、河川流路の付け替え、川底を浚うことによる流量確保、氾濫原における人間活動の制限などが含まれる。

- ・地方分権 (P11, 76)

国が地方自治体に対して制度や運用面で行財政上の自主性・自立性を認める仕組み。国と地方の関係を「上下・主従」関係から「対等・協力」関係に改め、機関委任事務の廃止や国の関与の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直しなどを内容とする地方分権一括法が平成12年4月1日から施行された。

- ・ **中山間地域 (P6, 19, 39)**
一般的には、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、生産・経済的条件が不利な地域を指す。
- ・ **中心市街地 (P11, 21, 25, 41, 49, 53, 56, 59, 60, 63, 66, 67)**
その都市の中心的な役割を担う地域。一般に商店街や行政機関、金融などの人々が集まる施設が集積している。
- ・ **中心市街地活性化法 (P59, 60)**
中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、市町村による基本計画の作成及び内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別措置等について定められたもの。
- ・ **中心市街地の空洞化 (P11, 21, 25)**
モータリゼーションの進展などにより、商業機能やサービス機能の都市郊外への立地が進み、相対的に都市中心部の集客力が低下し活力が失われること。
- ・ **長寿命化 (P26, 51, 64, 66, 67)**
道路や上下水道・公園・学校・公営住宅等の高度成長期以降に集中的に整備された基盤施設について、新設から撤去までのライフサイクルの延長のための対策に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組。

－ つ －

- ・ **津波防災地域づくり法 (P2)**
平成23年に、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、津波防災地域づくり法が制定され、国による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、都道府県による津波災害警戒区域並びに津波災害特別警戒区域の指定等の措置が定められた。
平成25年には、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として南海トラフ巨大地震対策特別措置法が改正された。

－ て －

- ・ **低炭素社会・循環型社会 (P11)**
日常生活や社会活動における温室効果ガスの抑制や、循環資源の循環的な利用及び適正な処分の確保により、地球温暖化や環境への負荷ができる限り抑制される社会。
- ・ **低・未利用地 (P21, 23, 49, 61, 72)**
本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内などに残る空き地や、商店街などで青空駐車場として利用されている土地など、効率的な利用がなされていない土地。
- ・ **デマンド型乗合タクシー (P53)**
車両は一般のタクシーで、バスのように停留所(家の前まで来てくれる地域もある)から乗り降りを行うが、バスとは異なり、事前に登録を行い、予約があった時のみ運行を行うところが多い。ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。
- ・ **田園居住地区 (P62)**
営農条件と調和のとれた良好な居住環境が確保された集落地域。

－ と －

- ・ **特定開発行為 (P74)**
 土砂災害特別警戒区域において、住宅（自己居住用を除く）並びに高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築を目的とした開発行為。
- ・ **特定用途制限地域 (P58, 62)**
 都市計画区域内で、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。
- ・ **特別用途地区 (P59, 61)**
 用途地域の指定を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るための制度。本県ではこれまでに、宮崎市、日向市、日南市、都城市、小林市において指定している。（平成28年11月時点）
- ・ **特別緑地保全地区 (P61)**
 都市計画区域内において良好な自然環境を形成している区域で、無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地が指定の対象となる。指定することによって建築行為など一定の行為を制限し、現状を保全する制度。
- ・ **都市化 (P7, 23)**
 都市に人口・産業が集中し、それに伴う市街化が進行（拡大）すること。
- ・ **都市型社会 (P7, 11)**
 市街地を拡大していくのではなく、これまで都市に整備された社会資本を最大限活用し、安定・成熟した都市環境が形成された社会。
- ・ **都市基幹公園 (P66)**
 都市公園法に基づく都市公園である「総合公園」、「運動公園」の総称。都市全域の住民が利用することを目的とした公園。
- ・ **都市機能（高次都市機能）**
 (P18, 21, 22, 25, 29, 36, 38, 39, 41, 42, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 52, 53, 55, 60, 77)
 都市のもつ様々な働きやサービスのことで、業務、商業、居住、医療、福祉、行政、教育などの諸活動によって担われる。
 高次都市機能とは、日常生活の圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能のこと。
- ・ **都市基盤 (P32, 39, 51, 60, 61, 70, 71, 72)**
 道路、鉄道、港湾、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設など生活・産業の基盤。
- ・ **都市経営 (P22, 48, 64, 67, 78)**
 限られた資金や人材で、公共性を保ちながら、いかに効率的・効果的に都市を運営していくかといった視点に立って、重点施策や予算・人材配分などを行うこと。
- ・ **都市計画 (P1, 2, 3, 11, 16, 18, 26, 31, 33, 34, 35, 37, 40, 44, 45, 47, 49, 58, 59, 62, 69, 70, 76, 77, 78)**
 都市内の限られた土地資源を、農林漁業との調和を図りつつ、合理的な利用が図られるよう適正な制限のもとに有効配分し、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保しようとするもの。市町村の範囲にとらわれることなく、都市として一体的に整備・開発及び保全すべき区域を対象に、都道府県と市町村が役割を分担しながら定める。
 現行の都市計画法は昭和43年に制定され、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

・都市計画基礎調査 (P7, 77, 78)

都市計画法で概ね5年毎に実施することとされている人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などの現況及び将来の見通しについての都市計画に関する基礎的な調査。

・都市計画区域 (P1, 3, 6, 7, 16, 17, 21, 23, 25, 26, 28, 30, 31, 33, 34, 45, 51, 56, 58, 62, 77)

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。都市計画区域は県が指定する。

・都市計画区域マスタープラン (P1, 3, 34, 58, 77)

都市計画区域毎に都市計画の目標、区域区分の方針、土地利用、都市施設、市街地開発、自然的環境の整備及び保全に関して、広域的・根幹的視点に立った都市計画の基本的な方針を定めたもの。

・都市計画提案制度 (P76)

土地所有者やNPO団体等、民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者等の3分の2以上の同意等一定の要件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。提案を受けた場合、都道府県や市町村は、都市計画の決定または変更の必要性を判断し、必要があると認めるときはその案を作成しなければならない。

・都市計画道路 (P26, 65)

都市計画区域内で主要な道路として位置付けられている道路のこと。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路がある。

・都市景観 (P2, 30, 47, 50, 65, 68)

都市に存在する建物・道路・公園・緑地などの他に、都市を取り巻く田園・河川・海岸・山林などの自然環境も含む、都市を構成する様々な要素が織り成す風景、景色、眺め。

・都市下水道 (P27)

主として市街地における雨水を排除して浸水を防除するために、市町村が管理している下水道。

・都市公園 (P28, 31, 66, 70, 73)

都市計画法や都市公園法などで位置付けられている公園や緑地。国が設置する国営公園などや地方自治体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園などがある。

・都市構造 (P2, 6, 7, 22, 32, 36, 40, 44, 48, 58, 63, 77)

主要な交通網や商業・工業・居住・レクリエーション・自然環境の配置などの、都市の骨格のこと。

・都市再生特別措置法の改正(等) (P2, 11, 77)

人口の急激な減少と高齢化を背景として、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するため、平成26年に都市再生特別措置法、都市計画法等が改正され、住宅及び医療・福祉・商業等の居住に関連する施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成や、誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等が措置された。

・都市施設 (P2, 23, 24, 26, 29, 31, 35, 45, 47, 51, 63, 64, 65, 67, 70, 71, 78)

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保全するために必要な、都市計画法で定められた諸施設。道路・公園・下水道・河川・廃棄物処理施設・教育文化施設・病院・市場など。

・都市づくり (P1, 2, 24, 35, 36, 37, 39, 40, 44, 46, 47, 48, 60, 63, 70, 76)

都市の骨格や都市圏の形成などの、都市全体を対象としたまちづくりの取組。

- ・ **都市的サービス (P41, 44)**
主に都市部において享受できる、商業・医療・福祉・情報・芸術・文化・交流などの様々な施設等が提供するサービスのこと。
- ・ **都市的土地利用 (P25, 42, 58, 62)**
商業、工業、公共・公益、道路、交通施設、公的施設など都市的な土地の状態や用途の利用状況。
- ・ **土砂災害特別警戒区域 (P74)**
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制等が行われる。
- ・ **土砂災害防止法 (P2, 74)**
土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めることなどにより、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として、平成12年5月に制定された法律。
- ・ **土地区画整理事業 (P59, 60, 72)**
都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の利用形態の変更及び公共施設の新設または変更を行うこと。
- ・ **土地の高度利用 (P39)**
都市計画による制度などを活用し、道路、公園、広場等の適正な整備のもとに中高層建築物または容積率の高い建築物を建築するなど、土地をより高度に利用すること。

— な —

- ・ **内水 (P15, 33, 70)**
降雨により河川の堤防の市街地側(堤内地)にたまった水のことで、河川にうまく放流できない場合を内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。
- ・ **南海トラフ地震 (P2, 10, 14, 19, 31, 32, 72)**
静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝沿いで発生する(科学的に考えられる最大クラス (M9クラス) の巨大) 地震。

— の —

- ・ **農業集落排水施設 (P27, 66)**
農村集落を対象に、トイレの汚水や生活排水を処理する施設。
- ・ **農業振興地域 (P62, 74)**
農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の健全な発展及び国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るために設定された地域。
- ・ **農業振興地域の整備に関する法律 (P62, 74)**
自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、昭和44年7月に制定された法律。
- ・ **農地転用 (P23)**
農地を宅地や工場用地など農業以外の目的に転用すること。農業生産力を維持していくため農地法によって許可制とし、転用が制限されている。

- ・ **農用地区域 (P42, 62)**

農業振興地域内の土地で、農業上の利用を図るべき土地の区域。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する農業振興地域整備計画で定められる。

－ は －

- ・ **ハザードマップ (P51, 52, 55, 70)**

災害により危険が予想される地域や避難経路、避難場所を示した地図。対象とする災害は、洪水、土砂災害、津波などであり、それぞれの目的に応じて様々な機関で作成されている。

- ・ **バリアフリー (P49, 50, 53, 63, 67)**

高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去すること。

もともとは段差解消などのハード面（施設）の色彩が強いが、現在では、高齢者や障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味も含んでいる。

－ ひ －

- ・ **東九州地域医療産業拠点構想 (P13)**

宮崎県から大分県にかけての東九州地域において、有力な血液や血管に関する医療機器を製造する企業が多数立地し、更なる設備投資が進められるなど、国内でも有数の医療機器産業の生産・開発拠点として成長していることを踏まえ、血液や血管に関する医療機器産業の一層の集積と、この産業集積を活用した地域活性化を促進することを目的として、宮崎県と大分県で策定した構想。

- ・ **東九州自動車道 (P9, 26, 27, 71)**

九州の東側を福岡県北九州市を起点として、大分・宮崎・鹿児島各県を結び、鹿児島市に至る延長約436kmの高速道路。多くの重要港湾や空港及び北九州市、大分市、延岡市などに代表される生産拠点都市が位置しており、これら海・空の交通拠点や生産活動の場などを有機的に結び、東九州はもとより九州全体の産業、経済、観光、文化等の一体的発展と浮揚に貢献する路線として期待される。

- ・ **非線引き都市計画区域 (P21, 25, 45)**

区域区分が定められていない都市計画区域。

- ・ **ヒートアイランド現象 (P66)**

アスファルト舗装や建築物などの地表面の人工物の増加、エアコンや自動車の排熱などによって、夏場の都心部での気温が郊外部に比べて高くなる現象のこと。

- ・ **人にやさしい福祉のまちづくり条例 (P63)**

障がい者や高齢者をはじめ、全ての人にやさしい福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の役割や県の施策の基本方針を定めた条例。

- ・ **避難ビル・避難タワー (P52, 55, 72)**

津波の浸水が予想される区域において、津波が到達する時間までに安全な避難が行えないと予想される場合、一時的な避難のため市町村が指定した既存の建築物を避難ビル、浸水深以上の高さに避難場所を設けた施設を避難タワーという。

－ ふ －

- ・ **風致地区 (P62, 68, 69)**

都市計画で定める地域地区のひとつで、都市計画区域内にあつて都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境）を維持するために指定された区域。

- ・ **フードビジネス (P13)**

食関連産業。農林水産業を中心に、研究開発、資材供給から加工・流通・観光・医療等に至るまでの食関連部門を縫合した産業分野。

— ほ —

- ・ **保安林 (P62)**

水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害・水害・潮害・干害・雪害・霧害の防備、雪崩または落石の危険の防止、火災の防備などの目的のために、農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林。保安林においては原則として、都道府県知事の許可を受けなければ、立木の伐採をしてはならない。

- ・ **防災士 (P70)**

“自助” “共助” “協働” を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した人。

- ・ **保水機能 (P25, 74)**

山林などの緑地が降った雨を一時的に貯留したり、地中に浸透させる機能。

- ・ **歩道の高質舗装化 (P29)**

沿道の景観などに配慮した材料を用いた、歩道の舗装。

— ま —

- ・ **まちづくり**

(P11, 19, 21, 29, 30, 32, 34, 39, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 59, 61, 64, 65, 66, 67, 68, 70, 72, 74, 76, 77, 78)

市町村や住民による、身近な地域を対象とした、まちの活性化などの取組。

- ・ **まちづくりコーディネーター (P76)**

まちづくりを進める上で、住民、行政、事業者などの相互関係を調整する人。

- ・ **まちづくり三法 (の) 改正 (P2, 3, 21, 25)**

平成10～12年に「まちづくり三法（中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法）」が制定・改正されたが、人口減少・超高齢化社会を迎える中で、都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい集約型都市構造を実現するため、平成18年にさらに中心市街地活性化法及び都市計画法が改正された。

その中で、大規模集客施設等の都市機能の適正立地を図るとともに、まちなか居住の促進や公共公益施設の集約立地支援を「選択と集中」の観点から行う等、多様な都市機能の集約のための誘導支援と体制の整備を進める制度が制定された。

- ・ **まちなか居住 (P22, 49, 59, 63)**

まちの中心部などで居住すること。人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちなかに居住することによって、生活・交通などの利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所などが近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減などにも寄与する。また、まちなか居住を進めることで、まちなか人口の増加、コミュニティの再生、中心市街地の活性化などが図られるとともに、まちなかの土地を宅地などとして有効に利用することができ、集約的な市街地の形成にもつながる。

- ・ **まちなか商業 (P49, 59)**

地域住民の身近な買い物の場であるとともに、地域の伝統行事をはじめとする地域コミュニティの核となる、商店街等を中心とする地域における商業活動をいう。

— み —

- ・ **緑の基本計画 (P28, 67)**
行政と市民が一体となった各種の緑化施策を体系的・総合的に展開するための緑化推進計画。都市緑地法に基づき市町村が定める。
- ・ **宮崎県環境計画 (P67)**
本県の恵まれた自然環境を守り、活用することで持続可能な社会を実現するための施策の方向性を示した環境行政の基本計画として、平成23年3月に本県が策定し、平成28年3月に改定している。
- ・ **宮崎県景観形成基本方針 (P29, 68)**
県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために策定した計画。
- ・ **宮崎県広域緑地計画 (P28)**
都市緑地法では、都市計画区域を有する市町村が、当該市町村の区域を単位として、緑地の保全及び緑化に関する指針を「緑の基本計画」に総合的に定めることとしている。そこで、市町村が「緑の基本計画」を円滑に策定するために、ひとつの市町村を越える広域的な緑地の配置計画などを定めるものとして、平成12年3月に本県が策定した計画。
- ・ **宮崎県公共事業景観形成指針 (P68)**
宮崎県景観形成基本方針に基づき策定したもので、県が実施する公共事業における景観形成の基本的な考え方や方向性を示したもの。
- ・ **宮崎県総合計画 (未来みやざき創造プラン) (P1, 13, 35)**
本県のこれから進むべき道筋を示すものであり、県民に幅広く周知を図り、「県民共有の指針」とするもので、平成42年(2030年)に本県が目指す将来像を描くとともに、長期的に見た場合の重要課題に対応していくための「長期戦略」や「分野別施策」の基本的な方向性を示す計画。
- ・ **宮崎県中山間地域振興条例 (P6)**
中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成23年に制定された条例。
- ・ **宮崎情報ハイウェイ21構想 (P29)**
21世紀の初頭に当たって、高度情報通信ネットワーク社会の到来に迅速に対応するとともに、広大な県土に多くの過疎地域を抱える本県の均衡ある発展と県民福祉の向上を図るため、「宮崎版IT社会」の形成を目指し、本県が平成13年3月に策定した構想。

— め —

- ・ **面的整備 (P59, 72)**
まとまった相当規模の区域で、道路・公園・下水道などの施設整備を宅地開発と一体的に行うこと。土地区画整理事業などが含まれる。

— も —

- ・ **モータリゼーション (P11, 19)**
日常生活での自動車の一般化、自動車使用の普及をいう。
- ・ **モビリティ・マネジメント (MM) (P64)**
当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組みを意味するもの。自発的な行動の変化を導くための、コミュニケーションを中心とした交通施策(政策)

－ ゆ －

・優良開発プロジェクト (P59)

地域の整備改善に有効な低・未利用地の活用や公共公益施設を設置など、市街地の整備改善、魅力的で活力ある都市空間の創造に寄与する、社会的貢献度の高い市街地開発プロジェクトを指す。

・優良な農地 (P25, 58, 62)

概ね、10ha以上のまとまった農地で、農業生産性が高く、各種農業基盤整備への投資が行われており、今後も長期にわたり農業生産を行うべき農地を指す。

・ユニバーサルデザイン (P49, 50, 53, 63)

年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用しやすい製品や環境のデザイン。

・ユネスコエコパーク (P10, 69)

生物圏保存地域の国内呼称。

生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、1976年に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が開始、UNESCOの自然科学セクターのユネスコ人間と生物圏(MAB: Man and Biosphere)計画における一事業として実施されている。

「保全機能(生物多様性の保全)」、「経済と社会の発展」、「学術的研究支援」という3つの機能を果たすため、「核心地域」、「緩衝地域」、「移行地域」の3つの区域を設定する必要がある。保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生を図ること等が登録の条件となる。

－ よ －

・容積率 (P59)

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合。延べ床面積とは、建築物の各階の床面積の合計をいう。

・用途地域 (P16, 21, 25, 30, 45, 47, 51, 56, 59, 60, 62, 71)

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的・計画的な利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さなどについて制限が行われる地域。主に、住居系・商業系・工業系に分かれ、12種類の用途地域を設定することができる。

・用途地域の縁辺部 (P25)

用途地域のまわり。周辺。

・要配慮者 (P19, 32, 51, 70)

高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児、外国人等で災害時に特に配慮を要する者。

－ ら －

・ライフサイクルコスト (P64)

製品や構造物などの企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。

・ライフスタイル (P11, 27)

生活様式、暮らしぶり、生き方、生活に関する考え方や習慣。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方まで含んだ広い意味での生き方。

－ り －

・利水 (P28)

河川や河川に伴う遊水地、湖沼などから水を引き、その水を利用すること。

・ **立地適正化計画 (P77, 78)**

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村マスタープランの高度化版であり、平成26年の都市再生特別措置法の改正にあたって、新たに創設された。居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるための計画。

・ **リノベーション (P49)**

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

・ **緑地協定 (P68)**

一団の土地または道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑化に関する協定。緑地協定には、都市緑地法によるものと市町村の条例・要綱によるものがある。

・ **緑地保全地域 (P62, 68, 69, 73, 74)**

都市計画区域又は準都市計画区域内において都市計画で定める地域地区のひとつで、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。

－ れ －

・ **歴史的環境 (P23)**

歴史的に価値のある建物、まち並み、城址、街道、古墳、神話、伝説などの総称。

・ **歴史的景観 (P49)**

歴史的環境の織り成す風景、景色、眺め。

－ ろ －

・ **老朽木造住宅 (P32)**

老朽化した木造の住宅のこと。地震が発生した際に倒壊するおそれがあり、これらが密集して建っている場合には、火災時の延焼などが考えられるため、計画的な建替えなどを進めることが望ましいと考えられている。

・ **労働生産性 (P12)**

労働者1人当たり、あるいは労働時間1時間当たりの生産量または生産額。投下した労働力と、その結果として得られる生産量との割合を見ることで、経済構造の分析や労働の効率を測るのに用いられる。



都市計画に関する基本方針 (改定版)

宮崎県 県土整備部 都市計画課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

〈電話〉0985-26-7192 〈FAX〉0985-32-4456

〈Email〉toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp